

個人情報保護事務の手引

平成 17 年 9 月

岸 和 田 市

個人情報保護事務の手引き 目次

1. 個人情報保護条例の解釈と運用

第1章 総則

第1条 目的	1
第2条 定義	2
第3条 実施機関の責務	5
第4条 事業者の責務	6
第5条 市民の責務	7

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

第6条 届出と登録簿	8
第7条 取扱いの制限	11
第8条 収集の制限	25
第9条 利用及び提供の制限	36
第10条 提供先に対する措置の要求	48
第11条 電子計算機処理の制限	49
第12条 電子計算機の結合の制限	51
第13条 適正な維持管理	52
第14条 職員等の義務	54
第15条 委託等に伴う措置	55

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求

第16条 開示請求	57
第17条 開示しないことができる個人情報	59
第1号 第三者情報による非開示	60
第2号 法令等による非開示	61
第3号 法人等の情報による非開示	62
第4号 意思形成過程情報	63
第5号 事務事業執行情報	64
第6号 評価等情報	65
第7号 公共の安全等情報	66
第8号 利益相反情報	67
第18条 部分開示	68
第19条 開示請求の手続	69
第20条 開示請求に対する決定等	71
第21条 第三者保護に関する手続	74

第 22 条	開示の方法	75
第 23 条	簡易な開示	77
第 24 条	訂正請求	78
第 25 条	訂正請求の手続	79
第 26 条	訂正請求に対する決定等	81
第 26 条の 2	利用停止等請求	83
第 26 条の 3	利用停止等請求の手続	85
第 26 条の 4	利用停止等の義務	87
第 26 条の 5	利用停止等請求に対する決定等	89
第 3 節 救済手続等		
第 27 条	救済手続	91
第 28 条	削除	
第 29 条	苦情の処理	93
第 3 章 事業者が取り扱う個人情報の保護		
第 30 条	指導又は助言	94
第 31 条	出資法人の講ずべき措置	95
第 32 条	国又は地方公共団体との協力	96
第 4 章 審査会等		
第 1 節 岸和田市個人情報保護審査会		
第 33 条	個人情報保護審査会	97
第 34 条	審査会の調査権限	99
第 35 条	意見書の提出等	100
第 36 条	提出資料等の閲覧	101
第 37 条	調査審議手続の非公開	102
第 38 条	規則への委任	103
第 2 節 岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会		
第 39 条	情報公開・個人情報保護制度審議会	104
第 5 章 その他		
第 40 条	手数料等	105
第 41 条	他の制度との調整等	106
第 42 条	市長の調整	108
第 43 条	運用状況の公表	109
第 44 条	その他	110

第6章 罰則	
第45条	111
第46条	113
第47条	114
第48条	115
第49条	116
第50条	117
附則	118

2. 資料

1 個人情報開示事務の流れ	119
2 個人情報訂正・利用停止等事務の流れ	120
3 岸和田市個人情報保護条例	121
4 岸和田市個人情報保護条例施行規則	133
5 岸和田市個人情報保護審査会規則	163

1 . 個人情報保護条例の解釈と運用

第1章 総則

第1条 (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、岸和田市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものであり、本市の個人情報保護制度についての基本的な考え方を示し、条例の解釈運用の指針となるものである。従って、条例各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。

【解釈・運用】

1 岸和田市情報公開・個人情報保護制度懇話会は、「岸和田市における情報公開及び個人情報保護に関するあり方について」（岸和田市情報公開・個人情報保護制度懇話会提言書、以下「提言書」という。）において、「個人情報保護制度は、個人情報の取り扱いに関する市民の基本的な権利の侵害を防止し、市民の不安感を除去し、市政に対する信頼を確保するために、市民の自己に関する情報のコントロール権の保障を具体化するものである。したがって、個人情報保護の基本原則を定め、収集・利用・提供など市における市民の個人情報の適正な取扱いを確保することとともに、市民に自己の個人情報に対する開示請求等の権利の保障が条例の目的に明記されなければならない。」として、個人情報保護の重要性とその基本的指針を示したが、条例はこれを具体化、制度化するものである。

市では、昭和58年12月から市が保有する個人情報のうち電子計算機で処理するものを対象とした個人情報保護制度を実施してきた。今回制定された個人情報保護制度は手作業処理、電子計算機処理にかかわらず、市が持っているすべての個人情報について、適正な取扱いのルールを定めるとともに本人が自己の情報を確認するために開示請求などの権利を明らかにするものである。

また、この個人情報保護制度は、

- (1) 個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報を取り扱うものに対して一定の義務を課すことによって、個人の権利利益の侵害を未然に防ぐこと、
- (2) 市が保有する個人情報の本人に対して、自己情報の開示、訂正及び利用停止等を求める権利を明らかにすることにより、個人情報の本人自らが情報保護のための行動ができるようにすることを柱として、個人の権利利益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ろうとするものである。

2 「個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定める」とは、個人情報の収集から保有及び利用提供という一連の情報の流れに、社会通念上適正と認められるような一定の取扱いルールを設けようとしたものである。

「個人の権利利益の保護」とは、プライバシーとしての人格的な権利利益のほか、社会生活上の権利利益や経済的な権利利益の侵害をも防止しようとするものである。

第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）を除く。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。
- (5) 行政文書 岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。
- (6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。

【趣旨】

本条は、条例における基本的な用語の意義について定義したものである。

【解釈・運用】

第1号関係

- 1 本号は、条例において保護の対象となる「個人情報」の範囲について定めたものである。

個人情報の保護対策は、人（いわゆる自然人）に固有の人格的利益の保護を中心として講じられるべきものであることから、自然人に関する情報を制度の対象とし、法人その他団体に関する情報はこの制度の対象とはしないこととしている。なお、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体の役員に関する情報、すなわち、「個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）」については、個人が識別され得る情報ではあるが、個人の尊厳に関するものを保護しようとする本号とは別の問題であり、事業活動に関する情報としてとらえるべき情報であるため、条例の対象から除外した。

個人情報保護制度は、従来からの個人に関する情報をみだりに公にしないといった保護だけにとどまらず、本人に対しては、自己に関する情報の所在や内容を明らかにし、誤りがあれば訂正するという自己に関する情報のコントロール権を保障することにより、個人情報の保護を図っていかうとする制度であることから、保護の対象とする個人情報は、「通常他人に知られたくない個人に関する情報」といった秘匿性の有無など、個人情報の種類や内容によって限定せず、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とし、すべての個人情報を保護の対象とすべきであり、この考え方に従って定義がなされている。

- 2 「個人に関する情報」とは、通常、個人を識別する際に用いられる氏名、住所、生年月日等の基本的事項はもとより、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、家族状況親族関係、所得、財産等の個人に関するすべての情報をいう。また、個人に関する情報であれば、住所、国籍にかかわらず、外国人を含むあらゆる個人の情報が保護対象となるものである。なお、死者には権利能力がないことから、自己情報の開示請求権等を行使できないが、実施機関は保有する個人情報のすべて

を適正に管理する必要があることから、死者の個人情報も保護対象となるものである。

- 3 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、又は識別できる可能性のあるものをいい、次のような情報をいうものである。
 - (1) 氏名、住所等の情報から直接的に特定の個人が識別されるもの
 - (2) 他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別されるもの
- 4 「法人その他の団体に関して記録されている情報」とは、法人等が市に提出する許可、認可等の申請書、届出書、報告書等の情報をいう。なお、第3号の解説参照。
- 5 「役員」とは、法人等において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、株式会社の取締役、監査役及び公益法人の理事、監事並びに団体の代表者、監事その他の役員等をいう。

第2号関係

- 1 「実施機関」とは、条例に基づき行政文書の開示を実施する機関をいい、本市においては地方自治法に基づいてそれぞれ独自の所掌事務の管理及び執行権限を有する市長、委員会委員、水道事業管理者、消防長及び議会を実施機関とした。また、実施機関には実施機関の組織規則などにより定められている各部課、出先機関及び教育機関の全体を含むものである。

また、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された執行機関の附属機関(各審議会、審査会等)も当該実施機関に含まれる。福祉事務所長、建築主事等は、一定の事務について、それぞれ市長から独立して事務を管理執行するが、個人情報の開示・訂正等については、市長を実施機関とする。

第3号関係

「法人その他の団体」の「法人」とは、株式会社・有限会社等の営利法人、社会福祉法人・学校法人等の公益法人等すべての法人をいい、「その他の団体」とは、自治会、商店会、PTA等で法人格は有していないが、団体などの規約や代表者が定められている団体をいう。

また、国及び地方公共団体については、その公共性に鑑み、「法人その他の団体」の範囲から除外するものである。

第4号関係

「本人」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいい、市内に住所を有するものであると否とを問わない。

第5号関係

「行政文書」とは、開示請求の対象となる個人情報の記録媒体としての行政文書概念を明らかにしたものであり、行政文書の範囲を限定したものである。具体的内容は、岸和田市情報公開条例(平成12年条例第9号、以下「情報公開条例」という。)に定めるものと同様である。

情報公開条例第2条第2号は、「行政文書」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義している。

第6号関係

「電子計算機」とは、デジタル回線により構成されたプログラム内蔵方式による電子式情報処理機器をいう。

「入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去若しくは出力又はこれらに類する処理」とは、通常電子計算機により情報を処理する場合の具体的な類型を列挙したものであり、個人情報処理する場合とその他の情報を処理する場合とで異なることを意味するものではない。

「専ら文章を作成し」とは、ワードプロセッサ機能を有する機器による処理を指す。

「文書若しくは図画の内容を記録するための処理」とは、光ディスク等により、文書を画像情報（イメージ情報）として、保存管理することをいう。

第3条（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、条例の目的達成のために実施機関が必要な保護措置を講ずるよう一般的責務を定めるとともに、個人情報保護の重要性について広く啓発を行うよう努力することを求めるものである。

【解釈・運用】

「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、条例に定める具体的保護措置に限らず、この条例の目的を達成するために必要と考えられる各種の普及、事業者や市民に対する啓発、職員研修等のすべての施策をいう。また、個人情報の取扱いに関し市民等から苦情の申出があった場合に迅速かつ適切に対応することも含むものである。

第4条（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護について、事業者が果たすべき役割を明らかにしたものである。

【解釈・運用】

- 1 高度情報化社会といわれる現在において、個人のプライバシーを保護することは、個人の尊厳を維持する上で不可欠なものとなっており、このことは市による公的な側面だけでなく、広く社会生活においても重要な課題である。このため、事業者においてもその重要性を認識し、保護のため市の施策に協力を求め積極的に、個人情報の保護を行うよう求められる。
- 2 本条の意味するところは、これを踏まえて、事業者がその事業の実施に当たり個人情報の収集、保管、利用及び提供を行う場合には、個人の権利利益を侵害することがないよう基準を定めたり、自己情報の存否や内容の照会を受けた際には知るための機会の提供などの措置を自主的にとる必要があるということである。
- 3 「個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずる」とは、事業者が、個人情報の収集、保管、利用及び提供について内部基準を定めたり、研修を実施するなど、個人情報の保護施策を講ずべき努力義務をいう。
- 4 「個人情報の保護に関する市の施策に協力」とは、個人情報の開示、訂正等の権利や個人情報の適正な取扱いに関する等の個人情報の保護に関する市の施策に協力することをいい、市長が事業者に対して行う指導及び助言などに協力することを含むものである。

第5条（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護については、市民の理解と協力が不可欠なことから、市民が果たすべき役割を明らかにしたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条の意味するところは、前条でも示したように、市民が個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努力すべきことを明らかにしたものである。
- 2 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、市の活動だけでなく、ひろく社会生活において個人情報の保護がなされることが必要であり、このため、市民も、個人情報の保護の重要性を認識し、自分自身に関する情報を自分で守るという意識を持ちながら、日常生活において自己情報を不用意に他人に提供したりしないよう心掛ける必要があるということである。
- 3 「個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努め」とは、他人の個人情報が記録されているようなものを安易に関係者以外の者へ提供してしまった場合には、不都合な目的で利用されてその人の権利利益が侵害されるようなことも起きるので、十分な注意を払うことが必要であることを明らかにしている。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

第6条 (届出と登録簿)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的
- (2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
- (7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項を記載した登録簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が事務事業を行うに当たり個人情報を取り扱うときは、その事務の名称、概要、目的、取り扱う個人情報の対象者、収集先及び利用提供の状況等を明らかにするとともに、自己情報の開示請求等の円滑な実施に資するため、個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧に関する必要な事項を定めたものである。

【解釈・運用】

本条は、収集される個人情報についての目録作成、公表について定めるものである。

第1項関係

- 1 本項は、実施機関が行う事務事業において個人情報を取り扱う場合には、その事務事業について所定の事項を記載した登録簿の作成義務があることを明らかにし、事務事業の開始前又は登録事項の変更前に登録簿への登録又は変更を行う必要があることを定めたものである。
- 2 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行する上で、個人情報の収集、利用などの取り扱う事務をいう。
- 3 「個人情報を取り扱う事務の名称及び目的」とは、個人情報取扱事務の内容が具体的に理解できるような名称及び目的をいい、特に目的については正確であることとともに市民に理解できるように具体的に記述するものとする。
- 4 「個人情報の対象者の範囲」とは、当該個人情報取扱業務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、被表章者、納税義務者、講師のような個人の類型をいう。
- 5 「個人情報の記録項目」とは、個人の氏名、生年月日、住所、職業・資格、収入等の当該個人の属性を記載したものをいう。これには、各種免許証、保険証、年金手帳、カルテ等で必要に応じて個人情報を整理するために使用される番号や記号等を含む。

- 6 「個人情報の収集方法」については、本人から収集する場合のほか、本人以外のものから収集する場合もあるので、収集先及び収集方法を明らかにするため、登録項目としたものである。
- 7 「電子計算機処理」とは、条例第2条第6項に定めるものをいう。
- 8 「個人情報の利用又は提供を経常的に行う」とは、個人情報の目的外利用、提供が、常に行われるような場合のことをいい、発生する可能性があるという程度のものは含まない。
- 9 「規則で定める事項」については、下記の規則第4条を参照。

第2項関係

本項は、実施機関が個人情報取扱事務を廃止したときには、遅滞なく市長に届け出ることを定めたものである。

第3項関係

本項は、作成した登録簿を一般の閲覧に供することとしたものである。これは、実施機関における個人情報の取扱の状況を市民に周知し、個人情報の開示の請求等をする場合に利用するため、市長が、登録にかかる事項を記載した登録簿を作成し、市民が閲覧できるようにする責務があることを定めたものである。

【所管課における個人情報取扱事務】

1 事務の開始

- (1) 所管課は、個人情報取扱事務の開始にあたり、条例に定める個人情報の取扱いに関する諸規定に違反していないかを確認し、個人情報保護担当課に事前協議して、起案する。
- (2) 個人情報保護事務開始届出書を個人情報保護担当課に提出する。

2 事務の変更及び廃止

- (1) 所管課は、個人情報取扱事務の変更及び廃止にあたり、条例に定める個人情報の取扱いに関する諸規定に違反していないかを確認し、個人情報保護担当課に事前協議して、起案する。
- (2) 個人情報保護事務変更・廃止届出書を個人情報保護担当課に提出する。

3 個人情報保護担当課における手続

- (1) 個人情報保護担当課は、所管課から開始の届出書を受け取ったときは、その写しを作成し、それを課単位でファイルし、一般の閲覧に供することができるようにする。
- (2) 個人情報保護担当課は、所管課から変更届出書を受け取ったときは、変更された事項を修正した届出書を作成し、(1)のファイルの変更前の開始の届出書の後に追加する。
- (3) 個人情報保護担当課は、所管課から廃止届出書を受け取ったときは、(1)のファイルから当該届出に関する開始の届出書を抜き取り、5年間保存する。

【規則】

(個人情報取扱事務の届出事項)

第4条 条例第6条第1項第8号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第12条ただし書の規定による電気通信による電子計算機の結合を行うときは、その旨
- (2) 個人情報の記録媒体
- (3) 他の法令等による開示制度の有無

(4) 外部委託の有無及びその内容

- 2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務開始届出書(様式第1号)により行うものとする。
- 3 条例第6条第1項又は第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届出書(様式第2号)により行うものとする。

第7条（取扱いの制限）

第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に規定があるとき、又は実施機関が第33条に規定する岸和田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報について、原則としてその取り扱いを禁止し、例外的に取り扱うことができる場合を限定することを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、思想、信条または宗教等の個人の内心にかかわる情報、病歴等の身体に関する個人情報及び犯罪歴等の社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（以下「センシティブ情報」という。）は、憲法上の内心の自由等の基本的な権利にかかわるものであること及び不当な差別に利用されるおそれのある情報であることから、その取り扱いが不適正である場合には、不安や精神的な苦痛を感じさせる程度が強く（センシティブである）また、個人の権利利益を侵害する危険性が高いものであるため、原則としてその取り扱いを禁止し、次の場合に限り、例外として取り扱うことができることを定めたものである。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき取り扱うとき。
 - (2) 審査会の意見を聴いた上で、当該個人情報を取り扱うことが公益上特に必要があると実施機関が認めて取り扱うとき。
- 2 「取り扱ってはならない」とは、個人情報の収集、保管、利用及び提供のすべてを禁止する趣旨である。
- 3 「思想、信条」に関するものとは、政治思想、支持政党などの個人の政治的な考え方や人生観や倫理観などの精神的、内面的な内容に関する情報をいう。
- 4 「宗教」に関するものとは、信仰しているまたは信仰を拒否している宗教及びその宗派名、宗教上の儀式・行事等に関する情報をいう。
- 5 「個人の特質を規定する身体に関する個人情報」とは、病歴、障害、遺伝等重要な身体に関する個人情報をいう。
- 6 「社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」とは、人種、民族、犯罪歴等のように取り扱いを誤ると不当な差別の原因となったりまたはなるおそれのある個人情報をいう。
- 7 「法令又は条例（以下「法令等」という。）」とは、法律、政令、省令その他の命令並びに条例及び条例の委任に基づく規則をいい、通達、訓令等は含まない。
- 8 「規定があるとき」とは、センシティブ情報を取り扱うことについて、法令等に根拠があることをいう。
 - (1) センシティブ情報について、実施機関に調査、報告等の取り扱いの義務または権限がある旨の規定がある場合（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に基づき職員採用の際

に実施機関に欠格事項の有無を確認する義務が定められている場合)

- (2) センシティブ情報について、相手方に報告、通知、届出等の義務を定めた規定がある場合(例えば、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86号第1項及び第4項の規定に基づき公職の候補者に所属政党等を届け出る義務が課されている場合)
 - (3) 法令等の規定により当該事務事業を行う根拠が明記されており、その根拠規定に基づき事務事業を行う場合であって、当該規定の趣旨、目的から判断して、センシティブ情報を取り扱うことが明らかに予定されていると認められる場合で、当該情報を取り扱わなければ当該事務事業の目的が達成できないと認められる場合(例えば、センシティブ情報を含む個人情報の開示請求に対して行政不服審査法による不服申立てがあった場合、個人情報保護審査会がセンシティブ情報を取り扱う場合)。ただし、この場合の解釈は、センシティブ情報の取り扱いが原則として禁止されている趣旨を踏まえ、合理的かつ限定的に行う必要がある。
- 9 「岸和田市個人情報保護審査会」については、第33条の解説を参照。
 - 10 「個人情報保護審査会の意見を聴いて」とは、実施機関は、個人情報保護審査会にセンシティブ情報を取り扱わなければならない理由を示して意見を聴いた後に、その意見を尊重した上で、実施機関として判断することをいう。個人情報保護審査会の意見を聴くことにしたのは、公益上特に必要があるかどうかの判断は、個人情報保護の観点から客観的に行われるべきものであり、実施機関とは独立した審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、そうした客観性を確保しようとしたことによる。

なお、センシティブ情報を取り扱おうとするときは、法令等に定めがない限り、個人情報保護審査会の意見を聴くことが必要である。
 - 11 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、事務の性質上、特に公益性が高く、当該個人情報を取り扱うことが必要であり、当該情報を欠いてしまうと事務の執行ができなくなる場合をいう。ただし、この場合の解釈は、センシティブ情報の取り扱いが原則として禁止されている趣旨を踏まえ、合理的かつ限定的に行う必要がある。

岸和田市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条ただし書の規定に基づき、
思想、信条等の個人情報を取扱うことについて

1 次に掲げる類型に該当する事務については、今後、原則として当審査会の意見を求める必要はありません。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断がつきがたい事案や慎重な取扱いを要すると考えられる事務については、あらためて当審査会に意見を求めて慎重な対応を心がけてください。

2 個別の事務 6 件については、思想、信条等に関する個人情報の取扱いを認めます。

3 条例第 7 条の規定により制限される個人情報の取扱いについては、次に掲げる類型及び個別事務に該当するものについて例外的にその取扱いを認めるものですが、当該個人情報は個人の権利利益の侵害を引き起こす危険性が高いものであることから、その取扱いに当たっては、特に慎重に判断し、必要最小限の範囲としてください。

個人情報の取扱いの制限（思想・信条等のセンシティブ情報の取扱いの禁止）の例外
（条例第 7 条ただし書）について

[類 型]

番号	類 型	取扱いを必要とする理由	取り扱う情報
1	市民等からの相談、要望、陳情等の中で、相談者等の意思により、思想等に関する個人情報が提供され、個人情報を取り扱うことになる場合	市民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等の中には、思想、信条、宗教などに関する個人情報が含まれる場合があるが、これらの個人情報は、提供者の意思により一方的に提供されるものであるため、事務の性質上、これらの個人情報を取り扱うことになる。 また、実施機関としても、当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を取り扱う必要がある。	<ul style="list-style-type: none">・ 思想、信条及び宗教に関する個人情報・ 個人の特質を規定する身体に関する個人情報・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
2	実施機関が、診察、疾病の予防等を行うに当たり、患者等の身体等に関する個人情報や思想、信条、宗教等に関する個人情報を取り扱う場合	医療機関等において、患者や受診者等の病状等に合わせた的確な治療行為や予防等のための行為を行うためには、当該患者等の身体に関する個人情報を取り扱うほか、当該患者等の生活感、生活歴・思想等に関する個人情報を聴取する中で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取り扱うことになる場合がある。	<ul style="list-style-type: none">・ 思想、信条及び宗教に関する個人情報・ 個人の特質を規定する身体に関する個人情報・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

3	<p>作文等のコンクールの事務に当たり、作文、論文等の中で、個人の意思により思想等に関する個人情報提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合</p>	<p>各種のコンクールの作文、論文等の記述内容は、自由な意思で記述されているが、これらの中で思想等に関する個人情報について記述されている場合には、事務の性質上、これらの個人情報を取り扱うことになる。</p> <p>この場合、作文、論文等に記載されている内容は、記載者が表現の自由にに基づき記載するもので、本人は当然に、これらに記載されている内容について、実施機関が受領し、了知することを前提として提出しているものと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想及び信条に関する個人情報 ・ 個人の特質の規定する身体に関する個人情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
4	<p>刊行物等で一般に入手し得るものから、思想等に関する個人情報を、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合</p>	<p>事務執行上、刊行物等から個人情報を取り扱う場合があるが、これら新聞や書籍等に掲載され公にされている情報については、不特定多数の者に公表され誰でもが知り得る状態にあることから、事務の目的の範囲内で取り扱うことが正当と認められる限りにおいては、個人情報保護上の問題は起こらないと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教に関する個人情報 ・ 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
5	<p>栄典、表彰等の選考に当たり、選考対象者、候補者の思想、信条、宗教、犯罪歴等に関する個人情報を取り扱う場合</p>	<p>功績調書の中には、思想等に関する個人情報が含まれる場合がある。</p> <p>障害者等を対象とした表彰等については、身体に関する個人情報を取り扱う場合がある。</p> <p>栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴等を有する者が被表彰者や被表彰候補者となることは、社会通念上市民等の感情にそぐわないと考えられる。このため、選考事務を行う上で、犯罪歴の有無を確認する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 ・ 思想、信条及び信条に関する個人情報 ・ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
6	<p>海外からの研修生、来訪者等の受入れを行うに当たり、当該研修生等の宗教等に関する個人情報を取り扱う場合</p>	<p>海外からの研修生や来訪者等の受入れに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図るため、宗教、習慣、病歴等に関する個人情報を取り扱う場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条及び宗教に関する個人情報 ・ 個人の特質を規定する身体に関する個人情報
7	<p>職員等の採用・任免、委員の任免等を行うに当たり、身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を取り扱う場合</p>	<p>公務に従事する職員の任免等を行う事務において、任用に当たっての適格性の審査及び免職等の処分当たりの事案に応じた的確な処理を行うため、本人の身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を取り扱う必要が生ずる場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 ・ 犯罪歴に関する個人情報 ・ 思想・信条に関する個人情報
8	<p>公共事業において、土地、家屋等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用を補償するため、宗教に関する個人情報を取り扱う場合</p>	<p>公共事業において、土地や家屋等を取得する場合、墳墓、神社、仏閣、教会等の改葬、移転が必要となる場合にその改葬、移転費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため、土地や家屋等の所有者の宗教に関する個人情報を取り扱う場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教に関する個人情報

9	土地、家屋等の取得、 判決、許認可、指定、官 民境界確定協議、公共 用財産の管理や処分等 を行うに当たり、権利 者を確認するための相 続関係調査が必要なと きに、戸籍や本籍等に 関する個人情報を取り 扱う場合	公共事業用地等の取得、公有財産との境界確 定の協議、判決、許認可や指定等を行うに際し て、真の所有者・権利者を確認するため、土地や 家屋等の所有者等の相続関係等の調査により、 戸籍や本籍等の社会的差別の原因となるおそれ のある個人情報を取り扱う必要がある。	・ 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報
10	市営住宅の適正な管 理を行うに当たり、入 居者の身体に関する個 人情報を取り扱う場合	市営住宅の募集や入居に関する事務を行うに 際しては、入居者等の実状を正確に把握するた めに、身体に関する個人情報を取り扱う必要が ある。	・ 個人の特質を規定する身 体に関する個人情報
11	災害や事故の状況を 把握する事務、災害や 事故により死亡した者 や障害を生じた者に給 付金等を支給する事務 を行うに当たり、身体 に関する個人情報を取り 扱う場合	災害や事故の状況を把握する事務及び災害や 事故により死亡や障害が生じた者に給付金等を 支給する事務を行うに際しては、必然的に身体 に関する個人情報を取り扱う必要がある。	・ 個人の特質を規定する身 体に関する個人情報
12	高齢者・障害者を対 象とした事務を行うに 当たり、対象者を把握 するため、身体等に関 する個人情報を取り扱 う場合	高齢者及び障害を有する者に対して、適切な 事務事業を行っていくためには、身体等に関す る個人情報を取り扱う必要がある。	・ 個人の特質を規定する身 体に関する個人情報 ・ 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報
13	市立小中学校等の在籍 者に関する事務を行う に当たり、思想、信条及 び宗教に関する個人情 報、身体等に関する個 人情報を取り扱う場合	市立学校等在籍者の児童生徒等の適切な指 導・教育・健康管理のため、作文等により思想等 に関する個人情報、健康診断等により身体に関 する個人情報を取り扱う場合がある。	・ 思想、信条及び宗教に関 する個人情報 ・ 個人の特質を規定する身 体に関する個人情報 ・ 社会的差別の原因となる おそれのある個人情報
14	研修参加、主催事業、 受験等に当たり、身体 に関する個人情報を取り 扱う場合	研修、主催事業、試験等の中には、本人の健康 状態の良好なことが、研修や主催事業の参加、試 験の受験等の要件とされているものがあり、そ の要件を満たしているかどうかを判断するに当 たっては、身体に関する個人情報を取り扱う必要 がある。	・ 個人の特質を規定する身 体に関する個人情報
15	児童福祉施設等にお いて児童等の処遇を行 うに当たり、身体等 に関する個人情報を取り 扱う場合	児童福祉施設等において児童等の処遇を的確 に行うに際して、対象者の実状を正確に把握す るため児童等の障害、健康状態等身体に関する 個人情報を取り扱う必要がある。	・ 個人の特質を規定する身 体に関する個人情報
16	各種年金、保険給付 等に係る事務を行うに 当たり、身体等に関す る個人情報を取り扱う 場合	各種年金、保険給付等に係る事務を行うに際 しては、対象者の実状を正確に把握するため、身 体等に関する個人情報を取り扱う場合がある。	・ 個人の特質を規定する身 体に関する個人情報

17	政党名、会派名、議員等の政治的信条等に関する個人情報を取り扱う場合	政治家の政治理念等については、政治家自らが有権者等に広く知ってもらうため、その政治活動の中で積極的に表明しているものであり、また報道機関等によりしばしば報道されていることから公知の情報と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 思想、信条及び宗教に関する個人情報 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
18	争訟の事務を行うに当たり、思想、信条及び宗教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を取り扱う場合	争訟の事務を行うに当たり、市としての主張立証等の際には、事案の内容によっては思想等に関する個人情報、身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報を取り扱う場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> 思想、信条及び宗教に関する個人情報 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
19	各種許認可、給付等の事務を行うに当たり、申請者等の個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を取り扱う場合	許認可・給付等の事務に際して、規則等において、資格要件として身体に関する個人情報、犯罪歴等を取り扱うことが必要な場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
20	規則、要綱等の規定に基づく各種の申請、届出等に係る事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を取り扱う場合 ただし、当該個人情報を取り扱うことが、事務の目的を達成するために必要かつ欠くことのできない場合に限る。	規則、要綱等に思想等に関する個人情報を提出することが定められている場合がある。 これらの規則、要綱等で提出することが定められている思想等に関する個人情報は申請等に基づく事務を処理する上で取り扱う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 思想、信条及び宗教に関する個人情報 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
21	委託契約等に当たり、当該委託先の従業員の身体に関する個人情報を取り扱う場合	委託契約等に当たり、契約内容等によっては、委託先の従業員等の身体に関する個人情報を取り扱う場合があるため。	<ul style="list-style-type: none"> 個人の特質を規定する身体に関する個人情報

[個別事務]

主管課	事業内容	取扱いを必要とする理由	取り扱う情報
市民課	犯罪人名簿の作成事業	犯罪管理及び照会を行なうため、内務省訓令により名簿を整備する必要がある。	犯罪歴に関する個人情報
	禁治産者・準禁治産者・破産者関係通知に関する事業	本人等の身分証明書として交付するため、内務省訓令により禁治産者・準禁治産者・破産者の情報管理を行なっている。	社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
	成年被後見人関係通知に関する事業	本人等の身分証明書として交付するため、後見登記等に関する省令第2章第13条に基づく通知により成年被後見人の情報管理を行なっている。	
	霊柩車の運行に伴う事業	出棺場所を明記する必要がある。	宗教に関する個人情報
	市営葬儀の運営に伴う事業	飾り付け、掛軸等が宗教(宗派)によって異なることから、葬儀を実施するに当たり、これを把握する必要がある。	宗教に関する個人情報
各所管課	個人情報の開示等に伴う事業	個人情報開示事務等を行うに当たっては、本人等を確認する必要があるが、その確認のために提出や提示される書類の中に、本籍に関する個人情報が含まれる場合がある。	社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

個人情報取扱いの制限（センシティブ情報の取扱いの禁止）の例外

類型 1 市民等からの相談、要望、陳情等の中で、相談者等の意思により、思想等に関する個人情報が提供され、個人情報を取り扱うことになる場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
広報公聴課	各種団体等からの陳情・要望受付・処理に関する事務							
広報公聴課	行政相談事務							
広報公聴課	市勢要覧取材事務							
広報公聴課	市民相談事務							
広報公聴課	市民等からの苦情・提言等受付・処理に関する事務							
広報公聴課	法律相談受付事務							
介護保険課	介護相談事務							
保険年金課	国民健康保険に関する事務							
選挙管理委員会	市民からの要望							
農業委員会	農地に関する相談							
各幼稚園	子育て教育相談に関する事務							
同和教育課	人権教育啓発活動に関する事務							
生涯学習課	少年相談に関する事務							
同和对策室	人権問題に関する事務							

類型 2 実施機関が、診察、疾病の予防等を行うに当たり、患者等の身体等に関する個人情報や思想、信条、宗教等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
健康推進課	健康づくり推進事業に関する事務							
健康推進課	健康教育に関する事務							
健康推進課	健康診査に関する事務							
健康推進課	健康相談に関する事務							
健康推進課	訪問指導に関する事務							
健康推進課	伝染病予防事務							
健康推進課	育児健康等支援に関する事務							
健康推進課	個別保健指導に関する事務							
健康推進課	乳児健康診査に関する事務							
健康推進課	休日診療に関する事務							
介護保険課	要介護認定調査に関する事務							

類型 3

作文等のコンクールの事務に当たり、作文、論文等の中で、個人の意思により思想等に関する個人情報提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
人事課	派遣研修生選考に関する業務							
各小中学校	学習指導に関する業務							
同和教育課	人権作文に関する事務							

類型 4

刊行物等で一般に入手し得るものから、思想等に関する個人情報を、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
広報公聴課	広報きしわだの取材に関する事務							
広報公聴課	市勢要覧発行に関する事務							
人事課	研修講師選考に関する業務							
介護保険課	保険料徴収事務							
納税課	市民税滞納整理に関する事務							

類型 5

栄典、表彰等の選考に当たり、選考対象者、候補者の思想、信条、宗教、犯罪歴等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
秘書課	府自治功労者候補者の選定手続等							
秘書課	叙位叙勲候補者の選定手続等							
秘書課	名誉市民候補者の選定手続等							
秘書課	ほう賞関係業務							
秘書課	市政施行周年記念表彰に関する事務							
企画課	統計功労者の推薦							
議会事務局	叙位叙勲・府功労者等の推薦(議員関係)							
選挙管理委員会	叙勲・市民表彰(選挙関係)							
教育総務課	永年勤続表彰関係							
教育総務課	教育功労者表彰関係							
教育総務課	叙位・叙勲表彰関係(学校関係)							
消防予防課	危険物保安功労者消防庁長官表彰候補者の推薦に関する事務							
消防予防課	自主防災組織関係に関する表彰・推薦事務							
消防予防課	優良危険物取扱者等知事表彰候補者の推薦に関する事務							

類型 6

海外からの研修生、来訪者等の受入れを行うに当たり、当該研修生等の宗教等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
人事課	派遣研修生の受入れに関する業務							
企画課	国際交流に関する業務							

類型 7

職員等の採用・任免、委員の任免等を行うに当たり、身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
人事課	職員及び臨時職員の採用に関する事務							
固定評価委員会事務局	固定資産税評価審査委員会委員選任の事務							
教育総務課	臨時職員採用に関する事務							
教育総務課	教職員採用の内申に関する事務							
消防総務課	職員採用に関する事務							

類型 8

公共事業において、土地、家屋等を取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用を補償するため、宗教に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
道路交通課	道路改良事業に伴う事前調査							
区画整理課	移転等に伴う損失補償に関する事務							
街路課	道路用地取得等に関する事務							

類型 9

土地、家屋等の取得、裁決、許認可、指定、官民境界確定協議、公共用財産の管理や処分等を行うに当たり、権利者を確認するための相続関係調査が必要なときに、戸籍や本籍等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
総務管財課	市有地の土地確定測量に伴う隣接土地所有者等の調査に関する事務							
道路交通課	道路改良事業に伴う事前調査							
街路課	道路用地取得等に関する事務							

類型 10

市営住宅の適正な管理を行うに当たり、入居者の身体に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
建築住宅課	市営住宅入居申込に関する事務							

類型 11

災害や事故の状況を把握する事務、災害や事故により死亡した者や障害を生じた者に給付金等を支給する事務を行うに当たり、身体に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
道路交通課	交通災害共済見舞金支給に関する事務							
教育総務課	臨時学校給食調理員労務災害に関する事務							
教育総務課	学校事故処理に関する事務							
各保育所	園児の事故発生に関する事務							
各学校園	園児・児童生徒の事故発生に関する事務							

類型 12

高齢者・障害者を対象とした事務を行うに当たり、対象者を把握するため、身体等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
高齢障害福祉課	緊急通報システムに関する事業							
高齢障害福祉課	巡回入浴派遣に関する事業							
高齢障害福祉課	デイサービスに関する事業							
高齢障害福祉課	寝たきり老人等実態調査に関する事業							
高齢障害福祉課	ホームヘルプサービスに関する事業							
高齢障害福祉課	障害者医療受給者証の交付に関する事務							
児童育成課	母子家庭等医療費支給受給者証の交付に関する事務							
高齢障害福祉課	老人医療受給証の交付に関する事務							
各幼稚園	園児の健康診断に関する事務							
各幼稚園	障害児学級入園予定者に関する事務							
各幼稚園	障害手帳個人発達記録に関する事務							
各小中学校	適正就学指導に関する事務							
各幼稚園	入園前面談に関する事務							

類型 13

市立小中学校等の在籍者に関する事務を行うに当たり、思想、信条及び宗教に関する個人情報、身体等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
教育総務課	長欠児童生徒に関する就学事務							
各幼稚園	園児の健康診断に関する事務							
各小中学校	校内適正就学指導委員会に関する事務							
各小中学校	指導要録に関する事務							
教育総務課	障害児就学関係事務							
各幼稚園	障害児発達記録に関する事務							
学校教育課	長欠児童・生徒関係事務							
学校教育課	適正就学指導個人録関係							
各小中学校	保健指導に関する事務							
教育総務課	就学についての相談に関する事務							
学校教育課	適応指導に関する事務							

類型 14 研修参加、主催事業、受験等に当たり、身体に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
人事課	派遣研修生の推薦に関する事務							
教育総務課	教職員の研修に関する事務							
生涯学習課	主催事業参加者の健康チェックリスト							

類型 15 児童福祉施設等において児童等の処遇を行うに当たり、身体等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
各保育所	児童の身体状況に関する事務							
各保育所	障害児の発達状況に関する事務							
保育課	入所決定に関する事務							
各幼稚園	園児の健康診断に関する事務							

類型 16 各種年金、保険給付等に係る事務を行うに当たり、身体等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
保険年金課	国民健康保険給付請求に関する事務							
保険年金課	老人医療費一部負担金助成に関する事務							

類型 17 政党名、会派名、議員等の政治的信条等に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
広報公聴課	報道機関への記事提供事務							
人事課	特別職選任等に関する事務							
議会事務局	議員経歴に関する事務							

類型 18

争訟の事務を行うに当たり、思想、信条及び宗教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
総務管財課	訴訟係属状況に関する事務							
教育総務課	学校事故処理に関する事務							

類型 19

各種許認可・給付等の事務を行うに当たり、申請者等の個人の特質を規定する身体に関する個人情報、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
高齢障害福祉課	ねたきり老人給付金に関する事務							
高齢障害福祉課	外国人心身障害者給付金に関する事務							

類型 20

規則、要綱等の規定に基づく各種の申請、届出等に係る事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を取り扱う場合

ただし、当該個人情報を取り扱うことが、事務の目的を達成するために必要かつ欠くことのできない場合に限る。

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
下水道総務課	指定排水設備工事業者申請に関する事務							

類型 21

委託契約等に当たり、当該委託先の従業員の身体に関する個人情報を取り扱う場合

主管課名	主な事業内容	取り扱うセンシティブ情報						
		思想	信条	宗教	病歴	身体	犯罪歴	社会的差別
高齢障害福祉課	施設管理に関する事務							

第8条（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に規定があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 次条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、本人から収集することにより実施機関の個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は個人情報を取り扱う事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると認めるとき。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集するときの原則を定めるとともに、収集目的及び収集方法に制限を設けることにより、個人情報を保護し、個人の権利利益の侵害を防ぐことを定めたものである。

【解釈・運用】

本条は、個人情報を収集するときには、本人から直接収集するという原則を明らかにするとともに、本人以外のものからの収集を例外的に認める場合を規定したものである。

第1項関係

1 本項は、実施機関が個人情報を収集するときは、事務事業の執行に不必要な個人情報を収集することがないように、当該個人情報を取り扱う目的を達成するために必要な範囲内で行うことを定めたものである。

収集にあたっては、その目的の明確化、収集方法の制限、収集内容の制限が必要である。

2 「収集」とは、実施機関が当該実施機関以外の者から個人情報を入手することをいい、入手の形態又は方法を問わない(口頭による場合も含む。)。実施機関の職員が、職務上口頭等で個人情報を得る場合、及び実施機関の意思に関わらず、申請、届出等により受動的に個人情報を得る場合も含まれる。

なお、一度収集した個人情報を、当該実施機関の内部で使用することは、条例第9条にいう「利用」に該当し、「収集」にはあたらない。

3 「個人情報を取り扱う目的を明確にし」とは、個人情報の収集を開始する前に事務を所管する部局において事務の目的を確認するとともに、当該個人情報の収集を行う目的を明示して、条例第6条の規定による個人情報事務取扱の届出を行うことを意味する。

4 「適法かつ公正な手段」とは、実施機関が個人情報を収集するときは、適法な手段によるとともに社会通念に照らし公正な手段による必要があることをいう。

第2項関係

1 本項は、個人情報を収集するときには、個人情報の正確性を確保し、個人の不安感を除去するため、本人から収集することが原則であり、この原則を実施機関が遵守する義務があることを示した

ものである。

2 「本人から収集」とは、実施機関が本人から直接収集する場合のほか、届出書、申請書等を本人の使者等を介して受け取る場合も含むものである。また、法定代理人からの被代理人に関する情報の収集は、本人からの収集とみなすものである。

3 第1号の「本人の同意があるとき」とは、本人以外の者から収集することについて、文書又は口頭により本人の同意が得られる場合をいう。

本人が所属する団体からの推薦又は申請等に本人の個人情報が含まれる場合であって、本人の同意があると客観的に判断できるときは、本号に該当するものである。具体的には、市が行う行事への参加申込において、団体の代表者から当該団体の参加者名等を収集する場合などがあげられる。

4 第2号の「法令等に規定があるとき」とは、条例第7条における解釈と同義であり、取扱の義務若しくは権限がある場合又は要件審査の際に収集することを法令等が予定している場合等がこれに該当し、具体例としては次のようなものがある。

(1) 「義務規定」による収集の例

地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の6の規定に基づく給与支払報告書等の提出
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第9条の規定に基づく戸籍附票の記載の修正等のための市町村長間通知

(2) 「できる規定」による収集の例

地方税法第20条の11の規定に基づく官公署等への協力要請
生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条の規定に基づく調査の囑託及び報告の請求

5 第3号の「出版、報道等により公にされた」とは、出版、報道等により不特定多数の者が知り得る状態におかれている場合をいい、不動産登記簿のように法令等で何人も閲覧することができる状態にされている場合を含むものである。

6 第4号の「緊急かつやむを得ない」とは、消防活動、救急活動、災害対策その他これらに類する場合で、個人情報等を本人から収集することの時間的余裕がなく、かつ、他に収集の方法がない場合で、本人以外の者から収集することについて相当な理由があることをいう。

緊急性があるときに本人収集の原則を貫くことは、かえって個人の生命、身体、財産の保護を欠くおそれがあるため、本人収集の原則の例外としたものである。

7 第5号は、第9条で「利用及び提供の制限」の適用除外としているものについては、収集の制限を課す必要がないことを明らかにしたものである。

8 第6号は、本項の適用除外の第1号から第5号までに該当しない場合で、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が本人以外の者から収集する必要があると判断したときは、本人からの収集原則の例外とする趣旨である。

「審査会の意見を聴いて」とは、審査会に諮問し、その答申を得てという意味であり、諮問する事務は各実施機関が行う。

【規則】

(本人以外から個人情報を収集した場合の届出)

第5条 条例第8条第2項ただし書の規定により、個人情報を本人以外から収集した場合の届出は、本人以外からの個人情報収集届出書(様式第3号)により行うものとする。

岸和田市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項第 6 号の規定に基づき、本人以外のものから個人情報を収集することについて

- 1 次に掲げる類型に該当する事務については、今後、原則として当審査会の意見を求める必要はありません。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断がつきがたい事案や慎重な取扱いを要すると考えられる事務については、あらためて当審査会に意見を求めて慎重な対応を心がけてください。

- 2 各類型に該当して本人以外から収集する個人情報は、必要最小限としてください。

収集の制限（本人収集の原則）の例外（条例第 8 条第 2 項第 6 号）について

[類 型]

番号	類 型	本人以外から個人情報を収集する理由
1	栄典、表彰等の選考をするため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を収集する場合	栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待をいだかせることにより対象外となった場合の不信感につながるなど事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、栄典、表彰等の事務の目的達成に支障が生ずる。 関係団体等から推薦される場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。
2	委員、講師、指導者等の選考、任命等に当たり、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を収集する場合	適任者を幅広く求めるため、本人以外の者から適任者の個人情報を収集する必要がある。 情報の客観性、正確性を確保するため、本人以外の者から適任者の個人情報を収集する必要がある。 関係団体等から推薦される場合は、推薦という事柄の性質上、情報が未確定の状態であり、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待をいだかせる事により対象外となった場合の不信感につながるなど事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。

3	団体や事業を行う個人に対して指導、許可または補助金の交付等を行うに当たり、団体等から団体の職員等や団体等が設置・運営している施設の利用者等に関する個人情報を収集する場合	<p>団体等が設置・運営している施設の入所者に関する個人情報は、当該団体等でなければ保有していない。</p> <p>情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>当該団体等の指導や補助金の交付等の際して、事務に必要な範囲内で実施機関が職員、構成員等の個人情報や利用者、入所者等の個人情報を収集することは、必要不可欠である。</p>
4	相談、陳情、苦情等その他本人の自由な意思により提供される情報の中に、当該本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合	<p>相談、陳情、苦情等の内容に提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。</p> <p>相談、陳情、苦情等の内容は提供者の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p>
5	実施機関が診察や疾病の予防等を行うに当たり、本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	患者や受診者等に対し、的確な治療行為を行うために、本人の過去の治療歴等に関する個人情報を主治医や家族等の本人以外の者から収集することが必要な場合がある。
6	国、府等の公的機関等から送付されてきた資料等に個人情報が含まれている場合	<p>実施機関以外の国、府等の公的機関等の事務又は事業の目的に基づいて送付されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p> <p>報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが事実上困難である。</p>
7	本人の所在確認等に当たり、本人の所属する団体等から本人に関する個人情報を収集する場合	本人が所在不明のため、直接本人から収集することができない。
8	争訟等の事務を遂行するに当たり、本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合	<p>本人から収集すると、情報の客観性・正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる場合がある。</p> <p>争訟の場合、当方の目的を達成するために必要な情報は、本人にとって不利益であることが多く、本人から収集することが困難である。</p>
9	評価等の事務を遂行するに当たり、本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合	<p>本人から収集したのでは事務が公正かつ正確に行われぬ等事務の目的を達成し得ない。</p> <p>本人以外の者から情報を収集することが、当該評価、指導等の事務の構成かつ円滑な執行のために必要で、また、公益に資するものである。</p>
10	規則、要綱等の規定に基づく申請、届出等に係る事務を行うに当たり、提出された情報に申請者以外の者の個人情報が含まれている場合	<p>規則等に申請者等以外の者に関する個人情報を提出することが定められている場合がある。</p> <p>これらの規則等で提出することが定められている当該申請者等以外の者の個人情報は、申請等に基づく事務を処理する上で必要不可欠なものである。</p>
11	委託契約等に当たり、当該委託契約等の受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集する場合	委託等の契約を締結する事務において、契約先の従業員の氏名等を把握することが契約書に明記されている場合があり、当該事務の適正かつ円滑な執行のために必要である。

12	職員の任免等を行うに当たり、本人以外のものから本人に関する個人情報収集する場合	職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査や、免職等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人の個人情報を本人以外の者から収集することが必要な場合がある。
13	公共事業に必要な土地等の取得、収用に当たり、事業の円滑な推進を図るため、本人以外のものから所有権等本人の権利関係等に関する個人情報を収集する場合	権利関係について確認するため、本人以外の者から情報を収集することが必要な場合がある。 権利関係の中に当事者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、その内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。
14	市の融資制度等を運営するに当たり、取扱金融機関から借受者の償還状況等に関する個人情報を収集する場合	市が設けた各種の融資制度等を適切に運営するに当たっては、借受者の償還状況等の個人情報を正確に把握することが必要であるが、本人から収集したのでは、情報の客観性や正確性を担保することができず、事務の遂行に支障が生じるため、本人の個人情報を金融機関から収集することが必要である。
15	児童、生徒、職員等の行動に関して、市民、警察等から通報があった場合	市民、警察等外部から一方的に通報されるものであり、その性質上、収集を拒むことができない。 児童、生徒の指導、職員の人事管理の面からその情報が必要となる場合がある。
16	国、府、他の地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合 ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	情報の客観性、正確性を確保するには、国等から収集する必要がある。
17	市が取材等の対象者等の選定に当たり、本人以外の者から本人に関する個人情報を収集する場合	市が取材等の対象者等を選定するに当たっては、取材等の条件に合致する者を把握しなければならないが、そうした者を把握する端緒としては、該当する本人からの申出を待つだけでは足りず、本人の所属する団体等本人以外の者から本人に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
18	事件・事故の発生に際し、事実関係を把握するため、関係者等から当事者の情報を収集する場合	事後の処理や今後の再発防止のため、正確な事実関係を把握する必要があり、本人からの収集のみでは、情報の客観性や正確性を確保することができない。
19	医療費の支払い事務や助成事務を行うに当たり、患者を診察した医師や医療機関から、当該患者の治療内容等に関する個人情報を収集する場合	医療費の支払い事務や助成事務を適正に行うためには、治療内容等の個人情報を収集する必要があるが、制度上、医療機関は診療報酬明細書を保険者等に提出することとなっており、本人以外から収集せざるを得ない。
20	幼稚園、学校において、教育・指導を行うために、在籍(卒業)している生徒等に関する個人情報を保護者等から(保護者等の情報を生徒等から)収集する場合	指導上、保護者等から生徒等の情報を得たり、生徒等から保護者等の情報を得ることが必要な場合がある。 本人から収集すると、情報の正確性・客観性を確保することができず、事務の遂行に、支障が生じる場合がある。
21	海外からの賓客や研修生等を受け入れる際、当該賓客等に関する個人情報を、本人が所属する団体や関係先から収集する場合	受入れ後の適切な対応のため、賓客等が所属する団体や関係先から、あらかじめ当該賓客などに関する個人情報を収集せざるを得ない場合がある。

個人情報収集の制限(本人収集の原則)の例外

類型 1 栄典、表彰等の選考をするため、人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
秘書課	府自治功労者候補者選定手続等
秘書課	叙位叙勲候補者選定手続等
秘書課	名誉市民候補者選定手続等
秘書課	市政施行周年記念表彰に関する事務
企画課	統計功労者の推薦
文化振興課	岸和田市文化賞表彰に関する事務
自治振興課	自治振興関係表彰者の推薦に関する事務
環境整備課	まちを美しくする市民協議会関係表彰等の推薦に関する事務
商工観光課	商工業功労者表彰に関する事業
議会事務局	府議会功労者の推薦
議会事務局	叙位叙勲(議員関係)の推薦
選挙管理委員会	叙位・市民表彰(選挙関係)
公平委員会	叙位・叙勲・市民表彰(公平委員会関係)
農業委員会	府・国叙勲内申書(農業委員会関係)
農業委員会	岸和田市功労者内申書(農業委員会関係)
教育総務課	学校保健功労者表彰
各小中学校	児童生徒表彰に関する事務
各小中学校	叙位叙勲表彰に関する事務(小中学校関係)
教育総務課	永年勤続表彰関係
教育総務課	教育功労表彰関係
教育総務課	叙位・叙勲表彰関係
消防総務課	消防関係叙勲に関する事務
消防総務課	消防関係表彰に関する事務
消防予防課	優良危険物取扱者等知事表彰候補者の推薦に関する事務
消防予防課	消防庁長官表彰(自主防災組織関係)
消防予防課	大阪府知事表彰(自主防災組織関係)
消防予防課	日本防火協会会長表彰(自主防災組織関係)
消防予防課	市長表彰(自主防災組織関係)
消防予防課	消防長官表彰(自主防災組織関係)
消防予防課	危険物保安功労者消防庁長官表彰候補者の推薦に関する事務

類型 2

委員、講師、指導者等の選考、任命等に当たり、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
改革推進室	行政改革推進市民委員会委員選考事務
自治振興課	女性プラン審議会委員選考事務
広報公聴課	行政相談委員の推薦に関する事務
企画課	統計調査員の登録事務
人事課	特別職報酬等審議会委員の選任に関する事務
人事課	研修講師選考に関する業務
保険年金課	国民健康保険運営協議会委員の選出に関する事務
自治振興課	消費者学習会講師選任事務
自治振興課	消費生活モニター選任事務
道路交通課	交通災害共済審査委員会選任事務
環境整備課	環境衛生審議会委員選考に関する事務
環境整備課	まちを美しくする市民運動推進協議会委員選任事務
固定資産税課	固定資産評価審査委員会委員選任事務
建設指導課	岸和田市建築審査会委員選任事務
選挙管理委員会	明るい選挙推進協議会委員選任事務
選挙管理委員会	講演会等講師選考
選挙管理委員会	各種選挙の執行における選挙事務委嘱
生涯学習課	岸和田市社会教育委員選任に関する事務
教育総務課	学校校区審議会委員等選任事務
学校教育課	講師・指導員派遣依頼事務
図書館	図書館協議会委員選考事務
附属機関事務所管課	岸和田市附属機関委員選考に関する事務

類型 3

団体や事業を行う個人に対して指導、許可または補助金の交付等を行うに当たり、団体等から団体の職員等や団体等が設置・運営している施設の利用者等に関する個人情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
介護保険課	介護サービス事業者指導に関する事務
生涯学習課	P T A等の指導育成に関する事務
生涯学習課	青少年団体の育成に関する事務

類型 4

相談、陳情、苦情等その他本人の自由な意思により提供される情報の中に、当該本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合

主 管 課	主 な 事 業
広報公聴課	行政相談関係事務
広報公聴課	市民等からの苦情・提言等受付処理に関する事務
広報公聴課	各種団体からの陳情・要望受付処理に関する事務
広報公聴課	法律相談受付事務
広報公聴課	市民相談事務
広報公聴課	市民からの報道機関への記事提供依頼に関する事務
介護保険課	苦情相談事務
環境保全課	大気・水質・衛生関係等苦情処理に関する事務
学校教育課	学校教育に関する相談業務
各小中学校	教育相談に関する事務
教育総務課	就学についての相談に関する事務
同和対策室	同和対策事業に伴う各種要望書に関する事務

類型 5

実施機関が診察や疾病の予防等を行うに当たり、本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
健康推進課	伝染病予防に関する事務
健康推進課	保健指導に関する事務
健康推進課	健康教育に関する事務
健康推進課	健康診査に関する事務
健康推進課	訪問指導に関する事務
介護保険課	要介護認定調査に関する事務
各保育所・幼稚園	園児の健康診断に関する事務
保育課	心身障害児の教育相談に関する事務

類型 6

国、府等の公的機関等から送付されてきた資料等に個人情報が含まれている場合

主 管 課	主 な 事 業
議会事務局	議員の共済年金に関する事務
公平委員会	不服申立審理・措置要求審理に関する事務

類型 7

本人の所在確認等に当たり、本人の所属する団体等から本人に関する個人情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
保険年金課	未支給年金裁定請求の案内に関する事務
保険年金課	国民健康保険料の徴収に関する事務
納税課	市税滞納整理に関する事務
公平委員会	不服申立審理・措置要求審理に関する事務
市民病院事務局	診療費未収金整理に関する事務
水道局総務課	水道料金等の徴収に関する事務

類型 8 争訟等の事務を遂行するに当たり、本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合

主 管 課	主 な 事 業
公平委員会	不服申立審理・措置要求審理に関する事務
教育総務課	学校事故訴訟に関する業務

類型 9 評価等の事務を遂行するに当たり、本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合

主 管 課	主 な 事 業
各幼稚園	指導要録に関する事務

類型 10 規則、要綱等の規定に基づく申請、届出等に係る事務を行うに当たり、提出された情報に申請者以外の者の個人情報が含まれている場合

主 管 課	主 な 事 業
保険年金課	免除申請に関する事務
生涯学習課	市民会館使用許可に関する事務
市民課	岸和田市営葬儀使用料免除申請書
市民課	死体火葬許可並びに市営葬儀執行申請に関する事務
公園緑地課	流木墓苑墓地埋蔵届に関する事務
下水道総務課	指定排水設備工事業者申請に関する事務
教育総務課	岸和田市奨学資金借入申請及び返還・免除関係に伴う事務
生涯学習課	施設使用許可に関する事務

類型 11 委託契約等に当たり、当該委託契約等の受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
総務管財課	窓口案内業務委託に関する事務
人事課	研修講師に関する経歴確認に関する事務
介護保険課	要介護認定調査を委託するケアマネージャーに関する事務
生涯学習課	市民会館管理委託に関する事務
商工観光課	公衆便所清掃委託に関する事務
道路交通課	各種維持管理委託に伴う業務
下水道施設課	各種維持管理委託に伴う業務
選挙管理委員会	不在者投票立会人の委託契約に関する事務

類型 12 職員の任免等を行うに当たり、本人以外のものから本人に関する個人情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
人事課	勤務評定に関する事務
人事課	大阪府職員の併任に関する事務
人事担当課	昇格の内申等に関する事務
人事担当課	分限・懲戒等に関する事務

個人情報の収集の例外について(本人外収集)

類型 13

公共事業に必要な土地等の取得、収用に当たり、事業の円滑な推進を図るため、本人以外のものから所有権等本人の権利関係等に関する個人情報を収集する場合

主管課	主な事業
総務管財課	市有地の管理及び処分に関する事務
街路課	用地取得及び物件補償等に関する事務
環境保全課	自然保護に伴う地権者の調査に関する事務
道路交通課	道路改良事業に伴う権利関係等の事前調査
都市計画課	景観まちづくり市民協定の決定に関する事務
都市計画課	地区計画決定及び変更に関する事務
都市計画課	都市計画決定及び変更に関する事務
公園緑地課	用地取得及び物件補償等に関する事務
学校管理課	学校建設に伴う用地取得及び物件補償等に関する事務

類型 14

市の融資制度等を運営するに当たり、取扱金融機関から借受者の償還状況等に関する個人情報を収集する場合

主管課	主な事業
建築住宅課	勤労者住宅資金融資の返済状況報告に関する事務
商工観光課	中小企業振興資金融資の返済状況報告に関する事務

類型 15

児童、生徒、職員等の行動に関して、市民、警察等から通報があった場合

主管課	主な事業
人事課	人事管理に関する事務
学校教育課	生徒指導に関する事務
各小中学校	生徒指導に関する事務
教育総務課	少年補導に関する事務

類型 16

国、府、他の地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合

ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

主管課	主な事業
人事課	研修講師選考に関する事務
人事課	大阪府職員併任に関する事務
介護保険課	適用除外者に関する事務
保険年金課	基礎年金番号適正に関する事務
保険年金課	国民年金資格取得喪失に関する事務
保険年金課	国民健康保険料の徴収に関する事務
健康推進課	狂犬病予防注射に関する事務
環境整備課	不法投棄の苦情処理に係る事務
市民税課	原動機付自転車の投棄等に関する事務
市民税課	所得・扶養申告状況確認に関する事務
公平委員会	不服申立審理・措置要求審理に関する業務
教育総務課	各種教育相談に関する業務

類型 17 市が取材等の対象者等の選定に当たり、本人以外の者から本人に関する個人情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
広報公聴課	広報きしわだ取材に関する事務

類型 18 事件・事故の発生に際し、事実関係を把握するため、関係者等から当事者の情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
総務管財課	庁用車等の事故処理に関する事務
各小中学校	学校園の事故に関する業務

類型 19 医療費の支払い事務や助成事務を行うに当たり、患者を診察した医師や医療機関から、当該患者の治療内容等に関する個人情報を収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
保険年金課	医療費通知に関する事務

類型 20 幼稚園、学校において、教育・指導を行うために、在籍(卒業)している生徒等に関する個人情報を保護者等から(保護者等の情報を生徒等から)収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
学校教育課	不登校児童・生徒の指導に関する事務
各小中学校	児童・生徒の指導に関する事務
各小中学校	就学援助に関する事務
教育総務課	就学についての相談に関する事務
学校教育課	適応指導に関する事務

類型 21 海外からの賓客や研修生等を受け入れる際、当該賓客等に関する個人情報を、本人が所属する団体や関係先から収集する場合

主 管 課	主 な 事 業
企画課	国際交流に関する業務

第9条（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部若しくは実施機関相互間において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に規定があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集した後に、その利用又は提供を行うに当たって、個人の権利利益を侵害しないよう制限を設けたものである。

【解釈・運用】

本条は、実施機関が個人情報の利用又は提供をするときは、目的外の利用及び提供を禁止するとともに、併せてその例外事項を定めたものである。個人情報が適正に収集された場合であっても、その利用や提供の仕方によっては、個人の権利利益を侵害することとなるから、その制限について定めたものである。

第1項関係

- 1 「利用」とは、個人情報を保有する実施機関の内部又は実施機関相互間において当該個人情報を使用することをいう。
- 2 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が実施機関以外の国、府、他の市町村、各種の団体などにその情報を渡すことをいう。
- 3 「個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的」とは、個人情報を収集する目的に沿わないことをいい、目的外であるかどうかは、第6条第1項の規定による登録簿に記載されている取扱目的等から、各実施機関が個別に検討して判断することになる。
- 4 第1号の「本人の同意があるとき」とは、個人情報の目的外の利用又は提供が行われることについて、本人が文書若しくは口頭により同意している場合又は客観的に同意していることが明らかになっている場合をいう。この場合は、事前に個人情報の目的外の利用又は提供の内容を具体的に明示して本人の同意を得る必要がある。また、本人の同意が限定的にされたときは、その限定された範囲内で目的外の利用又は提供が認められるものである。こうしたことから、例えば表彰やコンクール等の受賞者名を広報誌等に掲載する場合、講座や講習会等の参加者名簿を参加者全員に配布する場合のような目的外の利用又は提供については、あらかじめ個人情報の収集の段階で本人の同意を得ておくことが適当である。

- 5 第2号の「法令等」とは、第7条における解釈と同義であり、「法令等に規定があるとき」とは、法令等の規定又は解釈により個人情報の目的外の利用又は提供が義務付けられている場合等をいう。

「照会することができる」、「報告を求めることができる」など強制力を持たない、いわば提供する側に裁量の余地があるものについては、本号に該当しないものとし、個人の権利利益を侵害することがないかどうかを慎重に判断して対応する必要がある。第4号に該当する場合には、審査会の意見を聴くものとする。

提供が義務付けられている例

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第223条に基づく裁判所の文書提出命令に従い行政文書を提出する場合

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第99条に基づく裁判所の提出命令に従い行政文書を提出する場合

- 6 第3号の「緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、第8条第2項第4号における解釈と同義であり、厳密に解釈する必要がある。したがって、単なる行政上の都合は、本号に該当しないものである。
- 7 第4号は、本項ただし書に規定する適用除外事項の第1号から第3号までに該当しない場合であって、実施機関が個人情報を目的外に利用又は提供する必要があると判断したときは、審査会の意見を聴いた上で目的外の利用及び提供の禁止の例外事項とすることができることとしたものである。

岸和田市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、
個人情報を目的外に利用又は提供することについて

1 次に掲げる類型に該当する事務については、今後、原則として審査会の意見を求める必要はありません。

なお、運用にあたり、類型に該当するか否かの判断がつきがたい事案や慎重な取扱いを要すると考えられる事務については、あらためて当審査会に意見を求めて慎重な対応を心がけてください。

2 個別の事務 3 件については、個人情報の目的外の利用又は提供を認めます。

3 各類型に該当し又は各事務で利用又は提供する個人情報は、必要最小限としてください。

目的外利用の制限（目的外利用の禁止）の例外（条例第 9 条第 1 項第 4 号）について

[類 型]

番号	類 型	目的外利用を必要とする理由
1	栄典、表彰等の選考のため、人選に必要な範囲内で、収集の目的以外に利用する場合	<p>栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に期待を抱かせることは、対象外となった場合に不信感につながる等、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>本人の功績、評価等について客観的な判断をするためには、本人以外のものから意見を聴く必要がある。</p> <p>推薦という事務の性質上、本人から収集することができない。</p>
2	委員、講師、指導者等の選考に当たり、人選に必要な範囲内で、収集の目的以外に利用する場合	<p>委員、講師、指導者等の人選をする場合、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の実績を収集する必要がある。</p> <p>情報の客観性、正確性を確保するため、本人以外のものから適任者の個人情報を収集する必要がある。</p>
3	<p>医療費負担や使用料の減免等の認定を行うため、認定に必要な範囲内で、該当者の所得等に関する個人情報を利用する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>医療費負担や使用料の減免等の認定に当たって、該当者の所得等に関する個人情報を把握することが必要であるが、あらためて該当者本人から収集したのでは、時間、経費等がかかるとともに、本人にも負担がかかり適当でないため、市民の負担の軽減、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から、収集の目的以外に利用することが必要な場合がある。</p>

4	都市計画決定や公共事業の実施に当たって権利関係を把握するため、他の業務の個人情報を利用する場合	都市計画決定や公共事業の実施に当たって、権利関係を正確に把握することが必要であるが、あらためて該当者本人から収集したのでは、時間、経費等がかかるとともに、本人にも負担がかかり適当でないため、市民の負担の軽減、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から、収集の目的以外に利用することが必要な場合がある。
5	各種調査研究又は統計資料作成のために、当該実施機関で利用したり、他の実施機関に個人情報を提供する場合 ただし、特定の個人の識別ができなければ、調査研究等の目的を達することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	調査研究又は統計資料の作成においては、調査等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため、調査等の目的を考慮した上で、個人情報を利用することが必要な場合がある。
6	幼稚園、学校又は教育委員会において、児童・生徒等の適切かつ継続的な教育・指導を行うために必要な範囲内で、収集の目的以外に当該生徒等の個人情報を利用する場合	指導上、幼稚園、学校等から生徒等の情報を得ることが必要な場合がある。 市立学校等在籍の児童・生徒の適切な指導・教育のため相互に協力して適切に事務を執行することが要請されるため、個人情報を利用することが必要な場合がある。
7	地方自治法第100条第1項の規定に基づく議会からの記録の提出要求に応じ提出する場合	法令等の規定に基づく質問等であり、当初の収集目的にかかわらず、実施機関として、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要である。

[個別事務]

保有する課	保有する情報	目的外利用を必要とする理由	利用する課
消防警備課	家屋等の火災状況	減免申請の適用審査を行うため家屋等の火災状況を確認する必要がある。	固定資産税課
納税課	滞納整理台帳	水洗便所改造資金の融資斡旋決定事務を行う場合に、収納状況を確認する必要がある。	下水道総務課

目的外提供の制限（目的外提供の禁止）の例外（条例第9条第1項第4号）について

[類型]

番号	類 型	外部提供を必要とする理由
1	栄典、表彰等の選考のため、国、府及びその他の公的機関に対して人選に必要な範囲内で、収集の目的以外の目的に提供する場合	実施機関が回答しなければその情報を把握できない場合がある。 事務の性質上、本人同意を得ることは適当でない。
2	委員、講師、指導者等の選考に当たり、人選に必要な範囲内で、収集の目的以外の目的に提供する場合	委員、講師等を人選する機関が、本人の評価等について客観的に判断するため、本人以外から収集することについて必要性が認められる。 個人情報を受ける機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の実績を収集する必要がある。
3	同種又は類似の会議等の案内や広報資料等の送付のための名簿等の提出の求めに応じるため、収集の目的以外に提供する場合	実施機関が実施した事業の参加者等に対し、国等が関連する事業や会議、催し物等の案内をしたり、刊行物等を送付したりすることは、本人が拒んでいる場合を除き、本人の権利利益を侵害するおそれがないので、国等の求めに応じて提供することが必要な場合がある。
4	報道機関等への発表や報道機関等からの取材、要請等に応じるため、収集の目的以外に提供する場合 ただし、市民等に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	対象となっている事柄の性質上、個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内である場合は、自ら公表したり、取材に応じたりすることが必要な場合がある。また、犯罪、事故等特別の理由がある場合には、発表すること等が公益上必要である。
5	国等が法令等に基づき実施する事務に関して回答、協議等を行うため、収集の目的以外に提供する場合	国等が法令等に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、個人情報を使用する公益上の必要性が認められる場合であっても、国等がその目的を達成するために必要な情報を収集できない場合がある。この場合、市と国等が住民福祉の向上を図り、相互に協力して適切に事務を執行するため、個人情報を提供する場合がある。
6	実施機関が、事務処理の一環として国等への申請、報告等をする場合	実施機関の行う業務を達成するためには、国等を通じて処理しないと完結しないものがある。 外部の機関と共同で作業を進める場合、相互に情報交換をする必要がある。
7	各種調査研究又は統計資料作成のために、国、府及びその他の公的機関に個人情報を提供する場合 ただし、特定の個人の識別ができなければ調査研究等の目的を達することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。	国、府及びその他の公的機関が、調査研究又は統計資料の作成においては、調査等の成果が公益に資するなど、公益上の必要性が認められるため、調査等の目的を考慮した上で、個人情報を提供することが必要な場合がある。

8	<p>訴訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、収集の目的以外の目的に提供する場合</p>	<p>市が訴訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、当初の収集目的にかかわらず、訴訟資料を裁判所に提出することが必要である。</p>
9	<p>国税徴収法第 141 条の規定等に基づく税務署等からの質問、検査等に応ずる場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	
10	<p>民事訴訟法第 226 条等の規定に基づく裁判所からの求めに応じ報告、文書の送付等を行う場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	
11	<p>弁護士法第 23 条の 2 の規定に基づく弁護士会からの照会に応じ回答する場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>法令等の規定に基づく質問等であり、当初の収集の目的にかかわらず、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要である。</p>
12	<p>会計検査院法第 26 条の規定に基づく会計検査院からの帳簿等の提出要求に応じ提出する場合 ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	

13	<p>刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定に基づく捜査機関からの照会に応じ回答する場合</p> <p>ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>法令等の規定に基づく質問等であり、当初の収集の目的にかかわらず、地方公共団体の機関として、当該規定の趣旨を踏まえて対処することが必要である。</p>
----	---	---

[個別事務]

保有する課	外部提供する内容	外部提供を必要とする理由	提供先
高齢障害福祉課	一人暮らしの老人に関する情報	対象者に対して在宅福祉サービスを行うため	社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会

目的外利用の制限（目的外利用の禁止）の例外

類型 1 栄典、表彰等の選考のため、人選に必要な範囲内で、収集の目的以外に利用する場合

保有する課	保有する情報	利用する課	利用して行う事務
関係課	功労者・善行者に必要な個人を特定する情報	秘書課	功労者・善行者に関する事務
関係課	ほう賞に必要な個人を特定する情報	秘書課	ほう賞に関する事務
保険年金課	収納台帳、国民年金受給者台帳	保険年金課	無受診かつ国保料完納世帯に対する表彰に関する事務
各学校・園	人事記録カード	教育総務課	永年勤続表彰に関する事務
各学校・園	人事記録カード	教育総務課	教育功労表彰に関する事務
各学校・園	人事記録カード	教育総務課	叙位・叙勲に関する事務(学校関係)
市民課	住民基本台帳、外国人登録原票	商工観光課	商工業功労者表彰に関する事務
納税課	徴収台帳		

類型 2 委員、講師、指導者等の選考に当たり、人選に必要な範囲内で、収集の目的以外に利用する場合

保有する課	保有する情報	利用する課	利用して行う事務
関係課	特別職選任等に必要な個人を特定する個人情報	人事課	特別職選任等に関する事務
関係課	附属機関等委員選任に必要な個人を特定する個人情報	人事課	附属機関等委員選任事務
関係課	委員の選任に必要な個人を特定する個人情報	人事課	委員の選任に関する事務

類型 3 医療費負担や使用料の減免等の認定を行うため、認定に必要な範囲内で、該当者の所得等に関する個人情報を利用する場合

ただし、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

保有する課	保有する情報	利用する課	利用して行う事務の内容
生活福祉課	生活保護の受給状況	介護保険課	保険料の算定・賦課、適用除外に関する事務
		下水道総務課	使用料減免に関する事務
		市民税課	減免決定に関する事務
		固定資産税課	
		納税課	市税徴収執行停止に関する事務
市民税課	課税額について	介護保険課	保険料の算定に関する事務
		建築住宅課	市営住宅管理運営に関する事務
		教育総務課	入園・保育料減免認可に関する事務
高齢障害福祉課	身体障害者入所措置状況	介護保険課	適用除外者の把握に関する事務
市民税課	市・府民税課税台帳	保険年金課	高額療養費支給に関する事務
			医療費受給者証の更新に関する事務
高齢障害福祉課	老人医療助成対象者台帳	保険年金課	医療費助成申請書の送付及び受給者証の交付に関する事務
			医療費助成申請書の送付及び受給者証の交付に関する事務

類型 4 都市計画決定や公共事業の実施に当たって権利関係を把握するため、他の業務の個人情報を利用する場合

保有する課	保有する情報	利用する課	利用して行う事務の内容
固定資産税課	土地課税台帳	都市計画課	景観まちづくり市民協定の決定に関する事務
			地区計画決定及び変更に関する事務
	家屋課税台帳	道路交通課 街路課	都市計画決定及び変更に関する事務
			公共事業に必要な土地等の取得及び収用に関する事務

類型 5 各種調査研究又は統計資料作成のために、当該実施機関で利用したり、他の実施機関に個人情報を提供する場合

ただし、特定の個人の識別ができなければ、調査研究等の目的を達することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

保有する課等	保有する情報	利用する課	利用して行う事務の内容
固定資産税課	土地・家屋課税台帳	都市計画課	都市計画基礎調査に関する事務
消防本部	消防水利設置台帳		
健康推進課	介護老人施設等の入所状況について	介護保険課	介護保険事業計画策定に関する事務
市民税課	課税額について		
保険年金課	老齢福祉年金受給者の状況		
生活福祉課	生活保護受給者の状況	介護保険課	老人保健福祉計画策定に関する事務
健康推進課	保健医療サービスの実施状況		
生涯学習課	生涯学習・社会参加事業の実施状況		

類型 6 幼稚園、学校又は教育委員会において、児童・生徒等の適切かつ継続的な教育・指導を行うために必要な範囲で、収集の目的以外に当該生徒等の個人情報を利用する場合

保有する課	保有する情報	利用する課	利用して行う事務の内容
各小中学校	児童・生徒出席簿 児童・生徒家庭環境調査票 就学時健康診断票	学校教育課	長欠児童・生徒に関する事務
			児童・生徒指導に関する事務
			障害児就学に関する事務
各幼稚園	指導要録	各小学校	指導要録に関する事務

類型 7 地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく議会からの記録の提出要求に応じ提出する場合

保有する課	保有する情報	利用する課等	利用して行う主な事業名
調査対象課	議会の調査対象事務に必要な個人を特定する情報	市議会	議会の調査対象事務

目的外提供の制限（目的外提供の禁止）の例外

類型 1 栄典、表彰等の選考のため、国、府及びその他の公的機関に対して人選に必要な範囲内で、収集の目的以外の目的に提供する場合

保有する課	主な事務内容	提供先
秘書課	叙位・叙勲上申に関する事務	府
秘書課	府自治功労者選定に関する事務	大阪府市長会
人事課	表彰等の推薦に関する事務	国等
高齢障害福祉課	長寿者表敬訪問に関する事務	府
商工観光課	商工業功労者表彰に関する事務	府
選挙管理委員会	叙勲市民表彰(選挙関係)に関する事務	府選挙管理委員会
教育総務課	教育委員の功労者表彰等に関する事務	府
教育総務課	表彰に関する事務(学校関係)	府
消防総務課	表彰に関する事務(消防関係)	府等
消防総務課	叙勲に関する事務(消防関係)	府等
消防予防課	消防庁長官表彰(自主防災組織関係)	府等
消防予防課	大阪府知事表彰(自主防災組織関係)	府
消防予防課	優良危険物取扱者等知事表彰候補者の推薦に関する事務	府
消防予防課	危険物保安功労者消防庁長官表彰候補者の推薦に関する事務	府
消防予防課	日本防火協会会長表彰(自主防災組織)	日本防火協会

類型 2 委員、講師、指導者等の選考に当たり、人選に必要な範囲内で、収集の目的以外の目的に提供する場合

保有する課	主な事務内容	提供先
人事課	研修講師の情報に関する照会回答業務	他市町村等

類型 3 同種又は類似の会議等の案内や広報資料等の送付のための名簿等の提出の求めに応じるため、収集の目的以外に提供する場合

保有する課	主な事務内容	提供先
教育総務課	研修・講習会関係事務	府教育委員会

類型 4

報道機関等への発表や報道機関等からの取材、要請等に応じるため、収集の目的以外に提供する場合

ただし、市民等に知らせることが公益上必要であり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
企画課	市制周年記念事業に伴う各種入選者・入選者作品等の発表	報道機関
秘書課	功労者・善行者に関する事務	
人事課	特別職・議員の期末手当支給額	
文化振興課	岸和田市市展開催に関する事務	
環境整備課	環境月間啓発ポスター入選者等発表	
議会事務局	議員の経歴に関する事務	
選挙管理委員会	明るい選挙推進協議会ポスターコンクールに関する事務	
同和教育課	人権教育啓発に関する事務	
消防総務課	出初め式に係る事務	

類型 5

国等が法令等に基づき実施する事務に関して回答、協議等を行うため、収集の目的以外に提供する場合

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
市民税課	府営住宅入居者の収入調査に係る賦課状況の提供事務	府
学校教育課	児童生徒の指導に関する事務	府
消防署	緊急出動・救助出動に関する事務	労働基準監督署

類型 6

実施機関が、事務処理の一環として国等への申請、報告等をする場合

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
人事課	研修生推薦に関する事務	研修実施機関
総務管財課	租税特別措置法の特例証明書発行事務	岸和田税務署
健康推進課	母子の集団保健指導、個別指導、乳児健康診査に関する事務	府立保健所
各小中学校	長欠児童生徒及び各種相談に関する事務	国等
教育総務課	教職員の勤務評定に関する事務	府
教育総務課	教職員の採用及び異動内申事務	府

類型 7

各種調査研究又は統計資料作成のために、国、府及びその他の公的機関に個人情報を提供する場合

ただし、特定の個人の識別ができなければ調査研究等の目的を達することができず、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
企画課	各種計画書・報告書の送付	国、府及びその他の公的機関

類型 8 訴訟の当事者である市が訴訟資料を裁判所に提出するため、収集の目的以外の目的に提供する場合

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
総務管財課	公用車の事故等に関する事務	裁判所
選挙管理委員会	選挙訴訟に関する事務	
公平委員会	不服申立審理・措置要求審理に関する事務	

類型 9 国税徴収法第 141 条の規定等に基づく税務署等からの質問、検査等に応ずる場合
ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
関係課	税金滞納者に関する事務	税務署、他市町村

類型 10 民事訴訟法第 226 条等の規定に基づく裁判所からの求めに応じ報告、文書の送付等を行う場合

ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
関係課	民事訴訟に関する事務	裁判所

類型 11 弁護士法第 23 条の 2 の規定に基づく弁護士会からの照会に応じ回答する場合
ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
関係課	捜査関係等照会回答に関する文書	弁護士会

類型 12 会計検査院法第 26 条の規定に基づく会計検査院からの帳簿等の提出要求に応じ提出する場合

ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
関係課	国庫補助金執行に伴う各種検査事務	国等

類型 13 刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定に基づく捜査機関からの照会に応じ回答する場合
ただし、個人情報を使用する目的に公益上の必要がある場合や実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。

保有する課	主 な 事 務 内 容	提 供 先
関係課	捜査関係等照会回答に関する文書	捜査機関

第10条（提供先に対する措置の要求）

第10条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を実施機関以外のものに提供する場合に、権利利益の侵害を未然に防ぐよう、条件を付し、適正な取扱いをなすよう求めるべきこと等を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 実施機関以外のものに条例の規定が直接及ぶものではないから、本条は実施機関が実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、提供先においても適正な取扱いを確保するため、必要に応じ、提供先に必要な措置を講ずることを求めるものである。
- 2 「実施機関以外のもの」とは、本市以外のものをいう。
- 3 「必要があると認めるとき」とは、提供する個人情報の内容、提供の形態、提供先における使用方法等を勘案して、提供先に対し個人の権利利益を保護するための措置を求める必要があると認められるときをいう。
- 4 「その他必要な制限」とは、提供する個人情報保護を取り扱うものの範囲の限定、第三者への再提供の制限、廃棄、消去等使用後の取扱いの指示をいう。
- 5 「必要な措置」とは、提供する情報の漏洩、滅失等を防止するための適正な管理、適正な管理方法の確立、内部管理体制の整備及び取扱者の研修等のことをいう。

実施機関は、提供する個人情報の内容、提供の形態、提供先における使用方法等の状況に対応して、これらの必要な措置がとられるよう個別的に具体的に求めるものとする。

第11条（電子計算機処理の制限）

第11条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

2 実施機関は、第7条に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に規定があるとき。

(2) あらかじめ審査会の意見を聴いて、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報の電子計算機処理を行おうとする場合の手続について定めるものである。

【解釈・運用】

本条は、個人情報の電子計算機処理を行うことは、大量かつ迅速な処理が可能という長所がある反面、甚大な権利侵害が発生する危険があるため、実施機関が新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴くことによって、処理の適正化を図るものである。

第1項関係

1 「あらかじめ」とは、実施機関が新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとする場合には、事前に、審査会の意見を聴く必要があることを意味する。

すでに、個人情報の電子計算機処理を行っている場合であっても、個人情報の項目や処理システム的大幅な変更は、「新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするとき」に該当する。

なお、新規事務を電子計算機で行おうとする場合は、第7条（取扱いの制限）第8条（収集の制限）第9条（利用及び提供の制限）及び第13条（適正な維持管理）の適用も受けることとなる。また、既に手作業による処理（マニュアル処理）を行っている事務について新たに電子計算機で処理しようとする場合には、第9条（利用及び提供の制限）及び第13条（適正な維持管理）の適用も受けることとなる。

2 「新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするとき」とは、具体的には次のような場合があげられる。

- (1) 電子計算処理システムを利用する業務を新たに開始する場合
- (2) 手作業処理を行っていたものを新たに電子計算処理で行おうとする場合
- (3) 電子計算処理を変更する場合。ただし、以下の場合を除く。
 - (ア) 記録項目の削除による変更
 - (イ) 記録項目の縮小による変更
 - (ウ) 処理情報の内容の変更を伴わない処理方法の変更
 - (エ) 法令又は条例の制定改廃に伴う変更その他これらに準ずる変更であって、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるもの

第2項関係

本項は、第7条により取扱いが原則として制限されている個人情報については、個人の権利利益の

侵害に直結する可能性があるため、原則として、電子計算機処理を行わないとすることとしたものである。そして例外的に、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いたときに限って、電子計算機処理を認めたものである。

- 1 「法令等に規定があるとき」とは、法令等で第7条に規定されている思想、信条等の情報についての電子計算機処理ができるとされている場合であり、具体的に規定されている場合の他、法令等の趣旨目的から電子計算機処理ができると解される場合も含む。ただし、後者の場合にあっては、思想、信条等の情報の電子計算機処理が原則として禁止されている趣旨を踏まえ、合理的かつ限定的に解釈して、なお許される場合のみに限られる。
- 2 第2号に関しては、実施機関は、審査機関に電子計算機処理を行わなければならない理由を示して意見を聴いた後、その意見を尊重した上で判断を行う。これは個人情報保護の観点から客観的判断に基づいて行われることを確保するためである。

第12条（電子計算機の結合の制限）

第12条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報の電子計算機処理を行う場合に、電気通信を利用した電子計算機の結合を原則として禁止し、本市以外のものへの個人情報の提供を制限するために設けられたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、法令等に規定があるとき、又は審査会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が侵害されるおそれがないような保護措置が取られている場合以外は、本市以外への電子計算機の結合による個人情報の提供を行うことができない旨を定めたものである。
- 2 「公益上の必要」については、第7条参照。
- 3 「審査会の意見」は、電子計算機の結合による個人情報の提供が本条の規定に沿うものかどうかを客観的かつ公正に判断できるようにするために聴くものである。

第13条 (適正な維持管理)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

【趣旨】

本条は、実施機関が保有する個人情報の管理を適正に行うためには、個人情報の安全性及び正確性等の確保が必要であること並びに保有の必要がなくなった個人情報については速やかに、かつ、確実な廃棄又は消去が必要なこと等を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関が個人情報を取り扱う場合には、その正確性、最新性等を保つよう求めたものである。「正確かつ最新の状態に保つ」とは、次の措置を講ずることである。
 - (1) 個人情報を収集又は保有するときには、その情報に関する疑問点を解決しておく。
 - (2) 個人情報の保有に至る記録又は入力の手続きが生じないようにチェック体制を整える。
 - (3) 長期間保有している個人情報は、その情報の最新性を確保してから使用するとともに、保有途中でのデータ更新等の適切な措置を講じる。
- 2 目的外の利用又は外部提供の禁止の例外として使用する個人情報は、利用時に本人又は情報提供元に内容の変更がないかどうかの確認を行うなどの配慮が必要である。

第2項関係

- 1 本項は、実施機関に対し、保有する個人情報を管理するに当たり、その漏えい、滅失、き損等が生じないように安全措置を講じることを求めたものである。
- 2 「適切な管理のために必要な措置」とは、個人情報を適正に管理するための体制の確立、適正管理上の必要な管理規程の整備、安全な保管施設・設備の設置・整備、電子計算機処理に係るセキュリティの確保等のために技術的、制度的整備等をいう。また、これらを実効性のあるものとするための職員研修も必要不可欠な措置である。

第3項関係

- 1 本項は、保有する必要がなくなった個人情報の適正な廃棄又は消去を実施機関に義務付けたものである。
- 2 「保有する必要がなくなった」とは、岸和田市文書管理規程(昭和63年庁達第3号)等により保存されている行政文書等に記録されている個人情報については、当該保存年限が経過したことをいう。また、保存期間が規定されていないものに記録されている個人情報は、当該個人情報に事務の用に供されなくなったことをいう。
- 3 「確実かつ速やかに廃棄し、又は消去」とは、個人情報が記録された行政文書にあっては焼却又

はシュレッダーによる裁断処分、磁気テープ等によっては磁氣的消去の方法等をいう。

- 4 「歴史的・文化的資料として保存される必要があるもの」とは、歴史的・文化的に価値のある文書として保存の指定を受けたものをいう。

第14条（職員等の義務）

第14条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者の守秘義務について定めたものである。

【解釈・運用】

個人情報を取り扱う実施機関の職員については、地方公務員法等により、守秘義務等が課されているが、それを確認するとともに、不当目的での使用も禁じたものである。又はこの義務は、職員であった者にも課されることを明らかにしたものである。

なお、職員には非常勤職員、臨時職員を含む。従って、地方公務員法の規定が適用されない特別職の職員（附属機関の委員等）についても、本条によって、個人情報保護に関する義務が課されたことになる。

第15条（委託等に伴う措置）

- 第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託しようとするときは、契約において、委託を受けたものが講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。
 - 3 実施機関以外のものは、実施機関の保有する個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を行う場合、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 実施機関の職員以外の者で、実施機関が保有する個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を取り扱う事務事業を実施機関以外のものに委託する場合等に必要な個人情報の保護措置について定めたものであり、実施機関、受託者等には、必要な措置を講ずべき義務があることを明示し、受託者等の事務従事者等にも一定の義務を課したものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 「実施機関以外のもの」とは、第2条第2号に規定する実施機関以外のものをいう。
- 2 「個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理」とは、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれるすべての場合をいう。
- 3 「委託」とは、個人情報を取り扱う事務事業のすべて又は一部を実施機関以外のものへ依頼することをいし、その態様としては、公法上のもの、請負（民法第632条）委任（民法第643条）準委任（民法第656条）など私法上のもの（民法上の典型契約に限られず、無名契約も含まれる。）がある。

具体的には次のようなもの等があげられる。

- (1) 電子計算機の入力
 - (2) 通知書の封入作業の委託
 - (3) 公金の収納徴収に関する委託
 - (4) 世論調査、アンケート調査等に関する委託
 - (5) 市有施設の管理・警備委託
 - (6) コンピュータ関連機器の保守管理業務
 - (7) 文書の廃棄委託等
- 4 「委託を受けたものが講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない」とは、委託に当たり、委託の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲を明確に示すとともに、契約書等に次に掲げる個人情報の保護について必要な事項を明記し、受託者に対して必要な個人情報の保護義務を課すことをいう。
 - (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
 - (2) 個人情報の適正な管理に関する事項

- (3) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (4) 個人情報の目的外の目的のための使用及び提供の禁止に関する事項
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (6) 個人情報の取扱いに関する事故の発生時における報告義務に関する事項
- (7) 個人情報の取扱いに関する検査の実施に関する事項
- (8) (1)から(7)までに掲げる事項に違反した場合における契約の解除及び損害賠償に関する事項

第2項関係

「前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。」とは、市が公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、実施機関は、指定管理者が個人情報の保護のために講ずべき安全確保の措置を、実施機関と指定管理者との間で締結する協定でその内容を明らかにしなければならないことをいう。

第3項関係

本項は、実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託等を受けたものは、実施機関と同様、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない義務を負うことを明らかにしたものである。

市の保有する個人情報を取り扱う場合に、実施機関が直接行う場合と、委託等により実施機関以外で取り扱う場合とで適正な維持管理が異なってはならない。

第4項関係

本項は、実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託等を受けた業務に従事している者又は従事していた者が第14条の実施機関の職員等と同様の義務を負うことを明らかにしたものである。再委託がなされた場合にも同様の義務が課される。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求

第16条（開示請求）

<p>第16条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己の個人情報の開示（当該個人情報が記録されていないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p>
--

【趣旨】

本条は、個人の自己情報に係る本人による開示請求を権利として広く何人にも認め、第17条各号に掲げる場合以外は、実施機関には自己情報を本人に開示しなければならない義務が生じることを定めたものである。また、法定代理人による開示請求も認めることとした。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 「何人」とは、自然人すべてをいい、実施機関において自己情報が保有されている限り、市民に限らず他市町村の者や外国人も含まれる。
- 2 「行政文書」については、第2条第5号の解説参照。
- 3 「自己の個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の情報をいい、開示請求をすることができるのは、自己に関する個人情報に限られる。この場合、自己の氏名、住所等によって帳票等が作成されている場合のほか、自己以外のものの氏名、住所等によって作成されている帳票等の中に自己の個人情報が記録されている場合も含まれる。

したがって、条例に基づき個人情報の開示請求ができるのは、当該個人情報の本人に限られるため、たとえ配偶者や家族等から請求があっても認められないものである。

- 4 「開示（当該個人情報が記録されていないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）」とは、開示請求に係る個人情報の存否を含めて、その内容を知らせることをいう。請求に係る特定の行政文書に請求者の個人情報が記録されていないことを知らせることも、個人情報の保護に重要な意義を有することから、開示に含めたものである。

第2項関係

- 1 本項は、本人からの開示請求の例外として、未成年者又は成年被後見人に限り代理請求ができるものとしたものである。自己情報の開示は本来的には、自己決定にかかる部分であり、この法定代理人による個人情報の開示請求権の行使の承認は、代理になじまないものであるが、その必要性（例えば乳幼児の健康診断の結果の開示請求のような場合）から認められたものである。従って、本人の利益に反する場合には、非開示とすべきであり（条例第17条第8号）本号は本人が反対の意思表示をしたときには本人の利益保護のため、請求自体を不合法とすることを認めたものである。個人情報の開示は、本人からの開示請求により、当該本人に対して開示するものであり、広く本人以外の者に代理請求を認めることは、本人の権利利益を損なうおそれがあることから、法定代理人に限って代理請求を認めることとしたものである。

- 2 「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者（民法（明治29年法律第89号）第3条）をいう。

- 3 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 4 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の場合は第一次的には親権者(民法第818条)、第二次的には未成年後見人(民法第839条)であり、成年被後見人の場合は成年後見人(民法第843条等)である。
- 5 「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる」とは、法定代理人が当該未成年者又は成年被後見人に代わって行う開示請求は、本人に代わって法定代理人が意思表示をなすことをいい、結果として、その効果は本人に帰属する。なお、未成年者又は成年被後見人であっても、自ら開示請求をすることができる場合は、これを妨げるものではない。
- 6 未成年者にかかる個人情報の開示については、本人の承諾なしに当該個人情報を開示することにより、本人の権利利益を侵害することも考えられるので、原則として15歳以上の未成年者については、実施機関は本人の意思を確認するものとする。なお、15歳未満の未成年者であっても、個人情報の性格、内容によっては、本人の意思を確認するものとする。
- 7 「ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。」とは、前述のように、本条はあくまで本人への自己情報の開示を認め、本人が請求できないときに法定代理人による請求を例外的に認めるものであるから、本人から明示の意思表示があるときはそれに従うことを明らかにしたものである。
- 8 開示請求権を認めたことは、実施機関が本人からの開示の申出を受けた場合に、任意に行政サービスとしてこれに応じて情報提供を行うことを制限するものではない。しかしながら、この場合でも本人確認は確実にを行う必要がある。

第17条（開示しないことができる個人情報）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

【趣旨】

本条は、前条により個人の自己情報に係る本人による開示請求を権利として広く何人にも認めることとした例外として、開示をしないことができる場合について定めたものである。

【解釈・運用】

本条は、自己情報の開示請求に対して、実施機関が開示しないことができる個人情報の範囲を定めたものである。自己情報の開示請求に対しては、原則としてすべて開示すべきであるが、開示請求に係る個人情報に請求者(法定代理人による開示請求の場合にあっては、当該開示請求に係る個人情報の本人)以外の個人に関する情報が含まれている場合又は行政の公正な執行を通して公共の福祉を確保するような合理的な理由があるときなどには、限定的に開示しないことができることとしたものである。開示原則からいえば、本条の各号の非開示事項は必要最小限のものであり、また、限定的に解する必要はある。

- 1 「開示しないことができる」とは、本項各号のいずれかに該当するときに限って、開示しないことができる権限を与えたものであり、本項各号のいずれかに該当しない限りは、実施機関に個人情報の開示義務が生じるものである。また、「開示しないことができる。」という規定は、実施機関が開示義務を負わないとするものであり、実施機関が開示・非開示の裁量を与えたものではなく、開示してはならないとして取り扱う。
- 2 本条の非開示事項は、開示義務を負わない個人情報の範囲を規定したものであり、地方公務員法第34条の守秘義務は職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規定であり、両者はその趣旨、目的を異にしている。このため、本条の非開示情報と地方公務員法の秘密とはその範囲は必ずしも同一ではないが、非開示事項に該当しないとして開示された個人情報は、地方公務員法上の守秘義務の対象たる秘密に当たらないものとして取り扱う。

第17条第1号（第三者情報による非開示）

(1) 開示請求をした者（当該者が法定代理人であるときは、本人。以下「開示請求者」という。）以外の第三者に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）を含む情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な利益を害すると認められるもの

【趣旨】

本号は、請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるときには、非開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

本号は、自己情報の開示請求に対して、第三者に関する情報が含まれている場合に、第三者の情報を非開示とする旨を定めたものである。すなわち、本制度にいう「第三者の利益」には、個人のプライバシーから社会生活上の利益そして経済的利益に至る幅広いものであり、請求者以外の個人に関する情報を請求者に明らかにすることは第三者の不利益となるので、開示しないこととしたものである。

- 1 「開示請求をした者以外の第三者」には、法定代理人(前条第2項の法定代理人に限る。以下同じ。)による開示請求の場合における当該代理人を含むものである。
- 2 「当該第三者の正当な利益を害すると認められる」の判断は、当該第三者の正当な利益を侵害することになるか否かで行うものである。この場合には、両者の関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断しなければならない。

第三者に関する情報と考えられる例としては、(1) 市民からの対人関係等に関する相談記録、(2) 市政に関する相談で他の個人情報が含まれている相談記録等があげられる。

なお、何人でも知りうる情報等については、たとえ第三者に関する情報であっても、「当該第三者の正当な利益を害すると認められるもの」とはいえない。

第17条第2号（法令等による非開示）

(2) 法令等の規定により、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関及び大阪府知事その他府の機関の指示により、開示することができないことが明示されている情報

【趣旨】

本号は、法令等の規定により、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関及び大阪府知事その他府の機関の指示により、開示することができないことが明示されている情報については、この条例においても非開示とする旨を定めたものである。

【解釈・運用】

本号は、法令、国等からの指示等により非開示とされた情報についてこの条例においても非開示とすることを定めたものである。

「法令等」による情報

- 1 本号前段は、法令等の規定により開示することができないとされている情報は、この条例においても非開示とすることを定めたものである。
- 2 「法令等」とは、第7条の解釈と同義である。
- 3 「開示することができないことが明示されている情報」とは、法令等が明文の規定をもって、本人に開示することを禁止している場合のほか、当該法令の趣旨、目的等に照らして、本人に開示することを禁止している情報と解釈される場合を含む。なお、当該法令等の規定が、自己情報の本人以外の第三者に対する開示禁止の場合は、本号に該当しないものである。
- 4 なお、守秘義務条項の存在が直ちに、本号にいう「法令等による非開示」には該当しないことに注意すべきである。地方公務員法第34条第1項の守秘義務は公務員の服務規律を定めたものであり、本項とはその趣旨及び目的を異にしている。したがって、本号と守秘義務とはその対象となる情報について重なる場合が多いが、当然にすべてが一致するものではなく、開示請求があった個人情報を開示するかどうか検討する場合は、地方公務員法上の守秘義務にいう秘密であるか否かにかかわらず、本条各号において列挙した非開示事項に該当するか否かを個別に判断することになる。

国等からの指示に関する情報

- 1 本号後段は、国等の機関との継続的で包括的な協力関係を維持するため、開示することにより、国等と本市の協力関係が損なわれると認められる個人情報とは、非開示とすることを定めたものである。
- 2 「指示」とは、国等からの明示の非開示の指示を言う。
- 3 なお、従来は、機関委任事務（平成11年法律第87号による改正前の地方自治法第148条参照）については、主務大臣、都道府県知事の指揮監督を受け（同第150条）、主務大臣、都道府県知事から各種の指示命令が出されていたが、機関委任事務制度が廃止されたため、一般的な指揮監督関係は成立しないこととなった。

第17条第3号（法人等の情報による非開示）

(3) 法人（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。）

【趣旨】

本号は、法人等又は個人が営む事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人が有する競争上の正当な利益を侵害するおそれがあるときは、非開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本号は、法人等又は個人が営む事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人が有する競争上の正当な利益を侵害するおそれがあるときは、非開示とすることを定めたものであり、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨から定めたものである。
- 2 「法人等」とは、第2条第1号における解釈と同義である。
- 3 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得等の事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本号に該当せず、本条第1号の規定により判断することとなる。
- 4 「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、次のようなものをいう。
 - (1) 生産、技術に関する情報(製造工程、原材料の種類・使用量、機械・設備等の利用技術等)
 - (2) 営業、販売活動に関する情報(取引先、得意先、営業方針、受注経路、単価等)
 - (3) 信用力に関する情報(免債内容、借入金の返済能力等)
 - (4) 経理、人事等専ら法人等の内部に関する情報(経理、人事等)
 - (5) その他正当な利益を害するおそれのある情報
- 5 法人等に関する情報と考えられる例としては、公害苦情相談記録、消費生活相談記録等があげられる。
- 6 「人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報」とは、人の生命、身体、健康等が侵害されることのほか、人の財産が侵害されること、また、人の名誉が侵害されたり、脅迫を受ける等精神的な苦痛をもたらすような事業活動であって、その行為が違法である場合はもちろん、不当な行為も含む。

第17条第4号（意思形成過程情報）

(4) 市の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

【趣旨】

本号は、行政における内部的な調査研究、企画、調整等が円滑に行われることを確保するため、開示することにより、市又は国等が行う事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのある個人情報については、非開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本号は、行政における計画、施策等の立案、決定等の意思形成に際しての行政内部の調査研究、企画、調整等の公正な執行を確保するため、これらに関する情報を非開示とするものである。すなわち、市又は国等における調査研究等に関する情報の中には、個別の事業決定手続等が終了していても機関としての意思決定がなされていない情報、意思決定過程の意見交換の記録に関する情報・意思決定過程において外部から取得した情報などが含まれている。このため、開示することにより、将来の同種の事務事業の意思形成に支障が生ずる蓋然性が高い場合や本人に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある場合等には、開示しないこととしたものである。
- 2 「調査研究、企画、調整等に関する個人情報」とは、市又は国等の最終的な意思決定が終了するまでの間に行う市内部又は市と国等との間における調査研究、企画、調整、審議、検討、意見交換、打合せ、相談等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらの調査研究、企画、調整、審議、検討、意見交換、打合せ、相談等に関連して作成し、又は取得した情報に含まれた個人情報という。
- 3 「開示することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのある」情報とは、次のようなものをいう。
 - (1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより、請求者本人に不正確な理解や誤解を与えるおそれのある情報
 - (2) 行政内部の各種会議、意見交換の記録で、開示することにより、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられるおそれのある情報
 - (3) 調査研究等の結果又は統一的に公にする必要のある計画検討案等で、開示することにより、請求者本人等の特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれがあると認められる情報
 - (4) 審議、検討、調査研究等のために収集した資料で、開示することにより、行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になるおそれのある情報
 - (5) その他開示することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのある情報
- 4 調査研究、企画、調整等に関する情報と考えられる例としては、各種候補者の選考に関する検討資料又は選考調書等があげられる。

審議会等の合議制機関の議事録には、これに該当するものもあるが、当該議事録についてはその審議会等の性格、内容等を十分検討した上で決定する必要がある。

第17条第5号（事務事業執行情報）

(5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であつて、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

【趣旨】

本号は、開示することにより、市又は国等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずるおそれのある情報については、非開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

本号は、事務事業の目的を達成し、公正円滑な執行を確保するため、当該事務事業に関する情報についての開示を制限している。

1 「取締り、監督、立入検査」とは、市又は国等の機関が権限に基づいて行う取締り、監督、立入検査等をいう。

「許可、認可」とは、市又は国等の機関が権限に基づいて行う許可、認可等をいう。

「入札」とは、工事発注、物品購入等に係る競争入札をいう。

「試験」とは、市又は国等が権限に基づき実施する試験等をいう。

「交渉」とは、用地買収、損害賠償、損失補償等において、相互の利害関係事項について協議し、決定するために折衝することをいう。

「渉外」とは、市の行財政運営等のため、外国、国、他の地方公共団体、民間団体等と行う接遇、儀礼、交際等の対外的事務事業をいう。

「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいう。

「等」とは、本号中に列挙した事務事業のほか、市又は国等が行うこれらに類する一切の事務事業をいい、当該事務事業に直接かかわる情報だけでなく、当該事務事業の実施に影響を与える関連情報を含むものである。

2 「当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」とは、次のようなものをいう。

(1) 開示することにより、当該事務事業を実施する目的、意味が失われる情報

(2) 開示することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務事業の実施が大幅に遅れるなど行政が著しく混乱する情報

(3) 開示することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えるおそれのある情報

(4) その他開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのある情報

3 事務事業に関する情報と考えられる例としては、税金、貸付金等の滞納者に対する今後の処理方針等、争訟の方針(準備書面、証人申請案)等があげられる。

第17条第6号（評価等情報）

(6) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する個人情報であつて、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

【趣旨】

本号は、個人の指導、診断、判定、評価等に関する事務事業の適正な執行を確保する上で、これらに関する情報を開示した場合に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、非開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本号は、個人の指導、評価等に関する情報を開示することによって、指導、評価等の過程やそれらの基準などが知られることによって、適正な指導、評価等に著しい支障が生ずる場合が考えられるため、非開示とすることを定めたものである。
- 2 「指導、診断、判定、評価等」には、列挙した以外にこれらに類するものを含む。また、実施機関が行う指導、診断、判定、評価等以外に国等の機関や民間の法人等が行うものも含まれる。
- 3 「指導」とは、学力、能力、技術等の向上や生活状態、健康状態等の改善のために行う指導又はこれらに類するものをいう。
- 4 「診断」とは、疾病や健康状態等について、医学的見地から診察、検査等を行うことをいう。
- 5 「判定」とは、個人の知識、能力、資力、適性、技術等について、専門的知識又は一定の基準に基づき試験、審査、検査等を行い、その結果から判断を行うことをいう。
- 6 「評価等」とは、学業成績、勤務状況、功績などの個人の能力、適性等についての内容を判断し、見定めることをいう。
- 7 「評価等」の「等」には、選考、相談、推薦を含む。
- 8 「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査などに基づき、特定の職業等の適任者を選任すること又はこれらに類することをいう。
- 9 「相談」とは、生活健康等に関する照会を受け、それに対して専門的見地等から診断を行ったり、所見を述べたりすることをいう。
- 10 「推薦」とは、個人に何らかの利益をもたらす目的で評価を行うことをいう。
- 11 「事務事業の適正な執行を確保する上で、著しい支障が生ずる」とは、開示することにより、適正な指導、診断、判定、評価等を行うことが困難になるおそれが存在することをいい、今後、反復継続して行う本人以外の者への同種の指導、評価等の適正な実施に支障が生ずる場合又は本人に対する今後の指導、評価等の適正な実施に支障が生じることをいうものである。

第17条第7号（公共の安全等情報）

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

【趣旨】

本号は、市が公共の安全と秩序を維持し、市民等の安全を確保する基本的責任を有していることから、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある個人情報、非開示とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

本号は、公共の安全の確保に関する情報について、開示によって公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある個人情報、非開示とすることを定めたものである。

- 1 「人の生命、身体、財産等の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産、名誉、社会的地位、自由等を危害から保護し、又は当該危害等を除去することをいう。
- 2 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。例えば、犯罪を誘発するおそれのある情報を開示しないこともこれに含まれる。
- 3 「(犯罪の)捜査」とは、捜査機関が公訴の提起及び遂行のため、証拠を発見し、収集し、保全し、また、被疑者を発見し、掌握し、必要があればその身柄を拘束して保全する活動をいう。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防又は捜査及び人の生命、身体、財産等の保護のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。
- 5 「支障を及ぼすと認められる」とは、公共の安全と秩序を維持する諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなる可能性がある場合をいう。
- 6 「犯罪の予防又は捜査・・・に支障を及ぼすと認められる情報」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 犯罪の捜査等の事実等に関する情報
 - (2) 犯罪目標となることが予想される施設の所在等に関する情報
- 7 「人の生命、身体、財産等の保護・・・に支障を及ぼすと認められる情報」とは、次のような情報をいう。
 - (1) 犯罪の被疑者、参考人等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体等に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報
 - (2) 犯罪等の情報の通報者、告発者等が特定され、その結果、これらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報
 - (3) 特定個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれのある情報
- 8 本号に該当する可能性のある例としては、麻薬中毒者の通報記録等(麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の3等) 捜査関係事項に関する照会書及び回答書(刑事訴訟法第197条第2項)などがあげられる。

第 17 条第 8 号 （利益相反情報）

(8) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

【趣旨】

条例は、法定代理人による開示請求を認めるが、本号は、開示によって当該未成年者の利益に反すると認める場合に、開示の拒否を認めたものである。

【解釈・運用】

条例は、法定代理人による個人情報の開示請求を認めている（条例第 16 条第 2 項）が、この代理人による請求権の行使は本来的には、代理になじまないものであるが、その必要性（例えば乳幼児の健康診断の結果の開示請求のような場合）から認められたものである。従って、本人の利益に反する場合には、非開示とすべきであり、本号はこれを確認したものである。なお、条例第 16 条第 2 項において本人が反対の意思表示をしたときには請求自体を不適法とすることとしており、本号は、そのような意思表示がない場合において本人の利益保護のため、非開示とすることを認めたものである。

第 18 条 （部分開示）

第 18 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、原則開示の立場から、開示請求のあった個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が併せて記録されている場合、当該個人情報を全部非開示とするのではなく、可能な限り、当該非開示部分を除いて個人情報の開示を行わなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、原則開示の立場から、開示請求のあった個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が併せて記録されている場合、当該個人情報を全部非開示とするのではなく、非開示部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非開示部分を除いて個人情報の開示を行わなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
- 2 「容易に」とは、開示請求のあった個人情報から非開示とする部分とそれ以外の部分とを分離するに当たって、当該情報を損傷することなく、かつ、経費的、時間的に容易に分離できることをいう。
- 3 「開示請求の趣旨を損なわない」とは、当該個人情報の開示請求の趣旨から判断して、非開示とする部分を除いても、請求者が知りたい情報が十分知り得る場合をいう。
- 4 部分開示の実施に関しては、第 22 条第 2 項の規定により、複写したものを閲覧に供し、又は複写したものの写しの交付により行うことができる。

第19条（開示請求の手続）

<p>第19条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 開示請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所</p> <p>(3) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>
--

【趣旨】

本条は、自己情報の開示請求の際の手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 個人情報の開示は、自己の個人情報を本人に開示するものであり、他人に開示してはならないため、開示請求権者が本人又は法定代理人に限定され、その確認は厳格に行う必要がある。
開示請求は、請求者の権利行使としての開示の決定という行政処分を求める申請手続であって、文書により事実関係を明確にし、後日の紛争を防止する等、正確な手続の必要性から、請求は書面により行うものとする。したがって、口頭、電話等による請求は認められないものである。
開示請求書の様式は、規則第8条に規定する個人情報開示請求書(様式第5号)によるものとする。
- 2 「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、請求にかかる個人情報が記録されている行政文書、磁気テープ等を特定するために必要な事項をいう。
- 3 「規則で定める事項」とは、開示請求の年月日、開示の方法である。下記の規則第8条を参照。

第2項関係

- 1 本項は、個人情報の開示の請求が条例によりその権限を認められた本人及びその法定代理人以外の者により行われることを防ぐために必要な手続を定めたものである。
- 2 「本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類」とは、具体的には、施行規則第9条で定める次の書類をいう。下記の規則第9条を参照
 - (1) 本人による開示請求の場合 運転免許証 旅券 その他これらに類するもの
 - (2) 法定代理人による開示請求の場合 (1)に掲げる書類のほか、その資格を証する次に掲げる書類 戸籍謄本 その他その資格を証明する書類

【運用】

- 1 開示請求の窓口(訂正請求及び是正の申出も同様とする。)自己情報開示の請求書の受付は、情報公開コーナーとする。したがって、当該情報に係る事務を所管する各部課に対して直接請求があった場合には、開示請求に係る相談に応じることとするが、原則として、請求書の受け付けは行わないものとする。ただし、特別な理由がある場合には、開示請求者の利便等を勘案し、個人情報保護

担当課と連絡を取り、当該所管課に属する開示請求に限り、受け付けることができるものとする。

- 2 第2項関係の本人を確認するために必要な書類は戸籍抄本、住民票の写し等のように本人以外の者が取得可能なものは、本項にいう本人であることを「証明するために必要な書類」には該当しないので、実施機関が确实と認める方法で本人を確認する必要がある。

【規則】

(個人情報開示請求書)

第8条 条例第16条第1項の規定による請求は、個人情報開示請求書(様式第5号)によるものとする。

2 条例第19条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示の方法

(本人等の証明に必要な書類)

第9条 条例第19条第2項(条例第22条第5項、第25条第4項及び第26条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するもの
- (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類

(個人情報開示請求等受付整理簿)

第10条 実施機関は、個人情報の開示の請求等を受け付けたときは、個人情報開示請求等受付整理簿(様式第6号)に必要な事項を記載しなければならない。

第20条（開示請求に対する決定等）

- 第20条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、その理由を前項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 4 実施機関は、前項の場合において、当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部が第17条各号に規定する個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を第2項の書面に記載しなければならない。
- 5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により、当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を開示請求者に通知しなければならない。
- 6 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が個人情報を開示するかどうかの決定をしないときは、開示請求者は、開示決定をしないこととする処分があったものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、前条に規定する請求書が提出された場合の開示するかどうかの決定及びその通知の手続等を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 実施機関が行う開示請求に係る個人情報の開示、非開示の決定は行政処分であることから、当該決定の通知は書面により行うこととし、また、その通知は、迅速に行われることが望まれることから、請求書の提出があった日から起算して15日以内とする。
- 2 「請求書の提出があったとき」とは、前条第1項に規定する必要事項が記載されている請求書の提出があった日をいい、情報公開コーナーで受け付けた日をもって、受理した日として取り扱わなければならないものである。
- 3 「請求書の提出があった日から起算して15日以内」とは、請求書の提出があった日から起算して15日目に当たる日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日が満了日となる。また、実施機関は、この期間を極力短くするよう努めなければならない。

第2項関係

- 1 「書面により、当該決定の内容を通知しなければならない」とは、実施機関の決定は行政処分であり、書面により行わなければならないものである。なお、決定通知書の様式は、施行規則第11条第1項第1号に規定する「個人情報開示決定通知書(様式第7号)」、同第2号に規定する「個人情報部分開示決定通知書(様式第8号)」及び同第3号に規定する「個人情報非開示決定通知書(様式第9号)」によるものとする。

2 開示請求に係る個人情報が存在しなかった場合の請求者に対する手続については、明文の規定をおいていないが、次のように取り扱うものとする。

「個人情報が存在しないとき」とは、次のような場合等をいう。

- (1) 開示請求に係る個人情報を取り扱う事務事業そのものが存在しない場合
- (2) 行政文書の保存期間の経過等により当該開示請求に係る個人情報を記録した行政文書等が存在しない場合
- (3) 開示請求に係る個人情報が「本人に関する個人情報」でないと実施機関が判断し、個人情報が存在しないこととなった場合

個人情報が存在しないときは、当該情報が不存在であること及び存在しない理由を請求者に「個人情報不存在通知書(様式第10号)」により通知しなければならない。本条第2項の決定の際と同様、当該開示請求に係る個人情報がないこと及びその理由を記載して、請求者に通知することが必要である。

第3項関係

- 1 「その理由を前項の書面に記載しなければならない」とは、非開示又は部分開示と決定した場合には、その理由を記載して通知しなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
- 2 通知書に記載すべき非開示理由は、単に「第17条第何号に該当するため」との記載では不十分であり、「開示の請求のあった個人情報には、何々が記録されており、これを開示すると何々に著しい支障を生ずると認められるため、第17条第何号に該当する」等のように請求者においてその理由が明らかに理解できるよう、より具体的に記載しなければならない。

第4項関係

「第17条各号に規定する個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明らかにすることができる」とは、非開示の決定をする時点において、将来的に第17条各号に該当する事由が消滅し開示できることが、おおむね1年以内に確実であり、かつ、その期日を明示できる場合をいう。なお、この期日の明示は、当該情報の開示ができるようになる時期を教示するものであり、その期日に当該情報の開示を行うことを意味するものではないため、請求者は、その期日以後に改めて開示を請求しなければならないものとする。

第5項関係

実施機関は、請求書が提出されてから15日以内に決定ができない「やむを得ない理由」がある場合には、15日間延長することができる。

「やむを得ない理由」とは、次のような場合が考えられる。

- (1) 開示請求に係る個人情報が大量であり、又はその内容が複雑であるため、期間内に開示・非開示の決定をすることが困難であるとき。
- (2) 年末年始等執務を行わない時期に当たり、期間内に開示・非開示の決定をすることが困難であるとき。
- (3) 天災・事故等の発生による突発的な業務の増大のため、期間内に開示・非開示の決定をすることが困難であるとき。

- (4) その他合理的な理由により、決定期間内に開示・非開示の決定をすることが困難であるとき。
なお、延長の通知の様式は、施行規則第 11 条第 2 項に規定する「個人情報開示決定期間延長通知書(様式第 11 号)」によるものとする。

第 6 項関係

本項は、実施機関が当該開示請求書の提出があった日から起算して 15 日以内（期間の延長をした場合にはその期間以内）に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなかった場合に、これを非開示決定があったものとみなすことができるものである。この規定は、開示請求者は不作為についての申立てをすることなく、処分についての不服申立てや訴訟が出きるようにしようとするものである。

「みなすことができる」のは、開示請求者のみであり、実施機関は 30 日を越えた場合であっても、決定の手続きを継続する必要がある。

第 21 条 （第三者保護に関する手続）

第 21 条 実施機関は、前条第 1 項の決定をする場合において、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該個人情報を開示するときは、あらかじめその旨を当該第三者に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、第三者の情報が含まれている場合の保護に関して定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、実施機関が行う請求にかかる個人情報の開示・非開示の決定に際し、当該情報に第三者に関する情報が記録されている場合においては、これを適正に行うため、あらかじめ第三者から意見の聴取をすることができるものとしたものである。
- 2 「第三者」とは、開示請求者以外の個人、法人(岸和田市を除く。)その他の団体をいう。
- 3 「意見を聴くことができる」とは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことによって、開示・非開示決定の判断を慎重に行おうとするものであり、第三者の意見聴取を義務付けるものではなく、また意見を聴こうとする第三者に対して、実施機関が行う開示・非開示決定についての同意権を与えるものでもない。

意見の聴取は、開示するかどうかの判断をより正確に行うため定められたものであり、当該情報が第 17 条各号のいずれかに該当すること又は該当しないことが明らかであるときは行わないものとする。

第22条（開示の方法）

- 第22条 実施機関は、第20条の規定により個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。
- 2 前項の規定による個人情報の開示は、個人情報が記録された行政文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真に記録されている個人情報にあっては閲覧又は写しの交付により、フィルムにあっては視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）により、電磁的記録にあっては視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。
- 3 実施機関は、前項の方法による個人情報の開示をすることにより当該個人情報が記録されている行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報が記録された行政文書の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。
- 4 開示請求に係る個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。
- 5 第19条第2項の規定は、開示請求に係る個人情報の開示を受ける者について準用する。

【趣旨】

本条は、実施機関が開示決定又は部分開示決定をした場合の個人情報の開示の方法及び手続等について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、実施機関が第20条第1項に基づき開示する旨の決定をしたときは、速やかに当該請求者に対して、速やかに個人情報を開示すること及び開示の際の実施手続を定めたものである。
- 2 「速やかに」とは、開示請求者と開示の日時を調整した上、可能な限り早い時期に開示を実施することを意味する。開示の日時、場所は、本条第4項により実施機関が決定し、その内容を第20条第2項の通知書に記載する。
- 3 「開示をしなければならない」とは、開示決定に係る個人情報が記載された行政文書の原本等を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

第2項関係

- 1 本項は、開示方法について定めるものである。開示の具体的方法については下記のように規則第13条で定めている。

【規則】

（開示の方法）

第13条 条例第22条第2項による個人情報の開示は、次の各号に定める方法による。

- (1) 文書、図画及び写真中に記録された個人情報 原本の閲覧又はその写しの交付
- (2) フィルム中に記録された個人情報 再生機器により再生したものの視聴又はその写しの交付
- (3) 録音テープ及びビデオテープ中に記録された個人情報 再生機器により再生したものの視聴
- (4) 電磁的記録中に記録された個人情報 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

- 2 前項の規定による写しの交付は、当該請求に係る情報1件につき原則として1部とする。

- 2 また開示に際して、請求者は以下のように規則第 14 条の定める事項を守らなければならない。違反した場合には、開示の中止、禁止ができる。

【規則】

(禁止事項)

第 14 条 行政文書を閲覧又は視聴する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 行政文書を汚損、破損又は滅失する行為
- (2) 公務の執行に支障をきたす行為
- (3) 飲酒又は喫煙のうえ、行政文書の閲覧又は視聴をすること。
- (4) その他行政文書の開示に支障をきたす行為

2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、文書等の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

第 3 項関係

- 1 開示に際して、第 2 項の方法による個人情報の開示ができない場合には、第 2 項の規定にかかわらず、当該個人情報が記録された行政文書の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。
- 2 具体的な例としては、以下のような場合がある。
 - (1) 当該個人情報が記録されている行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるときその他相当の理由がある場合
 - (2) 開示窓口において開示することによって、事務の執行に支障が生ずる場合
 - (3) マイクロフィルムに撮影された行政文書の開示をする場合
 - (4) 行政文書の一部を開示する場合

第 4 項関係

- 1 本項は、個人情報の開示について、実施機関が指定する日時及び場所において行うことを定めたものである。
- 2 実施機関が指定する日時は、個人情報の開示決定通知書に支障の生じない日時を指定する必要がある。開示請求者から開示の実施の変更の申出があった場合には、事前、事後に関わらず、申出に応じる必要がある。
- 3 実施機関が指定する場所は、情報公開コーナーとする。
- 4 開示請求者が写しの送付を希望した場合には、実施機関が開示請求者にその写しを発送する日時とする。

第 5 項関係

本項は、個人情報が請求者本人又はその法定代理人以外の者に開示されることを防ぐために、本人の確認を開示の際においても再度行うことを定めたものである。

第23条（簡易な開示）

第23条 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第19条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第20条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示請求があった場合に、簡易に口頭で開示できる場合について定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 個人情報の開示は、本条例では、極めて慎重な手続きにより行うことを予定しているが、情報によっては、簡易に口頭等により開示することができる場合があり、これについて定めるものである。
- 2 「実施機関があらかじめ定めた個人情報」とは、実施機関が以下の要件を勘案して、対象となる個人情報の範囲を定めたものとする。
 - (1) 開示要望の強いもの
 - (2) 開示について即時性が要求され、実務上も対応可能なもの
 - (3) 個人情報の記録が定型的であり、開示に対する判断があらかじめ一律に行うことが可能であるもの
- 3 「実施機関があらかじめ定めた個人情報」の内容、個人情報の開示場所、個人情報の開示場所等については、岸和田市公報に掲載して公告するものとする。
- 4 簡易な開示を行う場合であっても、開示請求の手續に関する第19条第2項に準ずる手續きをとる必要がある。

第24条（訂正請求）

第24条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第16条第2項本文の規定は、訂正請求について準用する。

【趣旨】

本条は、何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正請求をすることができる権利を保障する事を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

第1項は、実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合、それにより本人に不利益が及ぶなど、本人の権利利益が侵害されることを防止するため、当該情報の訂正等を請求することができることを定めたものである。

- 1 「事実」とは、住所、氏名、年齢、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、場所、面積、数量等の客観的に正誤の判断が行えるものをいい、主観的事項は含まれない。「事実の誤りがある」とは、条例により開示された個人情報等が事実とされるべき個人情報と一致していないことをいう。
- 2 「訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。）」とは、事実と合致していない個人情報の記録を修正し事実と合致させることのほか、一部の記録の加筆又は削除により記録内容をより正確にすることも含むものである。
- 3 個人情報と事実と合致していない場合であっても、次のように実施機関に作成権限がないような場合等には、当該個人情報の訂正権限がないので訂正するかどうかの決定を行うのではなく、却下の事務手続を行うこととなるものである。
 - (1) 法令等の規定により訂正することが明らかに禁止されているとき、又は法令の趣旨等から訂正することができないと解釈されるとき。
 - (2) 他の市町村長が発行した証明書若しくは謄本又は医師が作成した診断書等のように実施機関以外の第三者が作成したものであるとき。

第2項関係

本項は、開示請求の場合と同様に、法定代理人が訂正請求を行うことができる旨を定めたものである。なお、法定代理人が開示を受けた個人情報の訂正請求は、当該個人情報の本人も行うことができるとともに、当該個人情報の本人が開示を受けた個人情報の訂正請求は、法定代理人も行うことができる。

【運用】

実施機関は、他の法令等によって訂正の手続きが定められているものについては、その窓口を案内する等適切な対応につとめる責務がある。

実施機関は、事実に関して誤りがあった場合は、個人情報を正確かつ最新の状態に保たなければならないという第13条第1項の規定により、職権で訂正する義務がある。

第25条（訂正請求の手続）

第25条 前条第1項の規定による訂正請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 訂正請求の内容
- (5) 訂正請求をする理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前条第1項に規定する訂正請求をしようとする者は、前項の提出に際しては、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

4 第19条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

【趣旨】

本条は、自己情報の訂正請求の際の手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項では、自己情報の訂正請求を行おうとする者は、本項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めたものである。
- 2 「前条第1項に規定による訂正請求」とは、訂正、追加、削除をいう。
- 3 「訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、訂正請求に係る個人情報が記録されている行政文書等を特定するために必要な事項をいう。
- 4 「訂正請求の内容」とは、特定の行政文書から印字装置により出力された物に記載されている個人情報のうち、事実の誤りがあるとして訂正を求める箇所をどのように訂正するか、記録されるべき個人情報があきらかに不備の場合は追加を求める箇所、個人情報が事実と合致していない場合は削除を求める箇所をいう。
- 5 「訂正請求をする理由」とは、市の保有する個人情報についてなぜ訂正請求を行うのかについて、本条第2項に規定する「証明する書類」を提出又は提示し、訂正を求める妥当性を説明することをいう。

第2項関係

- 1 本項は、自己情報の訂正請求をしようとする者に対して、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類の提出又は提示を行うことを義務付けたものである。
- 2 「前条第1項に規定する訂正請求」については、前項の解説を参照。
- 3 「証明する書類」とは、訂正を求める内容が事実と合致することを確信させる程度の内容のものをいうほか、およそ事実らしいと推測できる程度のもが含まれ、例としては、次のようなものがある。

- (1) 戸籍謄本、抄本(氏名、住所、生年月日等の内容訂正を求める場合)
- (2) 各種免許証(資格などの内容訂正を求める場合)

第3項関係

本項は、実施機関が訂正請求書に形式上の不備があるときには、当該請求書に補正を求めることができることを定めたものである。

第4項関係

本項は、個人情報の訂正請求が条例によりその権利を認められた本人及びその法定代理人以外の者により行われることを防ぐために、必要な手続を定めたものである。

【規則】

(訂正請求)

第16条 条例第25条第1項の規程による訂正請求は、個人情報訂正請求書(様式第13号)により行うものとする。

2 条例第25条第1項第6号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第25条第1項の規定による訂正請求の年月日
- (2) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、代理の区分

第26条（訂正請求に対する決定等）

- 第26条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求書の提出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、訂正請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正を行った上、訂正請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をしない旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。
- 4 第20条第3項、第5項及び第6項は、訂正請求に対する決定について準用する。

【趣旨】

本条は、個人情報の訂正請求があった場合に訂正をするかどうかの決定及びその通知の手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、訂正請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に実施機関が訂正の可否の決定を行わなければならない義務を負うことを定めたものである。
- 2 「請求書の提出があった日」とは、情報公開コーナーにおいて請求書を受付けた日をもって取り扱うものとする。
- 3 2に規定する期間は、請求があった日から起算して30日目に当たる日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日が満了日となる。
- 4 「必要な調査」とは、請求者が提出する「請求書」や「当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料」に基づき行う、請求にかかる事実の誤りの有無及び訂正すべき内容を確認するための調査、調査及び実施機関が当該個人情報の訂正を行う権限の有無の調査をいい、本人、第三者への意見聴取も含まれる。
- 5 「訂正をするかどうかの決定」とは、請求に係る個人情報の訂正、部分訂正又は訂正拒否の決定を行うことをいい、第17条の要件に該当するかどうかを判断して行う必要がある。

第2項関係

- 1 本項は、実施機関が訂正請求のあった個人情報を訂正すると決定したときは、当該個人情報を訂正するとともに、その内容等を請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。
- 2 「書面」とは、施行規則第17条で定める通知書をいう。

第3項関係

本項は、実施機関が訂正拒否決定又は部分訂正決定したときには、その理由等を請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。

「書面」とは、施行規則第17条で定める通知書をいう。

第4項関係

本項は、第20条第3項、第5項及び第6項に準じ、第1項の訂正等決定期間の延長及び期間内に訂正請求に対する決定を行わなかった場合の「みなし規定」を定めたものである。

【規則】

(個人情報訂正決定通知書等)

第17条 条例第26条第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 個人情報を訂正する旨の決定をした場合 個人情報訂正決定通知書(様式第14号)
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報部分訂正決定通知書(様式第15号)
- (3) 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をした場合 個人情報訂正拒否決定通知書(様式第16号)

2 条例第26条第4項において準用する条例第20条第5項の規定による通知は、個人情報訂正決定期間延長通知書(様式第17号)により行うものとする。

第26条の2 (利用停止等請求)

第26条の2 何人も、自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条又は第8条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の消去
- (2) 第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止
- (3) 第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- (4) 第11条の規定に違反して電子計算機処理が行われているとき 当該個人情報の利用の停止
- (5) 第12条の規定に違反して電子計算機の結合が行われているとき 当該個人情報の利用の停止

2 第16条第2項の規定は、利用停止等の請求（以下「利用停止等請求」という。）について準用する。

【趣旨】

本条は、何人も、実施機関に対して、自己に関する個人情報が、この条例の規定に違反して利用、提供、収集等されていると思われるときは、その利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 「自己に関する個人情報」とは、利用停止等請求の対象となる個人情報であり、開示を受けた個人情報に限定されない。
- 2 「利用の停止、消去又は提供の停止」とは、具体的に実施機関内部での個人情報の使用を中止すること、個人情報が記録されているデータを消去すること、個人情報の外部提供を中止することをいう。

本項にいう利用停止等請求は、現に個人情報の取り扱いがこの条例に違反する状態にあると認められる場合にすることができるものであり、予防的な請求（将来の収集、保有、利用又は提供の差止請求）は認められないものである。

- 3 「他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。」とは、他の制度により利用停止の手續が定められている場合には、当該制度の手續に委ねることが適切であることから、この条例に基づく利用停止等請求の対象外とするという趣旨である。
- 4 「次の各号のいずれかに該当すると思われるとき」とは、自己に関する個人情報が次のいずれかに該当すると思われるときである。

(1) 第1号関係

[第7条関係]

思想、信条及び宗教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を取り扱ってはならないとの規定に違反して、収集、保管、利用及び提供されているときをいう。

[第8条関係]

個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならないとの規定に違反して、収集されているときをいう。

(2) 第2号関係

「第9条第1項の規定に違反して利用されているとき」とは、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部又は実施機関相互間において利用してはならないとの規定に違反して、利用されているときをいう。

(3) 第3号関係

「第9条第1項の規定に違反して提供されているとき」とは、実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、当該実施機関以外のものに提供してはならないとの規定に違反して、提供されているときをいう。

(4) 第4号関係

「第11条の規定に違反して電子計算機処理が行われているとき」とは、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴くことが義務付けられている規定に違反して電子計算機処理を行ったとき(第1項)や、センシティブ情報の電子計算機処理を禁止した規定に違反して電子計算機処理を行ったとき(第2項)をいう。

(5) 第5号関係

「第12条の規定に違反して電子計算機の結合が行われているとき」とは、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならないとの規定に違反して結合されているときをいう。

5 2項関係

未成年者又は成年後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止等請求をすることができる旨を規定したものである。

第26条の3 (利用停止等請求の手續)

第26条の3 利用停止等請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止等請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止等請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止等請求の内容
- (4) 利用停止等請求をする理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第19条第2項の規定は、利用停止等請求をしようとする者について準用する。

3 第19条第3項の規定は、利用停止等請求をした者(以下「利用停止等請求者」という。)について準用する。

【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報の利用停止等請求をする際の具体的な手續を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項では、自己に関する個人情報の利用停止等請求を行おうとする者は、本項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めたものである。
- 2 「利用停止等請求」とは、利用の停止、消去又は提供の停止をいう。
- 3 「利用停止等請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、利用停止等請求に係る個人情報が記録されている行政文書を特定するために必要な事項をいう。
- 4 「利用停止等請求の内容」とは、特定の行政文書に記録されている個人情報のうち、利用停止等を求める部分の内容をいい、利用停止等請求に係る個人情報についてどのような措置を求めるかを記載することをいう。
- 5 「利用停止等請求をする理由」とは、市の個人情報の取り扱いについてどのような違反があるために、利用停止等を求めるのかの理由をいう。また、請求者は利用停止等請求書を提出する際に、あわせて請求を行うに至る根拠となった資料を示す必要がある。

第2項関係

本項は、個人情報の利用停止等の請求がその権利を認められた本人及びその法定代理人以外の者により行われることを防ぐために、必要な手續きを定めたものである。

第3項関係

本項は、実施機関が利用停止等請求書に形式上の不備があるときは、当該請求書に補正を求めることができることを定めたものである。

【規則】

(利用停止等請求)

第17条の2 条例第26条の2第1項の規定による利用停止等請求は、個人情報利用停止等請求書(様式第17号の2)により行うものとする。

2 条例第26条の3第1項第5号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第26条の3第1項の規定による利用停止等請求の年月日
- (2) 代理人が利用停止等請求をしようとする場合にあっては、代理の区分

第 26 条の 4 （利用停止等の義務）

第 26 条の 4 実施機関は、利用停止等請求があった場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をしなければならない。ただし、審査会の意見を聴いて、当該個人情報の利用停止等を行うことにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、個人情報の利用停止等の請求があった場合に、実施機関は当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために、利用停止等を行う義務を負うことを定めたものである。また、利用停止等を行うことにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、審査会の意見を聴いて、利用停止等を行わないことができる旨を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「当該利用停止等請求に理由があると認めるとき」とは、当該利用停止等請求に係る個人情報が第 26 条の 2 第 1 項各号に掲げる規定に違反して取り扱われていると認められるときをいう。具体的には、実施機関が必要な調査を行った結果、利用停止等請求に係る個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して取り扱われていることが判明したときをいう。
- 2 第 26 条の 2 第 1 項各号に規定する違反が認められる場合、実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するために、第 26 条の 2 第 1 項各号の請求に対応する利用停止等を行う義務がある。
 - (1) 第 7 条に違反したセンシティブ情報の取扱いがなされているとき、第 8 条に違反して収集されているときは、当該個人情報を消去しなければならない。
 - (2) 第 9 条第 1 項に違反して目的外に利用されているとき、第 11 条の規定に違反した電子計算機処理が行われているとき、第 12 条に違反して電子計算機の結合が行われているときは、当該個人情報の利用の停止をしなければならない。
 - (3) 第 9 条第 1 項に違反して目的外の提供が行われているときは、当該個人情報の提供の停止をしなければならない。

なお、第 7 条及び第 8 条に違反した個人情報の取扱いが行われているときは、消去することが原則である。「必要な限度で」とは、消去すると事務の目的が達成し得なくなるなど、事務の執行に著しい支障が生じる場合に限り、例外的に、消去に代えて利用の停止を行うことを認めるものである。
- 3 「審査会の意見を聴いて」とは、利用停止等請求があった場合、実施機関は、審査会に対し、個人情報の利用停止等を行うことにより事務の適正な遂行に著しい支障が生じる理由を示して意見を聴いた後に、その意見を尊重した上で、実施機関として判断することをいう。審査会の意見を聴くこととしたのは、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときの判断は、客観的に行われるべきものであり、実施機関とは独立した審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、そうした客観性を確保しようとするものである。
- 4 「当該個人情報の利用停止等を行うことにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、個人情報の取扱いの実態のほ

か、利用停止等を行うことにより保護される本人の権利利益と、利用停止等を行うことにより損なわれる公共の利益との比較衡量を行った上で判断される必要がある。

なお、「著しい支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、単に事務上の支障があるだけでは足りず、利用停止等を行うことにより事務の目的が達成しえなくなってしまう場合など、利用停止等を行わないことが社会通念上妥当であると客観的に判断される場合をいう。

- 5 利用停止等請求は、当該請求に係る個人情報についてのみ及ぶものであり、実施機関はその限度において利用停止等義務を負うことになるが、実施機関は、複数の個人情報を一斉に取り扱っているのが通例であり、利用停止等請求に基づき個人情報の利用停止等を行った場合に、それと同様に取り扱われている他の個人情報について当然に利用停止等義務を負うものではない。ただし、この場合でも、実施機関は、当該実施機関における個人情報の適正な取り扱いを確保する観点から、自主的に他の個人情報の取り扱いについても見直すことが必要である。

第26条の5（利用停止等請求に対する決定等）

- 第26条の5 実施機関は、利用停止等請求があったときは、当該利用停止等請求書の提出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、利用停止等請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により利用停止等の請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止等をする旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止等を行った上、利用停止等請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止等をしていない旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止等請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。
- 4 第20条第3項、第5項及び第6項の規定は、利用停止等請求に対する決定について準用する。

【趣旨】

本条は、個人情報の利用停止等の請求があった場合に利用停止等をするかどうかの決定及びその通知の手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、利用停止等の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に実施機関が利用停止等の可否の決定等を行わなければならない義務を負うことを定めたものである。
- 2 「請求書の提出があった日」とは、第26条の3第1項に規定する必要事項が記載されている請求書の提出があった日をいい、情報公開コーナーで受け付けた日をもって、受理した日として取り扱わなければならないものである。
- 3 2に規定する期間は、請求があった日から起算して30日目に当たる日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日が満了日となる。
- 4 「必要な調査」とは、請求者が提出する「請求書」や「当該利用停止等を求める内容が事実と合致することを証明する資料」等に基づき、請求にかかる収集制限に違反する取り扱いの有無及び内容、目的外利用・提供等の事実を確認するための調査をいい、本人、第三者への意見聴取も含まれる。
- 5 「利用停止等をするかどうかの決定」とは、請求に係る個人情報の利用停止等、一部利用停止等又は利用停止等拒否の決定を行うことをいい、第26条の4の規定に照らして判断することになる。

第2項関係

- 1 本項は、利用停止等の請求があった個人情報を利用停止等すると決定したときは、当該個人情報を利用停止等するとともに、その内容等を請求者に書面で通知する義務があることを定めたものである。
- 2 「利用停止等を行った上」とは、実施機関が利用停止等を行う場合に、個人情報の内容及び個人情報記録されている行政文書の媒体に応じて適切な方法で利用停止等をするということ。
- 3 「書面」とは、施行規則第17条で定める通知書をいう。

第3項関係

- 1 本項は、実施機関が利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止等をしない旨の決定したときには、その旨及び理由等を具体的に記載した通知書によって請求者に通知する義務があることを定めたものである。
- 2 「書面」とは、施行規則第17条で定める通知書をいう。

第4項関係

- 1 「第20条第3項」の規定は、全部又は一部の利用停止等をしない旨の決定したときには、その理由を記載して通知しなければならない義務を課すと共に、その理由は、単に「第7条の規定に違反していないため」との記載では不十分であり、請求者においてその理由が明らかに理解できるよう、より具体的に記載することを実施機関に求めるものである。
- 2 「第20条第5項」の規定は、利用停止等決定期間の延長を定めたものである。
- 3 「第20条第6項」の規定は、利用停止等請求書の提出があった日から起算して30日以内（期間の延長をした場合にはその期間以内）に、利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をするかどうかの決定をしなかった場合に、これを利用停止等をしない旨の決定があったものとみなすことができるものである。この規定は、利用停止等請求者は不作為についても申立てをすることなく、処分についての不服申立てや訴訟ができるようにしようとするものである。

【規則】

（個人情報利用停止等決定通知書等）

第17条の3 条例第26条の5第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 個人情報を利用停止等する旨の決定をした場合 個人情報利用停止等決定通知書（様式第17号の3）
- (2) 個人情報の一部を利用停止等する旨の決定をした場合 個人情報部分利用停止等決定通知書（様式第17号の4）
- (3) 個人情報の全部を利用停止等しない旨の決定をした場合 個人情報利用停止等拒否決定通知書（様式第17号の5）

2 条例第26条の5第4項において準用する条例第20条第5項の規定による通知は、個人情報利用停止等決定期間延長通知書（様式第17号の6）により行うものとする。

第3節 救済手続等

第27条 (救済手続)

第27条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

- (1) 当該不服申立てが明らかに不適法であり、却下する場合
- (2) 不服申立てに係る請求を認容する場合

【趣旨】

本条は、実施機関が行った開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定について、行政不服審査法の規定に基づき不服申立てができる旨を確認するとともに、不服申立てがあった場合の手続を定めたものである。

【解釈・運用】

1 本条は、不服申立てがあった場合の実施機関の手続として、当該不服申立てについての決定又は裁決を行うに当たっては、公正かつ適正な救済手続を確保するために設置された審査会に諮問することを実施機関に義務付けたものである。

2 「不服申立て」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者が当該行政庁又はその上級行政庁に対して不服を申立て、その違法又は不当行為を審査させ、もって是正措置を請求する手続である。この不服申立てには、行政不服審査法に規定するところの処分庁の上級行政庁に対して行う審査請求と当該処分庁に対して行う異議申立てがある。水道事業管理者及び消防長の決定については、市長に対する審査請求となり、他の実施機関の決定については、当該実施機関に対する異議申立てとなるものである。

3 「裁決」とは、水道事業管理者及び消防長が行った開示請求、訂正請求又は利用停止請求の決定に係る市長に対する審査請求に対し、市長が行う審査庁としての裁断行為をいう。

「決定」とは、水道事業管理者及び消防長以外の実施機関が行った開示請求、訂正請求又は利用停止請求の決定に対する異議申立てに対し、これらの実施機関が行う処分庁としての裁断行為をいう。

4 「不適法であり」とは、次のような場合が考えられ、このような場合には、不服申立てそのものを受付(受理)しないものである。

- (1) 不服申立てが法定の期間(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内)を経過した後になされたとき。
- (2) 不服申立てが資格のないものからなされたとき。
- (3) 不服申立書の記載事項(行政不服審査法第15条第1項及び第48条)が不備なため、補正を命じてもこれに応じなかったとき。

5 「審査会」とは、「岸和田市個人情報保護審査会」であり、この審査会は、市長に市の統轄代表権があり(地方自治法第147条)、一つの執行機関の附属機関として設けられた審査会が他の執行機関の諮問に応じ審査することもできる(地方自治法第138条の4関係昭和33年12月8日行政実例)ことから、市長の附属機関として設置するものである。詳細は、第34条の解説を参照。

- 6 「その答申を尊重して」とは、審査会が実質上の救済機関として設置されたものであることに鑑み、原則として、その答申に従って不服申立てに対する裁決又は決定を行うべきものである。ただし、これは、答申が法的に実施機関を拘束することまでは意味しない。
- 7 なお、議会は市長とは別の独立した機関であるが、不服申立てに対する市としての統一した救済制度を、目指すという観点から、不服申立てがあったときは議会にあっても、執行機関が設置する審査会に諮問することができる制度を採用している。

第28条 削除

第29条（苦情の処理）

第29条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正等の申立て、取扱いの是正等の申立てなど本条例による種々の方策によっても個人情報の取扱いについて不満がある場合についての苦情処理について、実施機関の責務を定めるものである。

【解釈・運用】

- 1 本条にいう苦情の処理は、個人情報の取扱い等について不満を持つ場合について広く苦情を受け、その解決を目的とするものである。しかし、本条にいう苦情の処理は、法的権利に基づいて市民が行うものではなく、実施機関にその解決に向けた責務を課すものである。
- 2 苦情の申出の方法は、書面でも口頭でもよく、その形式は問わない。又、何人も苦情の申出をすることができる。
- 3 「処理に努めなければならない」とは、実施機関が必要に応じて調査、検討などを行い、申出者に対して説明を行うなど、苦情の内容に則した解決に努めるよう責務を課したものである。
- 4 苦情の申出の窓口は、個人情報保護担当課とするが、処理は実施機関と個人情報保護担当課とが協議の上、所管課が主体的に進めなければならない。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

第30条（指導又は助言）

第30条 市長は、事業者に対し、事業者自らが個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。

【趣旨】

本条は、直接本条例の適用のない事業者に対し、個人情報保護の重要性を認識させ、個人情報保護のための措置を執るよう求め、助言等ができる旨定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 事業者は、直接本条例の適用を受けるものではないが、個人情報保護の重要性から、市長による指導と助言の根拠規定を置いたものである。
指導と助言は行政指導であるから、市長は、事業者に対して個人情報保護を法的に強制することはできないが、その重要性を認識させ、協力を求めることとしたものである。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる」とは、事業者が取り扱う個人情報の内容などに応じて、個人情報の取扱い基準を定めることや、個人情報の保護に関する責任体制の整備、個人情報の保護のための研修の実施、現行の個人情報の取扱いの見直しなどの措置を講ずることをいう。
- 3 事業者が自主的に必要な措置を講ずるよう、市長は次のような「指導又は助言」を行うものとする。
 - (1) 事業者の意識啓発のためのパンフレット等の作成、配布
 - (2) 事業者の個人情報の取扱いのための指針の作成
 - (3) 事業者からの個人情報保護に関する相談への対応

第31条（出資法人の講ずべき措置）

第31条 市が出資する法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、市の施策に準じて、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、直接本条例の適用のない出資法人に対し、その公的性格に注目して、個人情報保護の重要性を認識させ、個人情報保護のための措置をとるよう努力義務を課したものである。

【解釈・運用】

- 1 出資法人は、広い意味では行政の一翼を担うものであり、その公的性格、及びその財政的基盤が市の出資金等であることなどから、前条の事業者よりもより積極的に個人情報保護の施策を採るよう求めたものである。
- 2 出資法人には、市に準じた個人情報保護施策を採用するよう求められている。
「市の施策に準じて」とは、個人情報保護に関する市の施策を基準として、これに則してということの意味する。
- 3 本条の対象となる出資法人とは、市が資本金、基本金その他これに準じるものの2分の1を超える額を出資している法人で、次のものが該当する。
 - (1) 岸和田市土地開発公社
 - (2) 財団法人岸和田市公園緑化協会
 - (3) 財団法人岸和田市中小企業振興会
 - (4) 財団法人岸和田市文化財団
 - (5) 株式会社ステーションパーキング岸和田

【規則】

（出資法人）

第22条 条例第31条第1項の規定により、個人情報の保護に関する必要な措置を講ずべき出資法人とは、市が資本金、基本金その他これに準じるものの2分の1を超える額を出資している法人とする。

第 32 条 （国又は地方公共団体との協力）

第 32 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者が行う個人情報保護に関して、市長が必要に応じ国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は協力の要請に応じるべきことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「必要があると認めるとき」とは、事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するため、本市が国や他の地方公共団体に協力を求める必要がある場合又は本市が国等からの協力に応ずる必要がある場合をいう。
- 2 国又は他の地方公共団体との協力は、次のようなことなどから必要となるものである。
 - (1) 事業者が行う個人情報の取扱いが市域を越えて広範囲に及んでいる実態があること。
 - (2) 条例の効力に地域的限界があること。
- 3 「協力」が必要となる内容には、次のようなものなどがある。
 - (1) 事業者に対する指導等
 - (2) 必要な情報交換

第4章 審査会等

第1節 岸和田市個人情報保護審査会

第33条（個人情報保護審査会）

- 第33条 第7条ただし書、第8条第2項第6号、第9条第1項第4号、第11条第1項及び第2項第2号、第12条ただし書並びに第26条の4ただし書の規定により意見を求められた事項について調査審議し、及び第27条に規定する諮問に応じ審査をするため、岸和田市個人情報保護審査会を置く。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する事項について、市長その他の実施機関に意見を述べることができる。
 - 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
 - 4 審査会の委員は、個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本節について

本節各条は、附属機関としての審査会の設置並びにその組織及び調査審議に関する事項について定めたものである。

第33条について

本条は、附属機関としての審査会の設置及び組織について定めたものである。

【解釈・運用】

本節について

本節の各条は、全体として個人情報保護審査会について規定するものである。各条の解説は後述のとおりであるが、個人情報保護審査会は独立性が高く、個人情報保護制度の実効性をあげるため、強力な調査権限等を有している。

個人情報保護審査会の権限としては、いわゆるインカメラ審理類似手続を採用すべく規定が置かれた。インカメラ制度とは、機微な情報が問題となっている場合に、その具体的な内容に立ち入って、処分の適法性を主張・立証するために、相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理手続である。本条例では、インカメラ制度そのものを採用したわけではないが、それに準じた制度を採用すべく、個人情報保護審査会の調査権限等を比較的詳しく規定している。また、全体として口頭による手続を認め、申立人、実施機関の意見を十分聴いて判断ができるよう規定が整備されている。

第1項関係

- 1 審査会は、法的には地方自治法上、市長の附属機関として位置付けられるものである。審査会の設置方法としては、実施機関ごとに審査会を設置することも考えられるが、判断の統一を図るため、これを一元的に設置することとし、各実施機関がそれぞれ諮問することとしたものである。
- 2 「第7条ただし書、第8条第2項第6号、第9条第1項第4号、第11条第1項及び第2項第2号、第12条ただし書並びに第26条の4ただし書の規定により意見を求められた事項について調査審議し、第27条に規定する実施機関の諮問に応じ」とは、すべての実施機関の諮問に応じるということである。

- (1) 条例の規定により、実施機関が個人情報保護審査会の意見を聴くこととなっている事項には次のものがある。
- (ア) 思想、信条等の情報の取扱いについて（第7条ただし書）
 - (イ) 本人以外からの収集（第8条第2項第6号）
 - (ウ) 目的外利用及び提供について（第9条第1項第4号）
 - (エ) 電子計算機処理の開始について（第11条第1項）
 - (オ) 思想、信条等の情報の電子計算機処理について（第11条第2項2号）
 - (カ) 電子計算機結合について（第12条ただし書）
 - (キ) 利用停止等の義務について（第26条の4ただし書）
- (2) 条例の規定により、実施機関が個人情報保護審査会に諮問することになっている事項には「不服申立てについて（第27条）」がある。

第2項関係

「個人情報保護に関する事項について、市長その他の実施機関に意見を述べるができる」とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善のほか苦情の処理など、実施機関から諮問を受けない場合であっても、実施機関に対して、これらの事項に関して意見を述べるができるという意味である。

第3項・第4項関係

審査会は、合議体とし、5人以内の委員により組織するものである。

審査会の職務は、実施機関が処分決定したことについての当否を審議するものであるので、委員は、個人情報保護制度に関する識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱するものとしている。

第6項関係

「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、非常勤の特別職公務員である附属機関の委員には、法令上守秘義務について定めた明文規定がないので、審査会の委員の職務に鑑み、一般職の公務員と同様の守秘義務を課すことを、条例上定めたものである。

守秘義務に違反した場合における罰則規定は設けられていないが、その違反は、職務上の義務違反として罷免事由となる。

第34条（審査会の調査権限）

第34条 審査会は、第27条による諮問をした実施機関に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求に対する決定に係る個人情報の提示を求めることができる。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、その権限を行使するために必要があると認めるときは、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の調査権限について定めたものである。

【解釈・運用】

審査会は、第三者的立場での審議を求められていることから、審議のため必要があると認められるときは、不服申立人及び実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見や説明を聴き、又は資料の提出を求めることができるとしたものである。

本条の資料等の提出要求は、審査会での調査審議の実効性を確保するためのものであり、他の審議会等にはみられない強力な権限等も含んでいる。

第1項は、インカメラ類似の制度を確立するためのものである。

第3項は、諮問実施機関、不服申立人等に資料の作成を要求したものである。

資料等の提出は、可能な限り速やかに行われる必要がある。

第1項関係

本項は、審査会における審議の実効性を確保するため、実施機関に当該請求にかかる関係行政文書の提示請求について定めたものである。

この場合、提示された文書は、審査会のみが調査でき、他のものには、開示されないことを確認しており、インカメラ類似制度の導入を図った規定である。

インカメラ制度とは、機微な情報が問題となっている場合に、その具体的な内容に立ち入って、処分の適法性を主張・立証するために、相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理手続きである。

本条例では、インカメラ制度そのものを採用したわけではないが、それに準じた制度を採用すべく、審査会の調査権限等を比較的詳しく規定している。

第2項関係

第1項の実施機関への文書提示要求の実効性を確保するため、要求への拒否を認めないこととした。資料の提出は、可能な限り速やかに行われる必要がある。

第3項関係

本項は、審査会での審理の公正・適正さを確保するため、必要な資料の収集は不可欠である。本項では、不服申立人等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査を行いうることを定めたものである。

第35条（意見書の提出等）

第35条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

2 不服申立人等は、申立てにより、審査会において、口頭で意見を述べる機会を与えられなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

【趣旨】

本条は、不服申立人等の権利利益の保護を図るための手続的権利について定めたものである。

【解釈・運用】

1 この章に定める審査会の調査審議の手続は、行政不服審査法の定める手続に付加されるものであることから、不服申立人及び参加人は、本条に基づき審査会に対し口頭で意見を述べること、行政不服審査法第25条第1項ただし書の規定に基づき審査庁に対し口頭で意見を述べることのいずれか又は両方を選択することができるものである。

2 この規定を審査会の責務規定にとどめたのは、当該手続は、不服申立て事件の処理の一環としてなされるものであり、これを処分として構成し不服申立てを認めることは、簡易迅速な行政救済を図るという趣旨に反すること、行政不服審査法に基づく処分については不服申立てができない（同法第4条第1項）こととの権衡を図ったことによるものである。

3 不服申立人等の意見を全面的に認めるとき、同一の行政文書の開示、非開示の判断の先例が確立しているときなど、改めて当該不服申立人等から意見を聴く必要がないと認められる場合は、審査会は、当該事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性確保のため、これを聴かずに答申することができる。

4 「補佐人」（第3項）とは、行政不服審査法第25条第2項に規定されている補佐人と同趣旨であり、不服申立事案についての専門的知識をもって不服申立人又は参加人を援助することができる第三者をいい、不服申立人又は参加人の発言機関としての立場から事実上又は法律上の陳述を行う者である。具体的には、不服申立人又は参加人が言語に障害を有する者や外国人である場合にその者の陳述を補佐する者であるとか、不服申立人又は参加人が法人である場合の会計等の具体的な事務担当者などが該当する。

第36条（提出資料等の閲覧）

第36条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された第34条第3項及び前条第1項に規定する意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査会の審議の公正さと不服申立人等の権利利益を保護するため、不服申立人等に文書閲覧を認めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、不服申立人等に資料閲覧を認めるものであって、不服申立人等の権利を保護するとともに、不服申立てについての実質的公正さを担保する意味もある。
- 2 審査会に提出された意見書又は資料について、不服申立人等に閲覧を認めることによって不服申立人等のそれらに対する反論・反証の機会を与えるものである。これによって、反論の実効性を高めるとともに、審査会の公正な調査審議に寄与するものである。
- 3 審査会に意見書又は資料が提出された場合には、その旨を不服申立人等に連絡し、閲覧の便宜を図るものとする。
- 4 審査会は、実施機関から提出された意見書又は資料について、第三者の権利利益を侵害するおそれが十分あるなど正当な理由がある場合を除き、不服申立人等にその閲覧を認めなければならない。この場合において、当該意見書等の一部に第三者の利益を害するおそれがある等の情報が記載されている場合には、部分公開の手続きと同様に、当該部分を除いて閲覧を行うものとする。

第2項関係

審査会は、意見書等の閲覧について、迅速な調査審理のため、日時場所を指定することができる。

第 37 条 （調査審議手続の非公開）

第 37 条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の取扱いについて定めたものである。

【解釈・運用】

審査会の不服申立てに係る調査審議の手続は、不服申立てに係る開示決定等の適否について行われるものであり、公開すると、非開示情報が公になりかねないことから、非公開とするものである。

なお、個人情報保護制度に関する事項について実施機関に意見を述べるための審議（条例第 33 条第 2 項参照）等、不服申立てに係る調査審議以外の会議は、原則的に公開されるものである。

第38条（規則への委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手續きに関し必要な事項を、規則に委任しうることを定めたものである。

【解釈・運用】

「審査会の調査審議の手續に関し必要な事項」とは、会長及び副会長の設置、会議の招集、議事の決定方法等をいう。

本条に基づき、岸和田市個人情報保護審査会規則が定められている。

第2節 岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会

第39条 (情報公開・個人情報保護制度審議会)

第39条 情報公開条例第27条第1項に規定する岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会は、市長の諮問を受けて、個人情報保護制度のあり方について答申する。

【趣旨】

本条は、情報公開・個人情報保護制度審議会が個人情報保護制度のあり方について検討することを認めたものである。

【解釈・運用】

- 1 岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会は、市長の諮問を受けて本市の情報公開制度及び個人情報保護制度のあり方を審議検討する審議会である。
- 2 制度審議会は、必要に応じ、設置される機関である。情報公開制度、個人情報保護制度ともわが国では歴史が浅く、国等の動向、及び実際の運用をふまえ、市長の諮問により、制度改革等を含めて改善を検討する。
- 3 制度審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織され、委員は、学識経験者や市民の代表等から構成される。委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 「個人情報の保護制度のあり方」とは、個人情報保護制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的改善事項等をいう。
- 5 制度審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会規則の定めるところによる。

第5章 その他

第40条（手数料等）

第40条 開示請求、訂正請求及び利用停止等請求に係る手数料は、徴収しない。ただし、第22条第2項及び第3項の規定により写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示等に係る手数料及び写しの交付を行う場合の費用負担について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 個人情報の開示、訂正等及び是正に係る手数料については、この条例の趣旨、目的に照らし、徴収しないものとする。
- 2 本条の規定により、徴収するものは、個人情報の写しの作成にかかる費用であって、その額は規則に規定されている。

【規則】

（費用）

第23条 条例第40条の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるところによる。

- 2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

別表（第23条関係）

区 分	金 額
乾式複写機による写し（モノクロ） （日本工業規格B5判からA3判までの規格用紙を用いて写しを作成した場合）	写し1枚につき10円
その他の写し	写しの作成に要する実費相当額
写しの送付	郵送料相当額

第41条（他の制度との調整等）

<p>第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報(2) 統計法第8条第1項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査によって集められた個人情報(3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報(4) 市立図書館その他の図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報 <p>2 法令等（情報公開条例を除く。）に次の各号に掲げる事項について規定があるときは、その定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 個人情報が記録されている物の閲覧又は縦覧(2) 個人情報が記録されている物の謄本、抄本その他これらに類するものの写しの交付(3) 個人情報の訂正 <p>3 第6条、第11条第1項及び第12条（審査会に係る部分に限る。）並びに第2章第2節及び第3節の規定は、市の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。</p>
--

【趣旨】

本条は、統計法等に係る個人情報及び市の図書館等で一般の利用に供することを目的として保有する図書等に記録されている個人情報については、この条例の適用を除外することを定めるとともに、開示請求及び訂正請求について、この条例と他の法令等との必要な調整について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項第1号から第3号関係

- 1 本項は、統計法等に基づき取り扱われる個人情報については、次のような個人情報の保護措置が十分とられていることから、この条例の適用を除外したものである。
 - (1) 個人が識別されない方法で個人情報が取り扱われていること。
 - (2) 秘密の保護が図られていること。
 - (3) 目的外使用が禁止されていること。
 - (4) その他適正管理の措置等がとられていること。
- 2 「統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計」とは、総務庁長官が指定し、その旨を公示した統計で、政府若しくは地方公共団体が作成又はその他のものに委託して作成するものをいい、国勢調査、事業所統計調査、商業統計調査などがある。
- 3 「統計法第8条第1項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査」とは、指定統計以外の統計で、届け出るべき統計調査の範囲その他の事項が命令で定められているものをいい、住民基本台帳人口移動報告、国民健康保険医療給付実態調査などがある。
- 4 「統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告」とは、国の行政機関が総数10以上の人又は法人その他の団体に対し、報告様式を示して提出を求める報告等をいい、貯蓄動向調査などがある。

第1項第4号関係

- 1 本項は、市立図書館等の公的施設において一般の閲覧・利用に供するため保有されている図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。
- 2 「その他の市の施設」とは、公民館、市民センター等をいう。
- 3 「一般の利用に供することを目的として収集し、保有している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報」には、市立図書館等が閲覧以外の一般行政事務で取得し、又は作成した個人情報は含まれない。したがって、これらについては、この条例の規定が適用されることとなる。

第2項関係

- 1 本項は、他の法令等に個人情報の閲覧、謄本等の交付の手續の規定がある場合には、本条例を適用しない旨を定めたものである。
「法令等」とは、第7条の解釈と同義である。
- 2 他の法令等の規定により、個人情報の開示の手續が定められているときとは、次のような場合等をいう。
 - (1) 閲覧又は縦覧の手續が定められている場合の例
住民基本台帳法第11条による住民基本台帳の閲覧等
地方税法第415条第1項による固定資産課税台帳の縦覧等
 - (2) 行政文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合の例
住民基本台帳法第12条による住民票の写しの交付等
戸籍法第10条による戸籍の謄本、抄本又は証明書の交付等
- 3 他の法令等の規定により、個人情報の訂正又は削除の手續が定められている場合とは、具体的には、次のような場合等をいう。
 - (1) 戸籍法第113条による戸籍の不適正な記載等の訂正
 - (2) 住民基本台帳法第8条による住民票の誤記又は記載漏れ等
 - (3) 公職選挙法第29条第3項による選挙人名簿等の修正

第3項関係

- 1 本項は、市の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報取扱事務は、職員自身はその内容等を十分承知している分野が多いこと、また、使用者である市と被使用者である職員の内部管理情報であることから、第6条、第11条第1項及び第12条（審査会に係る部分に限る。）並びに第2章第2節及び第3節の規定を適用除外としたものである。
- 2 「市の職員」とは、実施機関の職員のほか、市に給与の負担義務がある職員をいう。
- 3 「職員であった者」とは、職員が退職、免職又は失職により職員としての身分を失った者をいう。
- 4 「福利厚生その他これらに準ずる事項」とは、年金、退職手当、旅費などに関する事務事業をいう。

第42条（市長の調整）

第42条 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関して報告を求め、又は助言を行うことができる。

【趣旨】

本条は、市長が、この条例の施行について実施機関間での統一性、調整を図るため必要な措置をとりうることを定めるものである。

【解釈・運用】

「個人情報の保護に関して報告を求め、又は助言を行う」とは、個人情報保護制度における手続きは、原則として実施機関内で完結するものであるが、なお、市としての統一的な運用を図るための調整を行うことをいう。

市長への報告、又は市長からの助言については、個人情報保護担当課が取りまとめる。

第43条（運用状況の公表）

第43条 市長は、毎年1回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

1 本条は、個人情報保護制度の実施状況を把握して今後の制度の公正な運営を確保するとともに、毎年1回これを広く市民に公表することにより、市民の理解と信頼を深め、市民の制度のより適正な利用と条例全体の健全な発展を図ることを目的とするものである。

2 「概要」とは、各実施機関における条例の施行状況そのものではなく、これを市民にわかりやすく整理、解説したものを意味する。

運用状況の公表は、規則第24条に定められている。

公表は、前年度の運用状況を翌年7月末までに行う。

【解釈・運用】

運用状況等の公表は、規則等の定めるところにより行うものとする。

【規則】

（運用状況の公表）

第24条 条例第43条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を市の広報紙に掲載することにより行う。

- (1) 個人情報の開示請求件数
- (2) 個人情報の開示（部分開示を含む。）及び非開示の決定件数
- (3) 個人情報の訂正請求件数
- (4) 個人情報の訂正（部分訂正を含む。）及び訂正拒否の決定件数
- (5) 利用停止等請求の件数
- (6) 利用停止等請求の処理状況
- (7) 不服申立ての件数及び処理状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第44条（その他）

第44条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を、市長が規則で定めることとしたものである。

【運用】

- 1 本条に基づき、岸和田市個人情報保護条例施行規則が定められている。各実施機関は、この規則の定めるところにより、統一的に本条例の運用を図る必要がある。
- 2 市長が規則等を制定し、又は改正する場合は、実施機関相互間で十分に連絡調整を図るものとする。
- 3 実施機関が定めた規則等は以下のとおりである。
 - (1) 岸和田市個人情報保護条例施行規則
 - (2) 岸和田市個人情報保護審査会規則
 - (3) 岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会規則

第6章 罰則

第45条

第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第4項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関の職員以外の者で、実施機関が保有する個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者が、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、電子計算機を用いて当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成したものを、正当な理由がないのに提供した場合に、罰則を科すこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関の職員若しくは職員であった者」とは、第2条第2号の実施機関のすべての職員や退職した職員を指し、臨時職員やアルバイトも含むものである。
- 2 「第15条第4項に規定する者」とは、実施機関の職員以外の者で、実施機関が保有する個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。）をいう。直接、事務に従事しなくても、指揮監督権限を有する立場の者は、これに含まれる。
- 3 「正当な理由がないのに」とは、実施機関の職員又は職員であった者が、第9条第1項各号に該当しないにもかかわらず提供した場合や、受託等の業務に従事する者又は従事していた者が、第15条第4項の守秘義務又は委託等の契約における契約事項等に違反して提供した場合等をいう。
- 4 「個人の秘密に属する事項が記録された行政文書」とは、「一般に了知されていない事実であって、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」（いわゆる実質秘）に該当する個人情報が記録された行政文書をいう。実質秘か否かの判断に当たっては、当該個人情報の内容、収集及び利用目的、個人情報が記録されている行政文書の性質等に照らし、個別に判断することになる。
- 5 「個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成されたもの」とは、電子計算機処理により個人情報が電磁的記録化されているもので、氏名、生年月日及び役職名等の当該個人の属性のほか、必要に応じて個人情報を整理するために使用される番号や記号その他の符号などの特定の事項により、電子計算機を用いることにより、特定の個人情報を検索することができる状態又は直ちに検索できるよう検索条件等を設定するなどの工夫を施し整理されている状態にある行政文書のことをいう。
- 6 「（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」とは、電磁的記録をフロッピー等に複写するなど電子媒体を使うことによって当該行政文書と同一性を有する電磁的記録を作製することをいい、内容に加工が施されていても同一性が認められる場合には対象となる。

また、体系的に構成されている相当数の個人情報から、数名分又はその内容の一部を抜き出し、提供した場合であっても本条の対象となる。

7 「提供」とは、自己以外のものに渡すことをいい、他人が利用できる状態におくことも含まれる。

8 罰則の量刑についての考え方

個人の秘密に属する事項が記録された行政文書の中でも、特定の個人を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されている行政文書は、他の行政文書と比べ、漏えいした場合には、被害の広範性を招き、個人及び社会に与える被害、影響は甚大なものとなるとともに、実施機関の個人情報の適正な取り扱いに対する信頼を著しく損なうことになることに鑑み、地方自治法第 14 条第 3 項で普通地方公共団体が、条例で違反した者に対して科すことができる最大の量刑である「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」を課すこととしたものである。

なお、量刑については、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を参考とし、均衡を失しないものとした。

【地方自治法第 14 条】

(条例)

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁固、100 万円以下の罰金、抑留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

【地方公務員法第 34 条】

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除く外、拒むことができない。

【地方公務員法第 60 条】

(罰則)

第 60 条 左の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 13 条の規定に違反して差別をした者

(2) 第 34 条第 1 項又は第 2 項の規定（第 9 条第 12 項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

(3) 第 50 条第 3 項の規定による人事委員会又は公平委員会の指示に故意に従わなかった者

第46条

第46条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報であって、行政文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、不正な利益を図る目的でその業務に関して知り得た個人情報を提供又は盗用した場合に、罰則を科すこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 前条の規定が個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、当該個人を電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成したものを提供した場合であるのに対し、本条は、すべての行政文書を対象とし、それらに記録されている個人情報を提供又は盗用したときに、罰則を科すこととしたものであり、個人の秘密を要件としない。
- 2 「その業務に関して知り得た個人情報」とは、実施機関の職員又は受託業務事業者等が、自己の業務の執行に関連して知り得た行政文書に記録されている個人情報はもとより、担当外の個人情報であっても業務に関連して知り得た行政文書に記録されている個人情報を含むものである。
- 3 「不正な利益を図る目的」とは、自己の利益のため、又は他人の正当な利益や社会公共の利益を侵そうとする目的などをいい、社会通念に照らして、妥当性を欠くものをいう。経済的利益のみならず精神的利益も含まれる。
- 4 「提供し、又は盗用したとき」とは、行政文書に記録された個人情報を自己以外のものに渡すこと又は個人情報の管理について指揮監督に有る者の許可を得ることなしに当該業務の目的以外の目的で自ら利用すること、又は他人が利用できる状態におくことをいう。

第47条

第47条 実施機関の保有する個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を行う実施機関以外の法人及び法人でない団体（以下「法人等」という。）の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、実施機関から個人情報の取り扱う事務の委託等を受けた法人等又は人の従事者等が、当該業務に関して前2条の違反行為をした場合は、事務の委託等を受けた法人等又は人に対しても、注意義務違反として罰金刑を科すこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、いわゆる両罰規定を定めたものである。実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託等を受けた法人等には、第15条第3項により当該個人情報の保護に関し適正な維持管理のために必要な措置を講ずることが義務付けられていることから、現実に違反行為を行った従事者等のほかに、事業者の監督上の責任を問うものである。
- 2 「法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者」
 - (1) 「代表者」とは、法令等により法人等を代表する権限を有する者をいい、株式会社の代表取締役が典型例である。
 - (2) 「代理人」とは、法令等により事業を代理する権限を有する者をいい、たとえば支配人（商法第38条）がこれに当たる。
 - (3) 「使用人」とは、事業者との雇用関係に基づいて業務に従事する者をいう。
 - (4) 「その他の従業者」とは、法人等又は人の代理人、使用人以外の者で、組織内にあって直接又は間接に事業者の指揮監督の下にその業務に従事している者をいい、事業者との間の雇用関係の有無を問わない。
- 3 「業務に関して」とは、従事者等の違反行為が実施機関から委託等（再委託等を含む）を受けた個人情報を取り扱う業務に関して行われた場合に限られる。

第 48 条

第 48 条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員が、その職権を濫用してかつ職務以外に使用するため、庁内、国、府等の関係機関及び第三者等から個人の秘密に属する事項が記録されている文書、図画、写真又は電磁的記録を収集した場合、当該実施機関の職員に罰則を科すこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、職権濫用行為を対象とすることから、第 45 条及び第 46 条の罰則と異なり、その主体は、実施機関の職員のみが対象となる。
- 2 「その職権を濫用して」とは、実施機関の職員が、職務上の権限を用い、職務の執行に仮託して職務でない行為を行うことをいう。
- 3 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、収集した目的が個人的な利益、興味、欲求等を満たす目的である場合など、職務のために使用する目的以外の目的で使用することをいう。

第49条

第49条 前4条の規定は、同条に規定する者が岸和田市外においてこれらの条の罪を犯した場合についても適用する。

【趣旨】

本条は、前4条の規定は、本市域外での行為も罰則の対象とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 「岸和田市外において」とは、提供、盗用、収集等の行為が行われたときの行為者の存在する位置が岸和田市以外であることをいう。

第50条

第50条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、この条例で定める個人情報の開示請求の適正な行使を担保するため、身分を偽る等の不正の手段により、個人情報開示請求を行い、開示決定に基づいて個人情報の開示を受けた者に対して、過料を科すこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「偽りその他不正の手段により」とは、偽造又は盗用した身分を証明する書類を用いるなど不正な行為により本人であることを誤認させること等をいう。また、その他の不正手段には、脅迫、賄賂を渡すなどにより開示を受けることなども含まれる。
- 2 「開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者」とは、この条例の規定に基づく開示請求を行い、当該請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定に基づき、実際に対象行政文書を閲覧し、又は写しの交付を受けた者をいう。
- 3 偽りその他不正の手段により開示を受けた場合には、第三者へ開示されることなどによる権利利益の侵害を防止するために、条例で定められた厳格な開示制度の目的を侵害するものであり、開示手続の適正化を担保する必要性が認められることから、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である「過料」を科すこととしたものである。

附 則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の岸和田市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第24条第2項の規定によりされている個人情報の削除の請求は、この条例による改正後の岸和田市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第26条の2第1項第1号の規定による個人情報の消去の請求とみなす。

3 施行日前に旧条例第9条、第11条又は第12条の規定に違反していると認め、旧条例第28条第1項の規定によりされている個人情報の取扱いの是正の申出は、新条例第26条の2第1項第2号、第4号又は第5号の規定による個人情報の利用の停止の請求又は同項第3号の規定による提供の停止の請求とみなす。

4 施行日前に旧条例第10条の規定に違反していると認め、旧条例第28条第1項の規定によりされている個人情報の取扱いの是正の申出は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【趣旨】

附則は、この条例の施行期日及び必要な経過措置等について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

本項は、本条例の施行日を平成 17 年 4 月 1 日とすることを定めたものである。

第2項関係

本項は、経過措置として、本条例の施行前に改正前の個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第24条第2項の規定によりなされている個人情報の削除の請求は、改正後の岸和田市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第26条の2第1項第1号の規定による個人情報の消去の請求とみなすことを定めたものである。

第3項関係

本項は、施行日前に旧条例第9条、第11条又は第12条の規定に違反していると認め、旧条例第28条第1項の規定によりされている個人情報の取扱いの是正の申出は、新条例の規定による個人情報の利用の停止の請求又は提供の停止の請求とみなすことを定めたものである。

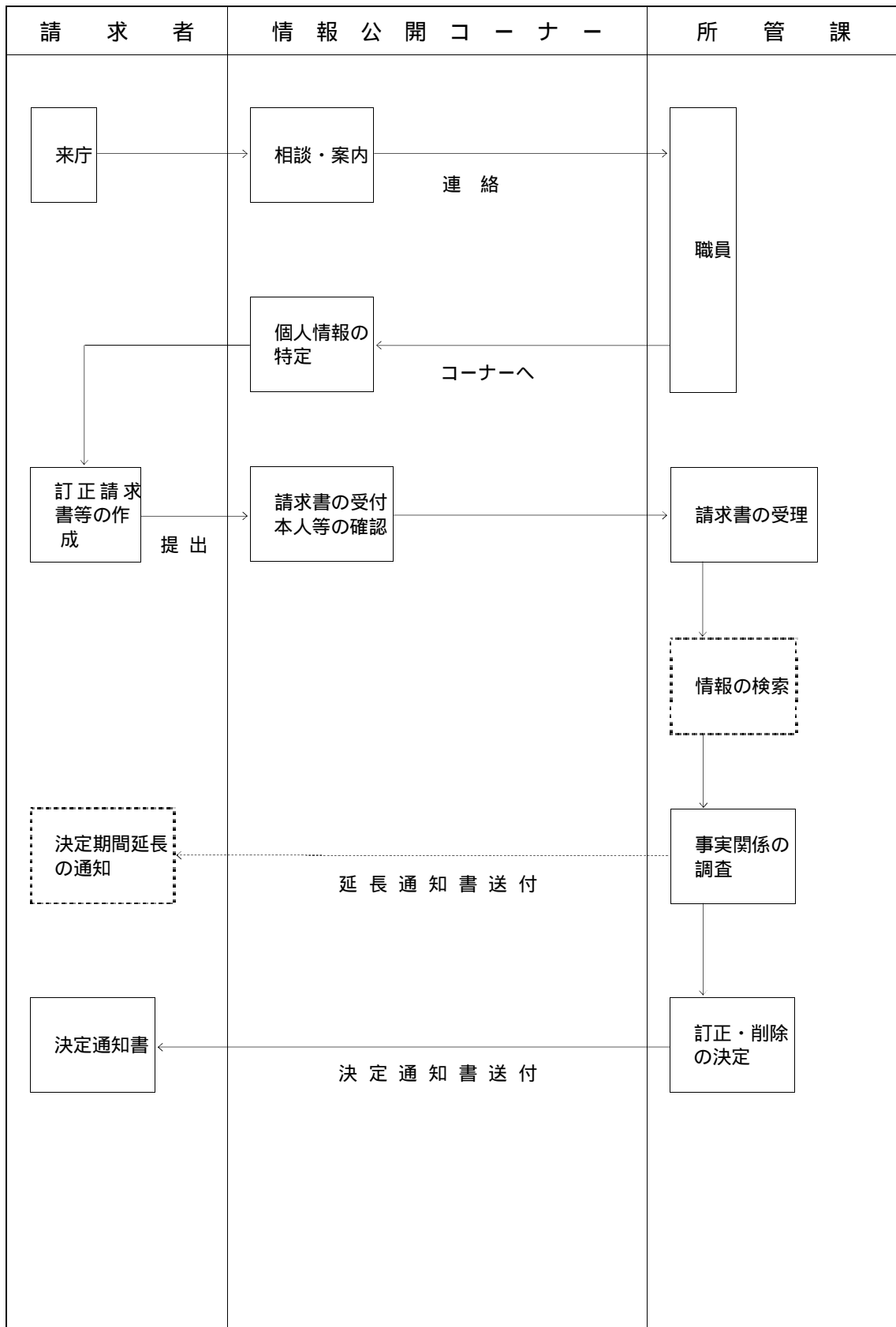
第4項関係

本項は、施行日前に旧条例第10条の規定に違反していると認め、旧条例第28条第1項の規定によりされている個人情報の取扱いの是正の申出は、新条例の規定にかかわらず、旧条例に基づき処理を行うことを定めたものである。

2 . 資 料

- 1 . 個人情報開示事務の流れ
- 2 . 個人情報訂正・利用停止等事務の流れ
- 3 . 岸和田市個人情報保護条例
- 4 . 岸和田市個人情報保護条例施行規則
- 5 . 岸和田市個人情報保護審査会規則

2 . [個人情報訂正 ・ 利用停止等事務の流れ]



目次

- 第1章 総則（第1条 第5条）
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条 第15条）
 - 第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求（第16条 第26条の5）
 - 第3節 救済手続等（第27条 第29条）
- 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第30条 第32条）
- 第4章 審査会等
 - 第1節 岸和田市個人情報保護審査会（第33条 第38条）
 - 第2節 岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会（第39条）
- 第5章 その他（第40条 第44条）
- 第6章 罰則（第45条 第50条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、市政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録されている情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他団体の機関としての情報に限る。）を除く。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。
- (5) 行政文書 岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。
- (6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他規則で定める処理を除く。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について、事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

(届出と登録簿)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的
 - (2) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称
 - (3) 個人情報の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録項目
 - (5) 個人情報の収集方法
 - (6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨
 - (7) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項を記載した登録簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(取扱いの制限)

第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に規定があるとき、又は実施機関が第33条に規定する岸和田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に規定があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 次条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、本人から収集す

ることにより実施機関の個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は個人情報を取り扱う事務の円滑な実施を困難にするおそれがあると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部若しくは実施機関相互間において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に規定があるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供先に対する措置の要求)

第10条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算機処理の制限)

第11条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

- 2 実施機関は、第7条に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 法令等に規定があるとき。
 - (2) あらかじめ審査会の意見を聴いて、個人の権利利益を不当に侵害するおそれなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(適正な維持管理)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

第14条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託等に伴う措置)

第15条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託しようとするときは、契約において、委託を受けたものが講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

3 実施機関以外のものは、実施機関の保有する個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を行う場合、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関の職員以外の者で、実施機関が保有する個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求

(開示請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己の個人情報の開示（当該個人情報が記録されていないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示しないことができる個人情報)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1) 開示請求をした者（当該者が法定代理人であるときは、本人。以下「開示請求者」という。）以外の第三者に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）を含む情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な利益を害すると認められるもの

(2) 法令等の規定により、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他の国の機関及び大阪府知事その他府の機関の指示により、開示することができないことが明示されている情報

(3) 法人（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。）

(4) 市の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(6) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

(8) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、当該部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- (3) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、その理由を前項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部が第17条各号に規定する個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を第2項の書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により、当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を開示請求者に通知しなければならない。

6 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が個人情報を開示するかどうかの決定をしないときは、開示請求者は、開示決定をしないこととする処分があつたものとみなすことができる。

(第三者保護に関する手続)

第21条 実施機関は、前条第1項の決定をする場合において、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該個人情報を開示するときは、あらかじめその旨を当該第三者に通知しなければならない。

(開示の方法)

第22条 実施機関は、第20条の規定により個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該決定に係る個人情報の開示をしなければならない。

2 前項の規定による個人情報の開示は、個人情報が記録された行政文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真に記録されている個人情報にあっては閲覧又は写しの交付により、フィルムにあっては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録にあっては視聴、閲覧、写しの交付等(ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。)でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 実施機関は、前項の方法による個人情報の開示をすることにより当該個人情報が記録されている行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報が記録された行政文書の写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。

4 開示請求に係る個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。

5 第19条第2項の規定は、開示請求に係る個人情報の開示を受ける者について準用する。
(簡易な開示)

第23条 開示請求をしようとする者は、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第19条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第20条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により、直ちに、当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

(訂正請求)

第24条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第16条第2項本文の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第25条 前条第1項の規定による訂正請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求をしようとする者が代理人である場合は、本人の氏名及び住所
- (3) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 訂正請求の内容
- (5) 訂正請求をする理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前条第1項に規定する訂正請求をしようとする者は、前項の提出に際しては、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

4 第19条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第26条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求書の提出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、訂正請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正を行った上、訂正請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をしない旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

4 第20条第3項、第5項及び第6項は、訂正請求に対する決定について準用する。

(利用停止等請求)

第26条の2 何人も、自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思われるときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止等」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条又は第8条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の消去

(2) 第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止

(3) 第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(4) 第11条の規定に違反して電子計算機処理が行われているとき 当該個人情報の利用の停止

(5) 第12条の規定に違反して電子計算機の結合が行われているとき 当該個人情報の利用の停止

2 第16条第2項の規定は、利用停止等の請求(以下「利用停止等請求」という。)について準用する。

(利用停止等請求の手続)

第26条の3 利用停止等請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止等請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止等請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止等請求の内容

(4) 利用停止等請求をする理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第19条第2項の規定は、利用停止等請求をしようとする者について準用する。

3 第19条第3項の規定は、利用停止等請求をした者(以下「利用停止等請求者」という。)について準用する。

(利用停止等の義務)

第26条の4 実施機関は、利用停止等請求があった場合において、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、審査会の意見を聴いて、当該個人情報の利用停止等を行うことにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(利用停止等請求に対する決定等)

第26条の5 実施機関は、利用停止等請求があったときは、当該利用停止等請求書の提出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、利用停止等請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止等をする旨の決定をしたときは、速やかに利用停止等を行った上、利用停止等請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止等請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止等をしない旨の決定をしたときは、速やかに利用停止等請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

4 第20条第3項、第5項及び第6項の規定は、利用停止等請求に対する決定について準用する。

第3節 救済手続等

(救済手続)

第27条 開示請求、訂正請求又は利用停止等請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(1) 当該不服申立てが明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 不服申立てに係る請求を認容する場合

第28条 削除

(苦情の処理)

第29条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(指導又は助言)

第30条 市長は、事業者に対し、事業者自らが個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。

(出資法人の講ずべき措置)

第31条 市が出資する法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、市の施策に準じて、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(国又は地方公共団体との協力)

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を求め、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の求めに応ずるものとする。

第4章 審査会等

第1節 岸和田市個人情報保護審査会

(個人情報保護審査会)

第33条 第7条ただし書、第8条第2項第6号、第9条第1項第4号、第11条第1項及び第2項第2号、第12条ただし書並びに第26条の4ただし書の規定により意見を求められた事項について調査審議し、及び第27条に規定する諮問に応じ審査をするため、岸和田市個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する事項について、市長そ

の他の実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 審査会の委員は、個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第34条 審査会は、第27条の規定による諮問をした実施機関に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求に対する決定に係る個人情報の提示を求めることができる。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、その権限を行使するために必要があると認めるときは、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見書の提出等)

第35条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

2 不服申立人等は、申立てにより、審査会において、口頭で意見を述べる機会を与えられなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(提出資料等の閲覧)

第36条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された第34条第3項及び前条第1項に規定する意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第37条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

(規則への委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会

(情報公開・個人情報保護制度審議会)

第39条 情報公開条例第27条第1項に規定する岸和田市情報公開・個人情報保護制度審議会は、市長の諮問を受けて、個人情報保護制度のあり方について答申する。

第5章 その他

(手数料等)

第40条 開示請求、訂正請求及び利用停止等請求に係る手数料は、徴収しない。ただし、第22条第2項及び第3項の規定により写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

(他の制度との調整等)

第41条 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集め

られた個人情報

- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
 - (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
 - (4) 市立図書館その他の図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報
- 2 法令等(情報公開条例を除く。)に次の各号に掲げる事項について規定があるときは、その定めるところによる。
- (1) 個人情報が記録されている物の閲覧又は縦覧
 - (2) 個人情報が記録されている物の謄本、抄本その他これらに類するものの写しの交付
 - (3) 個人情報の訂正
- 3 第6条、第11条第1項及び第12条(審査会に係る部分に限る。)並びに第2章第2節及び第3節の規定は、市の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

(市長の調整)

第42条 市長は、必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関して報告を求め、又は助言を行うことができる。

(運用状況の公表)

第43条 市長は、毎年1回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(その他)

第44条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第4項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報であって、行政文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 実施機関の保有する個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を行う実施機関以外の法人及び法人でない団体(以下「法人等」という。)の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第48条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 前4条の規定は、同条に規定する者が岸和田市外においてこれらの条の罪を犯した場合についても適用する。

第50条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第7条ただし書、第8条第2項第6号、第9条第1項第4号、第11条第1項、同条第2項第2号及び第12条ただし書の規定(審査会の意見を聴くことに関する部分に限る。)並びに第33条の規定は、平成12年4月1日から施行する。

(岸和田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 岸和田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和58年条例第26号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集、利用若しくは提供又は個人情報の電子計算機処理は、この条例の規定に基づき行われたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報を取り扱っている事務についての第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後、速やかに」と読み替えるものとする。

附 則 (平成12年12月13日条例第36号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年3月22日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の岸和田市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第24条第2項の規定によりされている個人情報の削除の請求は、この条例による改正後の岸和田市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第26条の2第1項第1号の規定による個人情報の消去の請求とみなす。
- 3 施行日前に旧条例第9条、第11条又は第12条の規定に違反していると認め、旧条例第28条第1項の規定によりされている個人情報の取扱いの是正の申出は、新条例第26条の2第1項第2号、第4号又は第5号の規定による個人情報の利用の停止の請求又は同項第3号の規定による提供の停止の請求とみなす。
- 4 施行日前に旧条例第10条の規定に違反していると認め、旧条例第28条第1項の規定によりされている個人情報の取扱いの是正の申出は、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(目的)

第1条 この規則は、岸和田市個人情報保護条例(平成12年条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(電子計算機処理に該当しない処理)

第3条 条例第2条第6号ただし書の規定による規則で定める処理は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 製版その他の専ら印刷物を制作するための処理
- (2) 専ら文章又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
(個人情報取扱事務の届出事項)

第4条 条例第6条第1項第8号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第12条ただし書の規定による電気通信による電子計算機の結合を行うときは、その旨
 - (2) 個人情報の記録媒体
 - (3) 他の法令等による開示制度の有無
 - (4) 外部委託の有無及びその内容
- 2 条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う事務の開始の届出は、個人情報取扱事務開始届出書(様式第1号)により行うものとする。
- 3 条例第6条第1項の規定による変更の届出又は同条第2項の規定による廃止の届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届出書(様式第2号)により行うものとする。
(本人以外から個人情報を収集した場合の届出)

第5条 条例第8条第2項ただし書の規定により、個人情報を本人以外から収集した場合の届出は、本人以外からの個人情報収集届出書(様式第3号)により行うものとする。
(目的外利用等の届出)

第6条 条例第9条第1項ただし書の規定により、個人情報を目的外利用又は外部提供しようとするときは、個人情報目的外利用・外部提供届出書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。
(個人情報管理責任者)

第7条 個人情報の適正な管理を行うため、課等に個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、当該課等の長をもって充てる。

2 管理責任者は、個人情報の収集、保管及び利用(以下「保管等」という。)を適正に管理し、当該保管等について所属職員を指導及び監督しなければならない。
(個人情報開示請求書)

第8条 条例第16条第1項の規定による請求は、個人情報開示請求書(様式第5号)によるものとする。

2 条例第16条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示の方法
(本人等の証明に必要な書類)

第9条 条例第19条第2項(条例第22条第5項、第25条第4項及び第26条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する本人又はその法定代理人であることを証明する

ために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するもの
- (2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類
(個人情報開示請求等受付整理簿)

第10条 実施機関は、個人情報の開示の請求等を受け付けたときは、個人情報開示請求等受付整理簿(様式第6号)に必要な事項を記載しなければならない。

(個人情報開示決定通知書等)

第11条 条例第20条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 個人情報開示決定通知書(様式第7号)
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 個人情報部分開示決定通知書(様式第8号)
- (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 個人情報非開示決定通知書(様式第9号)
- (4) 個人情報の請求のあった行政文書が存在しない場合 個人情報不存在通知書(様式第10号)

2 条例第20条第5項の規定による通知は、個人情報開示決定期間延長通知書(様式第11号)により行うものとする。

(第三者に対する通知)

第12条 条例第21条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者個人情報開示決定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(開示の方法)

第13条 条例第22条第2項による個人情報の開示は、次の各号に定める方法による。

- (1) 文書、図画及び写真中に記録された個人情報 原本の閲覧又はその写しの交付
- (2) フィルム中に記録された個人情報 再生機器により再生したものの視聴又はその写しの交付
- (3) 録音テープ及びビデオテープ中に記録された個人情報 再生機器により再生したものの視聴
- (4) 電磁的記録中に記録された個人情報 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

2 前項の規定による写しの交付は、当該請求に係る情報1件につき原則として1部とする。

(禁止事項)

第14条 行政文書を閲覧又は視聴する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 行政文書を汚損、破損又は滅失する行為
- (2) 公務の執行に支障をきたす行為
- (3) 飲酒又は喫煙のうえ、行政文書の閲覧又は視聴をすること。
- (4) その他行政文書の開示に支障をきたす行為

2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(口頭による開示請求)

第15条 条例第23条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報については、個人情報の内容並びに開示のできる期間及び場所を告示するものとする。

(訂正請求)

第16条 条例第25条第1項の規定による訂正請求は、個人情報訂正請求書(様式第13号)

により行うものとする。

2 条例第25条第1項第6号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第25条第1項の規定による訂正請求の年月日
- (2) 代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、代理の区分
(個人情報訂正決定通知書等)

第17条 条例第26条第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 個人情報を訂正する旨の決定をした場合 個人情報訂正決定通知書(様式第14号)
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報部分訂正決定通知書(様式第15号)
- (3) 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をした場合 個人情報訂正拒否決定通知書(様式第16号)

2 条例第26条第4項において準用する条例第20条第5項の規定による通知は、個人情報訂正決定期間延長通知書(様式第17号)により行うものとする。

(利用停止等請求)

第17条の2 条例第26条の2第1項の規定による利用停止等請求は、個人情報利用停止等請求書(様式第17号の2)により行うものとする。

2 条例第26条の3第1項第5号の規定による規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第26条の3第1項の規定による利用停止等請求の年月日
- (2) 代理人が利用停止等請求をしようとする場合にあっては、代理の区分
(個人情報利用停止等決定通知書等)

第17条の3 条例第26条の5第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 個人情報を利用停止等する旨の決定をした場合 個人情報利用停止等決定通知書(様式第17号の3)
- (2) 個人情報の一部を利用停止等する旨の決定をした場合 個人情報部分利用停止等決定通知書(様式第17号の4)
- (3) 個人情報の全部を利用停止等しない旨の決定をした場合 個人情報利用停止等拒否決定通知書(様式第17号の5)

2 条例第26条の5第4項において準用する条例第20条第5項の規定による通知は、個人情報利用停止等決定期間延長通知書(様式第17号の6)により行うものとする。

(不服申立ての受付等)

第18条 実施機関は、請求者から個人情報の開示、訂正及び利用停止等の決定について不服申立てがあったときは、個人情報開示等不服申立整理簿(様式第18号)に必要な事項を記載しなければならない。

2 実施機関は、前項の不服申立てについて、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に定める要件を具備しているかどうかを調査し、要件を具備していないときは、実施機関は期間を定めて請求者にその補正を命ずることができる。ただし、軽易な事項の補正については、その場で補正を命ずることができる。

3 実施機関は、請求者が前項の補正に応じないとき、又は補正することができないときは、行政不服審査法の定めるところにより却下するものとする。

(審査会への諮問)

第19条 実施機関は、条例第27条の規定により、岸和田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)へ諮問するときは、個人情報開示・訂正・利用停止等審査諮問書(様式第19号)により行うものとする。

(不服申立てに対する決定)

第20条 不服申立人に対する通知は、不服申立決定(裁決)通知書(様式第20号)により行うものとする。

第21条 削除

(出資法人)

第22条 条例第31条第1項の規定により、個人情報の保護に関する必要な措置を講ずべき出資法人とは、市が資本金、基本金その他これに準じるものの2分の1を超える額を出資している法人とする。

(費用)

第23条 条例第40条の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるところによる。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(運用状況の公表)

第24条 条例第43条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を市の広報紙に掲載することにより行う。

- (1) 個人情報の開示請求件数
- (2) 個人情報の開示(部分開示を含む。)及び非開示の決定件数
- (3) 個人情報の訂正請求件数
- (4) 個人情報の訂正(部分訂正を含む。)及び訂正拒否の決定件数
- (5) 利用停止等請求の件数
- (6) 利用停止等請求の処理状況
- (7) 不服申立ての件数及び処理状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

(岸和田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 岸和田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和58年規則第18号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第23条関係）

区分	金額
乾式複写機による写し（モノクロ） （日本工業規格 B 5 判から A 3 判までの規格用紙を用いて写しを作成した場合）	写し 1 枚につき 10 円
その他の写し	写しの作成に要する実費相当額
写しの送付	郵送料相当額

個人情報取扱事務開始届出書

第 号
年 月 日

岸和田市長 殿

実施機関名
(担当部課名)

岸和田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の目的			
個人情報取扱事務の根拠法令など			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	家庭生活等	思想・信条・心身等
	氏名 識別番号 性別 生年月日 住所 本籍・国籍 電話番号 その他	親族関係 婚姻歴 家庭状況 居住状況 その他	条例第7条 思想、信条、宗教及び個人の特質を規定する身体 に関する個人情報 思想・信条 宗教 傷病歴・健康状態 障害 その他 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
		経済活動等	
	社会生活等	資産・収入・借金 納税額 公的扶助 取引状況 その他	根拠 法令等 審査会意見
		その他	法令等 の名称
	職業・職歴 地位・役職 学業・学歴 資格 賞罰 成績・評価 趣味 その他	意見・要望 相談内容 その他	
個人情報の収集先及び収集方法	本人 本人以外 【根拠：条例第8条第2項第 号該当】 実施機関内部 他の官公庁 刊行物等 他の実施機関 民間・私人 その他()		
個人情報の処理形態	電子計算機処理を含む 電子計算機処理を含まない (手作業処理のみ)	主なシステム名	オンラインによる外部提供 無 有
個人情報の目的外利用又は提供先	無 有 【根拠：条例第9条第1項第 号該当】 実施機関内部 他の官公庁 その他() 他の実施機関 民間・私人		
個人情報の記録媒体	文書 図画 フィルム 磁気テープ・磁気ディスク フロッピーディスク その他()		
他の法令等の開示制度	無 有 法令等の名称()		
外部委託の有無	無 有 委託内容()		
個人情報記録された行政文書の名称及び電算処理区分			備考
1			
2			
3			

様式第2号(第4条関係)

個人情報取扱事務変更・廃止届出書

第 号
年 月 日

岸和田市長 殿

(実施機関名)

岸和田市個人情報保護条例第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱 事務の名称		
届出の区分	1 変更	2 廃止
変更・廃止年月日	年 月 日	
変更・廃止の理由		
変更の内容	変 更 前	変 更 後
担 当 課		
備 考		

様式第3号（第5条関係）

本人以外からの個人情報収集届出書

第 号
年 月 日

岸和田市長 殿

（実施機関名）

岸和田市個人情報保護条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

収 集 年 月 日	年 月 日
収 集 の 相 手 先	
収 集 の 目 的	
本 人 以 外 か ら 収 集 し た 理 由	
収 集 し た 個 人 情 報 の 項 目	
担 当 課	
備 考	

様式第4号(第6条関係)

個人情報目的外利用・外部提供届出書

第 号
年 月 日

岸和田市長 殿

(実施機関名)

岸和田市個人情報保護条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

目的外利用・外部提供の区分	1 目的外利用	2 外部提供
目的外利用・外部提供をする年月日	年 月 日	
目的外利用・外部提供をする理由		
目的外利用・外部提供をする相手方		
目的外利用・外部提供が可能な理由	条例第9条第1項 第1号該当 第2号該当 第3号該当 第4号該当 (理由)	
担当課		
備考		

整理番号	
------	--

個人情報開示請求等受付整理簿

所 管 課 名			
所 管 課 送 付 日	年 月 日		
請求者の住所及び氏名等	住所 〒 ふりがな 氏名 電話		
請求者が法定代理人のとき 記入 個人情報の本人の住所氏名 等	住所 〒 ふりがな 氏名 電話		
請 求 の 区 分	開 示 ・ 訂 正 ・ 利 用 停 止 等		
請求に係る個人情報の内容 等			
決 定 期 間 の 延 長	延長の有無	有・無	延長後の期限
第 三 者 情 報 の 照 会	照会の有無	有・無	照会年月日
	第三者情報の内容		回答年月日
			結果通知年月日
			照 会 先
決 定 の 内 容			
決 定 書 等 送 付 日	年 月 日	処理年月日	年 月 日

様式第7号(第11条関係)

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

(実施機関名)

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、次のとおり個人情報を開示することに決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

個人情報取扱事務の名称			
開示の方法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 3 写しの送付		
開示の実施	日時	年 月 日() 午前・午後 時 分	
	場所		
担当課	電話番号	内線	
備考			

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び運転免許証その他請求者本人であることを証する書類を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課に電話等で連絡してください。
- 3 写しの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。また、写しの送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。

個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

（実施機関名）



年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、次のとおり個人情報情報を部分開示することに決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第 20 条第 2 項の規定により通知します。

個人情報取扱事務の名称	
開示の方法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 3 写しの送付
開示の日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
実施場所	
開示することができないと決定した部分	
開示することができない理由	岸和田市個人情報保護条例第 17 条第 号に該当 （理由）
開示できる予定の時期	年 月 日以後であれば開示できますので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。
担当課	電話番号 内線
備考	

（注）1 開示を受ける際には、この通知書及び運転免許証その他請求者本人であることを証明する書類を提示してください。

2 印欄は、当該個人情報の開示をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

3 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

4 写しの交付を希望される場合は、写しの作成費用が請求者の負担となります。また、写しの送付を希望される場合は、郵送料も必要となります。

（教示）この決定に不服のある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市を被告として提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、次のとおり個人情報を非開示とすることに決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

個人情報取扱事務の名称	
開示することができない理由	岸和田市個人情報保護条例第17条第 号に該当 (理由)
開示できる予定の時期	年 月 日以後であれば開示できますので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。
担当課	電話番号 内線
備考	

(注) 印欄は、当該個人情報の開示をすることができない理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

(教示) この決定に不服のある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として提起することができます。(この場合において市長が被告の代表者となります。)

第 号
年 月 日

個人情報不存在通知書

殿

（実施機関名）



年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、対象となる行政文書を保有していませんので、岸和田市個人情報保護条例第 20 条第 2 項の規定により通知します。

個人情報取扱事務の名称	
不存在の理由	
担当課	電話番号 内線
備考	

（教示）この決定に不服のある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市を被告として提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

様式第 11 号 (第 11 条関係)

個人情報開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

(実施機関名)

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、岸和田市個人情報保護条例第 20 条第 5 項の規定により、次のとおり決定の期間を延長しましたので通知します。

個人情報取扱事務の名称	
決定期間満了日	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
担当課	電話番号 内線
備考	

第三者個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

（実施機関名）



年 月 日付け 第 号で照会し、意見をいただいたあなたに関する情報が記録されている個人情報の開示について、次のとおり決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第 21 条第 2 項の規定により通知します。

開 示 決 定 通 知 書 の 日 付 及 び 文 書 番 号		
あなただけに関する情報の内容		
開 示 の 実 施	日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
	場 所	
担 当 課	電 話 番 号	内 線
備 考		

（教示）この決定に不服のある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市を被告として提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

個人情報訂正請求書

年 月 日

実施機関 殿

請求者 住所 _____

氏名 _____
電話 () _____

岸和田市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

個人情報を特定するために必要な事項		
訂正を求める箇所		
訂正を 求める 内 容	訂 正 前	
	訂 正 後	

（法定）代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

（法定）代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年後見人	
本 人	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	() _____

備考

- 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に 印を付けてください。
- 2 請求に係る個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
- 3 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出又は提示してください。
- 4 代理人が請求する場合は、代理人であることを証明する書類及び代理人が本人であることを証明する書類を提出又は提示してください。

以下、記入は不要です。

本人等であることの 確 認 書 類	本 人 1 運転免許証 2 旅券 3 その他 () 法定代理人 ()
担 当 課	

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

殿

（実施機関名）



年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、次のとおり個人情報の訂正をすることに決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第26条第2項の規定により通知します。

個人情報取扱事務の 名 称		
訂 正 の 箇 所		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂 正 年 月 日		年 月 日
担 当 課		電話番号 内線
備 考		

個人情報部分訂正決定通知書

第 号
年 月 日

殿

（実施機関名）



年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、次のとおり個人情報の一部の訂正をすることに決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第 26 条第 2 項又は第 3 項の規定により通知します。

個人情報取扱事務の名称			
訂正する部分	訂正する箇所		
	訂正の内容	訂正前	
		訂正後	
訂正した日	年 月 日		
訂正しない部分	訂正しない箇所		
	訂正しない理由		
担当課	電話番号	内線	
備考			

（教示）この決定に不服のある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市を被告として提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

個人情報訂正拒否決定通知書

第 号
年 月 日

殿

（実施機関名）



年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、次のとおり個人情報の訂正をしないことに決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第 26 条第 3 項の規定により通知します。

個人情報取扱事務の名称		
訂正を求めた内容	訂正前	
	訂正後	
訂正を拒否する理由		
担 当 課	電話番号	内線
備 考		

（教示）この決定に不服のある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市を被告として提起することができます。（この場合において市長が被告の代表者となります。）

個人情報訂正決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

（実施機関名）



年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、岸和田市個人情報保護条例第26条第4項において準用する第20条第5項の規定により、次のとおり決定の期間を延長しましたので通知します。

個人情報取扱事務の名称	
決定期間満了日	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
担当課	電話番号 内線
備考	

個人情報利用停止等請求書

年 月 日

(実施機関名) 殿

〒 _____
請求者 住所 _____

よみがな
氏名 _____
電話 () _____

岸和田市個人情報保護条例第 26 条の 2 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求の区分	1 利用の停止	2 消去	3 提供の停止
個人情報を特定するために必要な事項			
利用停止等請求の内容			
利用停止等請求の理由			

(法定) 代理人が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

(法定) 代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年後見人
本人	住所	
	氏名	
	電話番号	() _____

- (備考) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に 印を付けてください。
 2 請求に係る個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。
 3 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を提出又は提示してください。
 4 代理人が請求する場合は、代理人であることを証明する書類及び代理人が本人であることを証明する書類を提出又は提示してください。

以下、記入は不要です。

本人等であることの確認書類	本人	1 運転免許証	2 旅券	3 その他 ()
担当課	法定代理人 ()			
本人の反対の意思表示	1 有	2 無		

個人情報利用停止等決定通知書

第 号
年 月 日

殿

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止等については、次のとおり個人情報の (利用の停止・消去・提供の停止) をすることに決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第 26 条の 5 第 2 項の規定により通知します。

利用停止等請求に係る個人情報の内容	
利用停止等の内容	
利用停止等年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号 内線
備 考	

(教示) この決定に不服のある場合は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市を被告として提起することができます。(この場合において市長が被告の代表者となります。)

個人情報部分利用停止等決定通知書

第 号
年 月 日

殿

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止等については、次のとおり個人情報の一部の (利用の停止・消去・提供の停止) をすることに決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第 26 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定により通知します。

利用停止等請求に係る個人情報の内容	
利用停止等の内容	
一部を利用停止等しない理由	
利用停止等年月日	年 月 日
担 当 課	電話番号 内線
備 考	

(教示) この決定に不服のある場合は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市を被告として提起することができます。(この場合において市長が被告の代表者となります。)

個人情報利用停止等拒否決定通知書

第 号
年 月 日

殿

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止等については、次のとおり個人情報の (利用の停止・消去・提供の停止) をしないことに決定しましたので、岸和田市個人情報保護条例第 27 条の 4 第 3 項の規定により通知します。

利用停止等請求に係る個人情報の内容	
個人情報を利用停止等しない理由	
担 当 課	電話番号 内線
備 考	

(教示) この決定に不服のある場合は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) の規定により、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定を知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に市を被告として提起することができます。(この場合において市長が被告の代表者となります。)

個人情報利用停止等決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止等については、岸和田市個人情報保護条例第 26 条の 5 第 4 項において準用する第 20 条第 5 項の規定により、次のとおり決定の期間を延長しましたので通知します。

個人情報取扱事務の名称	
決定期間満了日	年 月 日
延長する期間	日間
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
担当課	電話番号 内線
備考	

個人情報開示・訂正・利用停止等審査諮問書

第 号
年 月 日

岸和田市個人情報保護審査会会長 殿

（実施機関名）

岸和田市個人情報保護条例第20条第1項、第26条第1項又は第26条の5第1項の決定に対し、次のとおり不服申立てがありましたので、同条例第27条の規定により諮問します。

不服申立てに係る情報の内容	
不服申立てに係る処分の内容	
不 服 申 立 日	年 月 日
不服申立ての趣旨及び理由	（趣旨）
	（理由）
担 当 課	
備 考	

- 添付資料
- （1）個人情報開示等不服申立書の写し
 - （2）個人情報開示等請求書の写し
 - （3）決定通知書の写し
 - （4）その他必要と認められる書類（個人情報開示請求等受付整理簿・対象個人情報の写し等）

様式第 20 号 (第 20 条関係)

第 号
年 月 日

申立人

殿

(実施機関名)

印

不服申立決定 (裁決) 通知書

年 月 日付けの個人情報開示に係る不服申立てについては、次のとおり決定 (裁決) しましたので、岸和田市個人情報保護条例施行規則第 20 条の規定により通知します。

記

- 1 不服申立てに係る行政文書名

- 2 不服申立てに係る決定 (裁決)
 - (1) 不服申立てを認容
 - (2) 不服申立てを却下
 - (3) 不服申立てを一部容認する。

- 3 決定 (裁決) の理由

5 . 岸和田市個人情報保護審査会規則

平成 12 年 4 月 1 日
規則 第 3 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、岸和田市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 10 号。以下「条例」という。）第 38 条の規定により、岸和田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の手續に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第 3 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 審査会は、条例第 33 条第 1 項及び第 2 項の規定により調査及び審査を行い、又は実施機関に答申し、意見を述べるに当たって、審査会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、専門部会における調査審議の状況、結果を審査会に報告する。

(庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、企画調整部改革推進室において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審査会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。